付属資料 1

包括的保存管理計画

The Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region

1-1　「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群　包括的保存管理計画

1-2　文化財保護法に基づく保存管理計画（抜粋）

a. 史跡 宗像神社境内保存管理計画

b. 天然記念物 沖の島原始林保存管理計画

c. 重要文化財 宗像神社辺津宮本殿、拝殿保存活用計画

d. 史跡 津屋崎古墳群保存管理計画

世界遺産一覧表への記載推薦に係る

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
包括的保存管理計画

2016 年 1 月

福岡県、宗像市、福津市

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画

目 次

第 1 章 計画の基本構成 …… 1

1-1 計画の目的 …… 2
1-2 計画策定の経緯 …… 2
1-3 計画の構成 …… 4
1-4 関連計画 …… 5
1-5 計画の実施と見直し …… 5

第 2 章 資産の価値と現況 …… 7

2-1 資産の顕著な普遍的価値 …… 8
2-2 構成資産の現況 …… 12

第 3 章 資産に影響を与える要因 …… 27

3-1 資産に影響を与える要因 …… 28
3-2 開発圧力 …… 29
3-2-1 開発圧力による影響 …… 29
3-2-2 開発圧力への対応 …… 30
3-3 環境圧力 …… 32
3-3-1 環境圧力による影響 …… 32
3-3-2 環境圧力への対応 …… 32
3-4 自然災害 …… 33
3-4-1 自然災害による影響 …… 33
3-4-2 自然災害への対応 …… 37
3-5 来訪者 …… 40
3-5-1 来訪者による影響 …… 40
3-5-2 来訪者への対応 …… 46

第 4 章 構成資産の保存管理 …… 47

4-1 構成資産の重要な要素 …… 48
4-2 文化財保護法に基づく保存管理 …… 50
4-3 所有者、地域コミュニティの役割 …… 54
4-4 構成資産の保存管理方針 …… 55

第 5 章　緩衝地帯の管理 …… 57

5-1 緩衝地帯の設定 …… 58
5-2 区域別の管理方針 …… 61
5-3 緩衝地帯の管理方法 …… 64

第 6 章　公開、活用 …… 79

6-1 価値の解説 …… 80
6-1-1 解説の視点 …… 80
6-1-2 来訪者施設の整備 …… 81
6-1-3 情報提供と受入体制の充実 …… 86
6-1-4 構成資産の公開、活用方針 …… 87
6-2 価値の解明 …… 93
6-2-1 既往の調査、研究 …… 93
6-2-2 調査、研究計画 …… 93
6-2-3 調査、研究の行政上の体制 …… 93

第 7 章　体制の整備、運営 …… 95

7-1 保存管理体制 …… 96
7-1-1 管理体制 …… 96
7-1-2 財源の確保 …… 98
7-1-3 専門的知識及び研修 …… 99
7-2 地域コミュニティの参画 …… 100
7-2-1 行政と地域住民との連携 …… 100
7-2-2 地域の人材育成及び技術支援 …… 100

第 8 章　経過観察 …… 103

8-1 観察指標の設定と記録作成 …… 104
8-2 負の影響を予防、除去するための対策 …… 104

第 9 章　行動計画 …… 107

第 1 章
計画の基本構成

本章では、計画の目的、策定の経緯等、本計画の基本的事項について示す。

1-1 計画の目的
1-2 計画の策定の経緯
1-3 計画の構成
1-4 関連計画
1-5 計画の実施と見直し

1-1 計画の目的

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、「世界遺産条約」）に基づく世界遺産一覧表への記載を推薦する『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』（以下、「本資産」）は、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証である。また、宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮、新原・奴山古墳群の８つの構成資産群からなるシリアル・プロパティである。

この包括的保存管理計画（以下、「本計画」）は、約 1,600 年にわたる年月を超えて地域の人々によって受け継がれてきた本資産の顕著な普遍的価値を人類共有の資産として将来世代へ継承していくことを目的に、資産の保存管理、緩衝地帯の管理、資産の公開、活用など、本資産とその周辺環境を対象とした包括的な保存管理に関する方針と施策を示したものである。

1-2 計画の策定の経緯

本計画は、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（以下、「推進会議」）の学術的諮問組織である包括的保存管理計画策定委員会（表 1-1）の指導・助言のもと、福岡県、宗像市、福津市が地元関係者や行政関係者等の意見を集約し、2016 年１月に策定した。

なお、本計画は、「世界遺産条約履行のための作業指針」[1]（以下、「作業指針」という）や関連する憲章や勧告をもとに策定した。また、本計画の基礎となる各構成資産の保存管理計画や宗像市・福津市の景観計画は、本資産の学識経験者や地域住民代表を含む委員会で審議し、住民説明会やパブリック・コメントを経て策定した。

[1]「世界遺産条約履行のための作業指針（Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention）」：世界遺産登録推薦の要件を解説した文書。本計画策定時は 2015 年 7 月改定が最新。ユネスコ世界遺産委員会は、「作業指針」第 108 節において、推薦資産の顕著な普遍的価値を適切に保存管理していくための内容を明文化した管理計画（management plan）の策定を求めている。この管理計画の項目には、世界遺産資産の保護管理にあたって、顕著な普遍的価値及び完全性及び真正性の登録時の状態が、将来にわたって維持、強化されるように担保することを第一義とし、推薦資産の効果的な保護を目的として緩衝地帯を設定すること、顕著な普遍的価値を広く伝達し将来へと確実に伝えていく公開・活用と一体であること、資産の管理者、管理権限を持つ機関その他のパートナー、及び資産管理関係者との緊密な連携が重要であること等が示されている。

表 1-1 包括的保存管理計画策定委員会　委員等一覧

分類	氏名	専門	所属等
委員長	すぎもと　まさみ 杉本　正美	造園	九州芸術工科大学名誉教授 神戸芸術工科大学名誉教授 福岡県文化財保護審議会会長 宗像市史跡等保存管理推進委員会委員
副委員長	にしたに　ただし 西谷　正	考古学	海の道むなかた館館長 九州大学名誉教授 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議委員長 宗像市史跡等保存管理推進委員会委員長 国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画策定委員会委員長
委　員	いなば　のぶこ 稲葉　信子	遺産論、 建築史	筑波大学大学院教授 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議委員
	なかま　こういち 仲間　浩一	土木工学、 地域計画	トレイルバックス代表 福津市景観審議会会長 福津市景観アドバイザー 宗像市景観アドバイザー
	にしむら　ゆきお 西村　幸夫	都市工学、 都市保全計画	東京大学大学院教授 日本イコモス国内委員会委員長
	ひたか　けいいちろう 日髙　圭一郎	都市計画	九州産業大学工学部建築学科・景観研究センター教授 宗像市景観審議会会長 宗像市景観アドバイザー
	フンク・カロリン	観光地理学	広島大学大学院総合科学研究科准教授
オブザーバー	にし　かずひこ 西　和彦	文化財保護、 建築史	文化庁記念物課世界文化遺産室文化財調査官
	あしづ　もとゆき 葦津　幹之		宗像大社禰宜
事務局	福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室 宗像市経営企画部経営企画課世界遺産登録推進室 福津市総合政策部世界遺産登録推進室		

（委員は 50 音順、所属は 2015 年 3 月現在）

表 1-2 策定委員会等の開催状況

会議	日　時		議　題
第１回	2013年	6月12日(水)	(1)包括的保存管理計画　(2)個別の保存管理計画及び景観計画の進捗状況
第２回		9月9日(月)	(1)顕著な普遍的価値の保存管理　(2)緩衝地帯の管理　(3)公開、活用
第３回		12月1日(日)	(1)公開、活用の促進　(2)体制の整備　(3)経過観察の実施 (4)行動計画の策定・実施
第４回	2014年	2月28日(金)	(1)来年度のスケジュールについて　(2)包括的保存管理計画について(報告･討議) (3)景観デザイン会議（報告）
第５回		7月12日(土) ～13日(日)	・現地視察 (1)資産の展示、解説　(2)来訪者の管理、誘導　(3)ガイダンス機能　(4)案内体制
第６回		10月6日(月)	包括的保存管理計画修正点の報告、討議 「緩衝地帯における屋外広告物調査報告書」の調査報告
第７回	2015年	2月20日(金)	(1)包括的保存管理計画について（報告・討議） (2)今後の検討事項について

1-3 計画の構成

第1章「計画の基本構成」では、本計画の目的、策定の経緯、本計画の構成、関連計画について示す。

第2章「資産の価値と現況」では、本資産の顕著な普遍的価値、構成資産の概要及び保存状況・公開状況について示す。

第3章「資産に影響を与える要因」では、本資産に影響を及ぼす可能性のある潜在的脅威とその対策について示す。

第4章「構成資産の保存管理」では、構成資産を保存管理する法令及び各種計画、所有者・地域コミュニティによる保存管理について示す。

第5章「緩衝地帯の管理」では、本資産の緩衝地帯を管理するための法令・制度及び各種計画について示す。

第6章「公開、活用」では、本資産の顕著な普遍的価値を解説するための公開・活用について示す。

第7章「体制の整備、運営」では、本計画の推進を担う体制の整備や外部組織との協力体制を示す。

第8章「経過観察」では、経過観察の方法及び負の影響を除去・軽減するための対策を示す。

第9章「行動計画」では、第3章から第8章で述べている方針にもとづき、将来にわたって実施すべき具体的な施策を行動計画として示す。

1-4 関連計画

本計画の策定にあたり、構成資産の保存管理については、文化財保護法及び各構成資産の保存管理計画との整合性を、緩衝地帯の管理については、景観法や都市計画法等に基づく関連計画との整合性を考慮した。本計画と各法令・制度との関係については図 1-1 に示すとおりである。

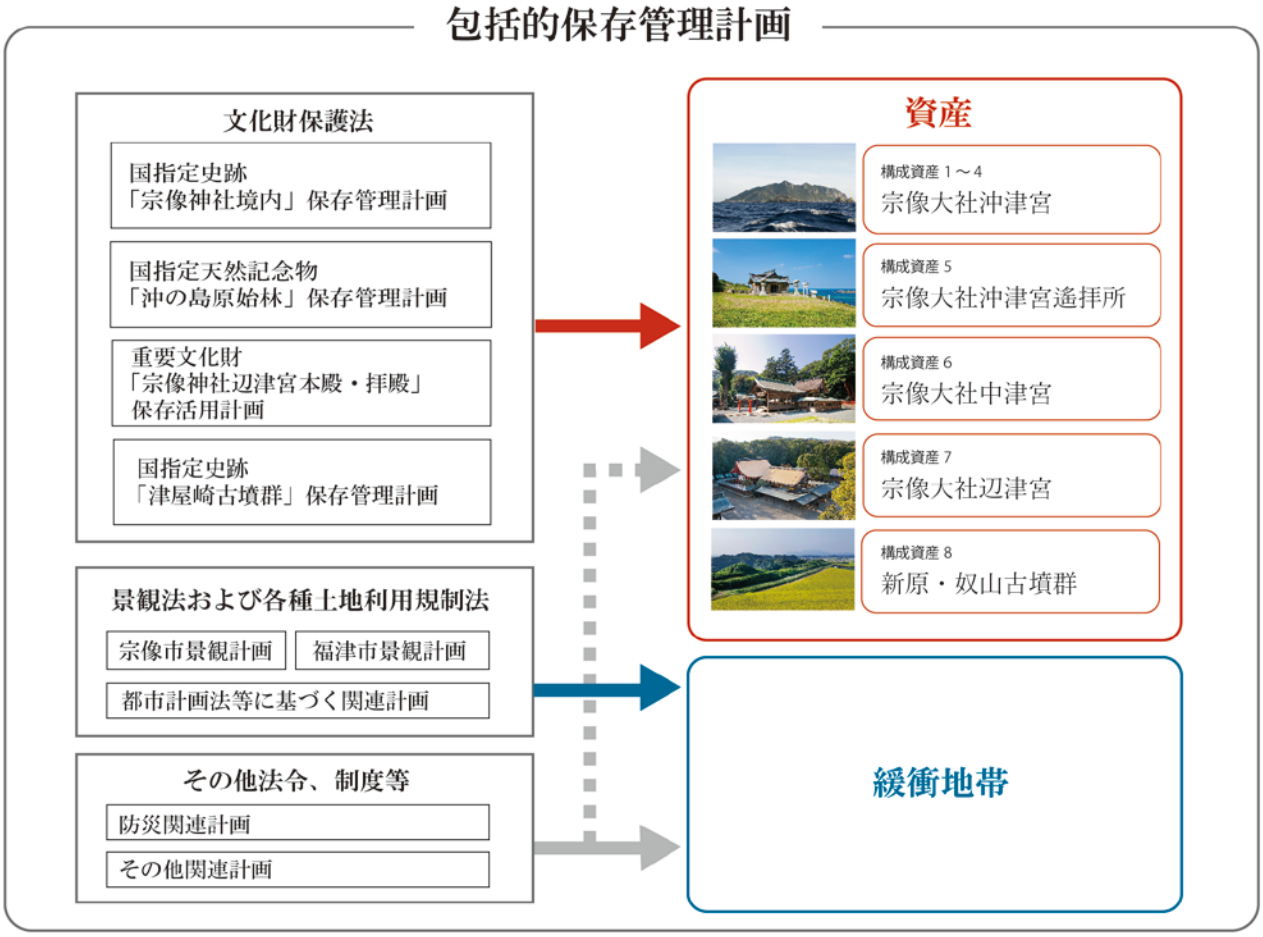

図 1-1 包括的保存管理計画と法令、制度等との関係

1-5 計画の実施と見直し

本計画は、本資産の世界遺産一覧表への登録をもって発効し、第７章「体制の整備、運営」に示す体制のもと実施する。

本資産を取り巻く状況の変化に適切に対応し、効果的な資産の保存管理を行うために、計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクルを継続的に行うことが望ましい（作業指針第 111 段）。本計画の実施にあたっては、構成資産及び緩衝地帯の保存管理、公開・活用の状況、計画の実施状況を継続的に検討し、経過観察の定期報告書提出に合わせて概ね６年毎に本計画を更新する。

表 1-3 包括的保存管理計画の関連計画

種別	計画名称	策定主体	策定年
総合計画	福岡県総合計画	福岡県	2012年
	宗像市総合計画（第2次）	宗像市	2015年
	福津市総合計画	福津市	2007年
都市計画・土地利用・基盤整備	福岡県国土利用計画（第４次）	福岡県	2009年
	福岡県土地利用基本計画	福岡県	2010年
	宗像都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	福岡県	2013年
	津屋崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	福岡県	2008年
	宗像市国土利用計画（第2次）	宗像市	2015年
	宗像市都市計画マスタープラン(第2次)	宗像市	2015年
	福津市国土利用計画	福津市	2008年
	福津市都市計画マスタープラン	福津市	2008年
景観	宗像市景観まちづくりプラン	宗像市	2014年
	宗像市景観計画	宗像市	2014年
	福津市景観マスタープラン	福津市	2008年
	福津市景観計画	福津市	2014年
環境	福岡県環境総合ビジョン（第３次福岡県環境総合基本計画）	福岡県	2013年
	福岡県生物多様性戦略	福岡県	2013年
	宗像市環境基本計画	宗像市	2013年
	福津市環境基本計画	福津市	2007年
防災	福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）	福岡県	2012年改訂
	福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）	福岡県	2011年改訂
	福岡県地域防災計画（風水害対策編）	福岡県	2010年改訂
	宗像市地域防災計画	宗像市	2014年修正
	福津市地域防災計画	福津市	2013年
地域振興	福岡県離島振興計画	福岡県	2013年
	宗像市離島振興計画	宗像市	2013年
	福津市ブランド戦略	福津市	2010年
	福岡県過疎地域自立促進計画	福岡県	2010年
	福岡県農業・農村振興基本計画	福岡県	2012年
	福岡県水産振興基本計画	福岡県	2013年
森林	福岡森林計画区地域管理経営計画（第５次）	林野庁	2015年
	福岡県森林・林業振興基本計画	福岡県	2013年
河川	釣川水系河川整備基本方針	福岡県	2011年
観光	宗像市歴史・観光推進計画	宗像市	2005年
	福津市観光基本計画	福津市	2010年
資産	国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画	宗像市	2014年
	重要文化財「宗像神社辺津宮本殿・拝殿」保存活用計画	宗像大社	2014年
	国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画	宗像市	2014年
	国指定史跡「津屋崎古墳群」整備基本構想	福津市	2008年
	国指定史跡「津屋崎古墳群」整備基本計画	福津市	2011年
	国指定史跡「津屋崎古墳群」保存管理計画	福津市	2014年

第 2 章
資産の価値と現況

本章では、本資産の顕著な普遍的価値及び構成資産の概要、保存状況、公開状況について示す。

2-1 資産の顕著な普遍的価値
2-2 構成資産の現況

2-1 資産の顕著な普遍的価値

本資産は、世界遺産条約第１条及び作業指針第 45 項に定める「遺跡（site）」に該当する。本計画において守るべき本資産の顕著な普遍的価値と評価基準を以下に示す。なお、本資産の顕著な普遍的価値を表す８つの構成資産の所在地、座標、資産範囲及び緩衝地帯の面積は表 2-1、図 2-1 に示すとおりである。

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の概要

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、日本の西部沿岸に位置する。本資産は４世紀から現在まで続く「神宿る島」への信仰と関連する八つの構成資産からなる文化遺産である。構成資産は、日本列島と朝鮮半島との間に位置する沖ノ島全体と三つの岩礁からなる宗像大社沖津宮、大島の宗像大社沖津宮遙拝所と宗像大社中津宮、九州本土の宗像大社辺津宮と新原・奴山古墳群である。

沖ノ島には４から９世紀の間の自然崇拝に基づく古代祭祀の変遷を示す、ほぼ手つかずの状態で現代まで残されてきた比類のない考古遺跡がある。その奉献品の質と量は祭祀の重要性を示し、東アジアにおける活発な対外交流が進んだ 500 年間における祭祀の変遷の証拠として、顕著な考古学的な価値をもつ。沖ノ島と共通する祭祀は大島と九州本土でも７世紀から９世紀に行われた。古代祭祀遺跡を含む沖津宮、中津宮、辺津宮は、宗像大社として現在まで続く信仰の場である。沖津宮遙拝所は、18 世紀までに成立した「神宿る島」を遥拝するための信仰の場である。５世紀から６世紀に築かれた新原・奴山古墳群は、沖ノ島祭祀を担い現在も続く信仰の伝統を発展させた宗像氏の証拠である。

本資産は、古代東アジアにおける活発な対外交流の中で発展した「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が、海上の安全を願う生きた伝統と直結して今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証である。

表 2-1 構成資産の名称、所在地、座標

ID No.	名称	所在地	座標	資産範囲面積(ha)	緩衝地帯面積(ha)	
					陸域	海域
1	沖ノ島	宗像市大島	北緯 4 度 14 秒 42 秒 東経 130 度 6 分 20 秒	68.38		75,068.36
2	小屋島	宗像市大島	北緯 34 度 13 秒 53 秒 東経 130 度 6 分 42 秒	1.89		
3	御門柱	宗像市大島	北緯 34 度 13 秒 54 秒 東経 130 度 6 分 50 秒	0.15		
4	天狗岩	宗像市大島	北緯 34 度 13 秒 56 秒 東経 130 度 6 分 51 秒	0.19		
5	宗像大社 沖津宮遙拝所	宗像市大島	北緯 33 度 54 分 32 秒 東経 130 度 25 分 41 秒	0.24	717.23	
6	宗像大社中津宮	宗像市大島	北緯 33 度 53 分 50 秒 東経 130 度 25 分 54 秒	1.50		
7	宗像大社辺津宮	宗像市田島	北緯 33 度 49 分 47 秒 東経 130 度 30 分 51 秒	11.27	3,577.89	
8	新原･奴山古墳群	福津市勝浦	北緯 33 度 49 分 03 秒 東経 130 度 29 分 10 秒	15.31		
			合計（ha）	98.93	79,363.48	

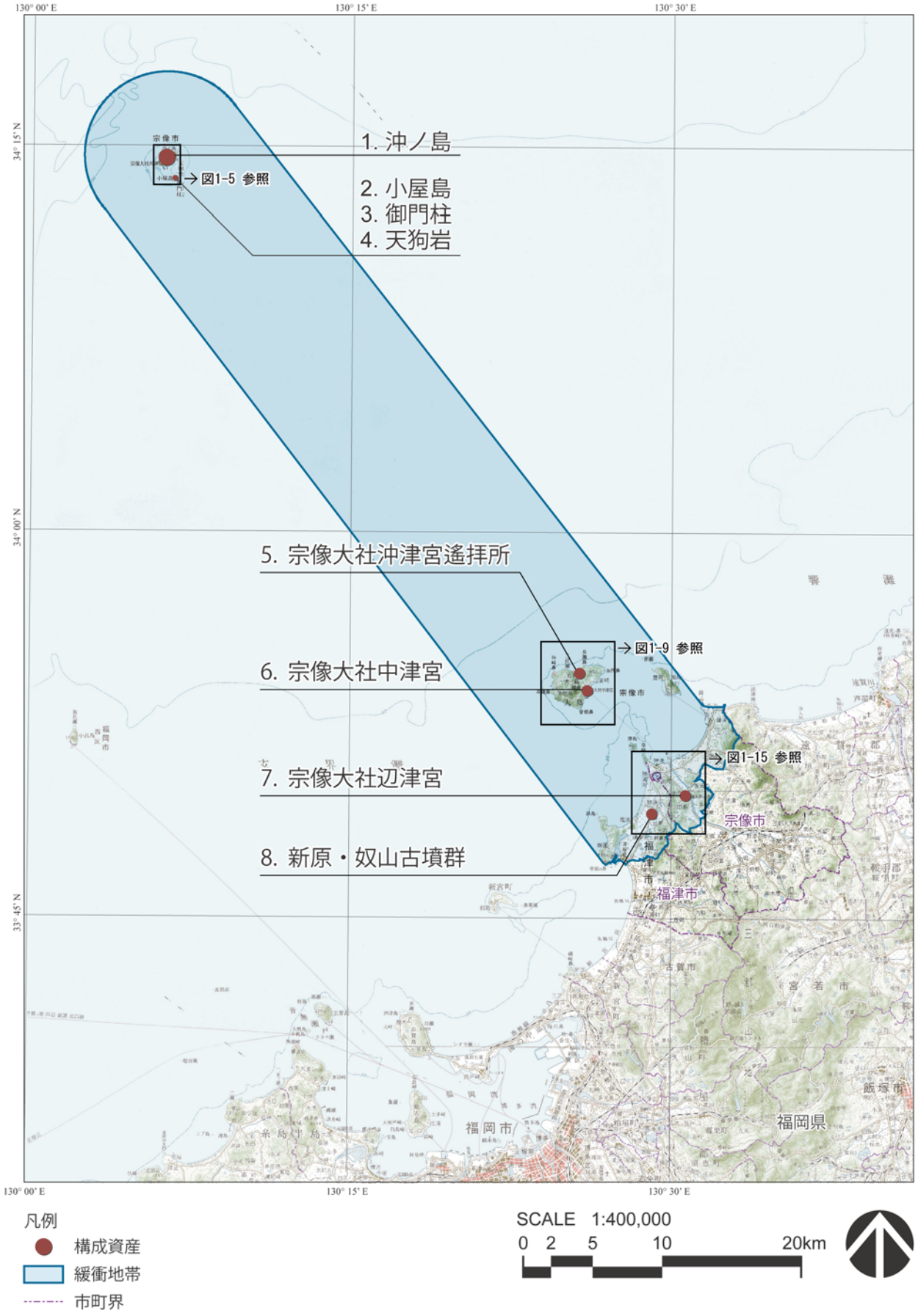

図 2-1 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲図

評価基準（ii）	建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの

本資産は、沖ノ島から始まった古代祭祀の変遷によって、４世紀から９世紀の東アジアにおける価値観の交流を明らかにする。宗像地域の人々は、航海の危険を乗り越えて、沖ノ島が位置する日本列島と朝鮮半島との間の海峡における対外交流に大きな役割を果たした。日本の古代国家は沖ノ島の神を非常に重要な交流の航路の守り神としたため、沖ノ島には当時の先進技術で作られた重要な舶載品が数多く奉献された。この古代祭祀の変遷は、日本の中央集権国家形成期における東アジアでの活発な対外交流の実態を反映する。大陸から持ち込まれた文化や優れた品々は、日本の政治や社会、信仰などあらゆる面の発展に貢献した。

評価基準（iii）	現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

本資産は、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証である。沖ノ島は 1,500 年以上にわたり信仰の対象となってきた。特におびただしい量の貴重な奉献品を用いて行われた４世紀後半から９世紀末の約 500 年間の古代祭祀の変遷を伝える考古遺跡は、ほぼ手つかずの状態で島内に守られてきた。自然崇拝がこれらの航海の安全を祈る祭祀の基盤となり、沖ノ島、大島、九州本土の宗像大社三宮での人格神化した宗像三女神への信仰が生まれ、現在に継承されている。新原・奴山古墳群は、日本列島と大陸との交流を担う中で、この文化的伝統を生みだし、継承した宗像氏の存在の最も明白な物証である。大島の沖津宮遙拝所の存在から知られるように、沖ノ島への入島を制限し、遠くに島を拝む厳格な禁忌は宗像地域の人々の間で今日まで守られている。

評価基準（vi）	顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい。

古代の沖ノ島への信仰から生まれた宗像三女神信仰の歴史を伝える本資産は、海上の安全を祈る生きた伝統に直結する。沖ノ島への信仰は、航海や漁業に伴う危険に対する人間の自然な反応から生まれたものである。その伝統の始まりである沖ノ島の祭祀遺跡は、厳しく入島を制限する禁忌などの宗像地域に今日まで続く精神的・文化的伝統によって、当時のままの状態で守られてきた。沖ノ島に対する信仰は宗像三女神信仰へと発展し、現存する日本で最古の歴史書である８世紀の古事記や日本書紀に登場するなど、日本固有の信仰がいかに形成されたかを示す。今日も、この神宿る島に連なる女神は水上の安全を司る神として、海に囲まれた日本の全国で広くまつられている。

完全性の言明

本資産は、「神宿る島」を崇拝する精神的・文化的伝統が形成され、海上の安全を祈る生きた伝統と直結して今日まで継承されてきたことを物語る稀有な物証として、完全性を十分に有している。その顕著な普遍的価値を現す全ての要素は、沖ノ島、大島、九州本土を含む海でつながる空間に所在する一連の資産に含まれている。構成資産は考古遺跡と現在まで精神的伝統が息づく信仰の場からなり、全ての構成資産は顕著な普遍的価値を理解するために必要な特徴と過程を過不足なく表すために適切な範囲を有しており、開発や管理放棄による悪影響を被ることなく、適切に保存管理され良好な状態である。

真実性の言明

本資産の真実性は、顕著な普遍的価値に貢献する各構成資産の諸属性に関する十分な調査研究により裏づけられている。

沖津宮、中津宮、辺津宮の範囲内の古代祭祀遺跡、新原・奴山古墳群については、真実性が考古学的調査により証明されている。そして、宗像大社の三宮がそれぞれ古代祭祀の場を起源としており、また沖津宮遙拝所は長い間、沖ノ島を拝むための場であったことは、歴史資料や建築物の調査によって示されており、それらの信仰の場としての真実性が証明されている。

保護・管理上の要件

資産の全範囲は文化財保護法に基づく史跡に指定され保護されており、国と地域の行政が所有者と連携して適切に保存管理している。加えて、沖ノ島は信仰の対象として入島を制限する禁忌やその他の地域の慣習である文化的伝統によって管理されている。

構成資産間の眺望及び資産の周辺環境を阻害する開発やその他の行為が生じないよう、全ての構成資産を包含する十分な範囲の緩衝地帯を陸域・海域に設定し、景観法をはじめとした各種法令等により適切な保全措置を講じている。

2009 年より、地元の３行政機関である福岡県、宗像市、福津市は、それぞれ世界遺産登録の担当部局を設置するとともに、資産の保護と緩衝地帯の管理の機能をもった調整のための会議を設けている。イコモス会員を含む研究者・専門家から構成される専門家会議を設置し、学術的な観点から助言を受けている。また、包括的保存管理計画を確実に実行するために、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表を構成員とする保存活用協議会を設立する予定である。

関係法令などを所管する国の機関である文化庁は協議会に対し必要に応じ指導・助言をするとともに、定期報告書の調整を行う。

2-2 構成資産の現況

【構成資産１～４】宗像大社沖津宮

沖ノ島で 4 世紀から 9 世紀にかけての活発な対外交流の時期に古代祭祀が行われ、その遺跡が禁忌とともに現代まで守り伝えられてきた。

宗像大社沖津宮は、九州北部の宗像地域から 60㎞離れた１.沖ノ島およびその付随する岩礁である２.小屋島、３.御門柱、４.天狗岩からなる信仰の場である。沖ノ島は周囲約４㎞、面積約 68.38ha、最高所 243m であり、島そのものが信仰の対象となっている。沖ノ島の南東１㎞にある三つの附属する岩礁である小屋島（面積約 1.89ha）、御門柱（面積約 0.15 ha）、天狗岩（面積約 0.19 ha）は、沖ノ島と一体のものとして保護されている。物理的に沖ノ島から離れていることから個別の構成資産として区別されているが、沖ノ島と三つの岩礁は価値の観点で実質的に不可分であり、沖津宮という一つの神社を構成している。沖津宮は宗像大社三宮の一つであり、宗像三女神の一柱である田心姫神がまつられ、信仰されている。

九州北部から朝鮮半島へと向かう海路に位置する沖ノ島は、古代から航海の際の道標であり、またその荘厳さを感じさせる外観から、神宿る島として地域の人々の信仰の対象となっていた。4 世紀後半から日本と中国大陸、朝鮮半島の古代王朝との交流が活発化すると、航海の安全と交流の成就を願い、沖ノ島で祭祀が開始された。この祭祀は、宗像氏の協力の下に一地域の祭祀を超える規模や重要性をもって行われた、「国家的祭祀」と位置付けられている。沖ノ島祭祀の祭祀形態は四段階に変遷することが明らかになっており、このように明確な古代祭祀の変遷が分かる祭祀遺跡は他にない。さらに、考古学的な調査によって約８万点の他に類を見ないほど豊富かつ質の高い奉献品が出土し、その中には交流によってもたらされたものが含まれる。沖ノ島の祭祀遺跡は良好に保存され、祭祀の変遷だけでなく古代日本の対外交流の本質を示すものである。

古代祭祀の終了後も沖ノ島は「神宿る島」として受け継がれ、17 世紀まで人が常駐することはなかった。古代祭祀が行われた巨岩の間に位置する社殿は、17 世紀半ば以前に建てられた。現在の沖津宮社殿は 1932 年に再建されたもので、田心姫神がまつられている。

このような沖ノ島信仰は、今日まで続く厳重な禁忌を生み出していく。全裸になり海中で穢れを払う「禊」をしなければ上陸してはならない、女性は一切入島してはならない、島で見聞きしたことを口外してはならない、島から一木一草一石たりとも持ち出してはならない、島内で四足の動物を食べてはいけない、縁起の悪い言葉は「忌み言葉」として別の言葉で言い換えるなど、これらの禁忌によって、沖ノ島は古代祭祀が行われた時代の姿のまま現在まで守られている。現在は、宗像大社の神職が１名 10 日交代で島に常駐し、毎日社殿での神事を行なっている。宗像地域の漁業従事者たちも沖ノ島に対する信仰は篤く、自分たちが沖ノ島を守ってきたという自負を持ち、献魚などして豊漁や漁の安全などを願っている。また、一年に一度、一般の男性が 200 名に限り沖ノ島に渡島して参拝することが許可される沖津宮現地大祭が行われている。

三つの付随する岩礁は沖ノ島に上陸する際の天然の鳥居の役割を果たしており、今も沖ノ島に向かう船は岩礁の間を通り、港へと入っていく。

このように、沖ノ島祭祀遺跡や島の豊かな自然は、厳重な禁忌などの信仰に基づく伝統によってほとんど人の手が加えられることなく維持されてきた。古代から続く「神宿る島」沖ノ島への信仰は、現在に至るまで生き続けている。

保存状況

沖ノ島の漁港部を除く全島と岩礁（小屋島（こやじま）、御門柱（みかどばしら）、天狗岩（てんぐいわ））は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。また、沖ノ島全体は国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定されている。沖ノ島は島自体が神聖視され禁忌に基づき島内は人の立ち入りが厳しく制限されている。古代から現在まで信仰が継続することによって、島内の自然環境や考古遺跡は良好な状態で保存されている。

沖ノ島では、22 ヶ所の遺跡が確認され、その内 13 遺跡で 1954 年から 1971 年にかけて３次に及ぶ発掘調査が実施されている。調査後は埋め戻しているため、遺構は良好な状態で保存されている。また、約８万点の出土遺物は国宝に指定されており、辺津宮境内の宗像大社神宝館で保存管理、展示されている。残る９遺跡については、手つかずのまま保存されており、遺構、遺物とともに保存状況は良好である。

沖津宮社殿は湿気の多い谷筋に位置する木造建造物であるため、幾度か建替えが行われている。現在の社殿は 1932 年に再建されたものである。社殿は、屋根の葺替えなど定期的に修理が必要であり、2018 年から 2020 年に本殿の修理が予定されている。

近代以降には、沖の島漁港、灯台、第二次世界大戦時に設置された軍事施設跡等が建設されたが、沖ノ島祭祀遺跡の範囲はほぼ手つかずのままであり、島全体として保存状況は良好である。近年では、2014 年の集中豪雨により参道の法面が一部崩落しており、2015 年に復旧工事を実施した。

公開状況

沖ノ島は原則非公開であり、宗像大社の神職が 10 日間交代で１名常時勤務し、所有者である宗像大社の許可を得た者のみ上陸することができる。一般参拝者は、年に一度の沖津宮現地大祭に際し、約 200 名の男性が海中での禊などの禁忌を遵守の上、参拝することを許されている。これら伝統的慣習に基づく入島制限、行為制限によって、祭祀遺跡や社殿に対する人的な被害がないよう適切に管理している。

さらに、宗像大社の許可なく無断で沖ノ島に立ち入ることは、刑法により罰則対象としている。

沖ノ島の周辺海域は、宗像大社の信仰を支えてきた周辺漁業従事者の漁場であり、禁忌事項を厳守の上、沖の島漁港を利用するとともに、沖ノ島の維持管理の役割を担っている。その他の船舶は、悪天候等の緊急避難する場合のみ沖の島漁港内に停泊することが可能である。沖の島漁港への寄港船の数は宗像大社の神職によって毎日記録されている。今後、プレジャーボートにより人々が沖ノ島を訪れようとする可能性があるため、沖ノ島へ不当に立ち入らないように禁止事項を記した看板を設置するなど、防犯体制の強化に努めている。

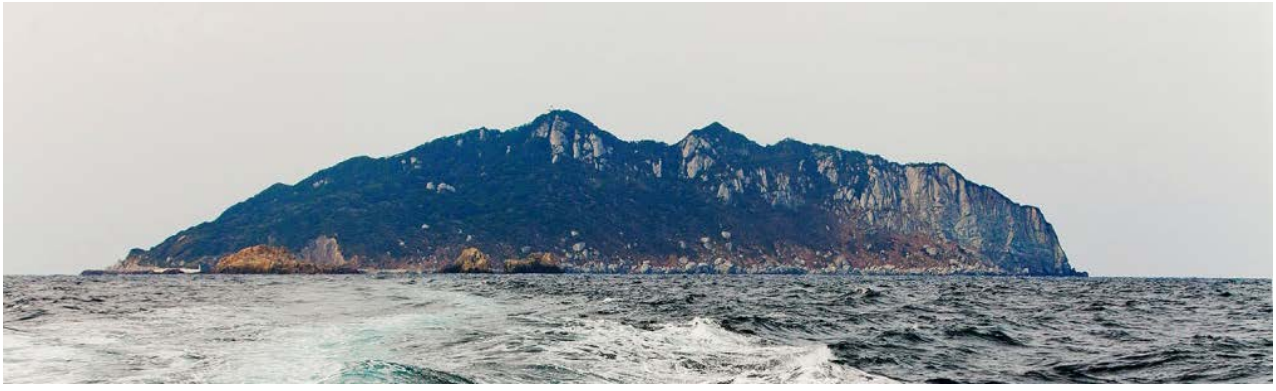

写真 2-1 宗像大社沖津宮

図 2-2 資産範囲及び施設配置図（宗像大社沖津宮）

【構成資産５】宗像大社沖津宮遙拝所

宗像大社沖津宮遙拝所は、沖ノ島を遙か遠くに拝む生きた伝統を伝える物証である。

沖津宮遙拝所は、沖ノ島から約 48km 離れた大島（周囲 16.5 km、面積 7.45 ㎢）にある信仰の場である。厳重な禁忌によって通常渡島できない沖ノ島を遠くから拝むために、宗像大社の一部として設けられた。

資産範囲内には遙拝所の名前とともに「寛延三年」（1750 年）と刻まれた石碑があり、少なくとも 18 世紀中頃までには大島の北側の海辺に沖ノ島の方角を向いて遙拝所が存在したことを示す。現在の社殿は、1933 年に建てられたものである。

沖ノ島は島そのものがご神体とされるため、入島は通常禁止されているが、沖津宮遙拝所はこのような沖ノ島に直接渡ることなく参拝することができる場である。晴れて空気の澄みきった日には、ここから水平線上に沖ノ島を望むことができる。

保存状況

沖津宮遙拝所の資産範囲全体は、国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。沖ノ島を遥拝する位置および地形、さらに沖ノ島への眺望といった周辺環境の保全状況は良好であり、現在も信仰の場としての機能が継続している。

沖津宮遙拝所の社殿は、海からの風が吹き付ける高台に位置する木造建造物のため、台風などの自然災害によって幾度かの建替えが行われている。現在の社殿は 1933 年に再建されたものであり、1974 年に屋根銅板の葺替えをするなど定期的な修理を実施している。近年では、2014 年の台風により社殿の一部が破損し、2015 年に屋根の葺替えや損傷した壁を修理した。

公開状況

沖津宮遙拝所は、非公開である沖ノ島を遥拝する信仰の場として、境内を公開している。2014 年の来訪者調査によると、大島への観光目的の来訪者は年間 5,000～10,000 人程度であり、大島を訪れる多くの観光客が沖津宮遙拝所を訪れている。

沖津宮遙拝所は、中津宮の神職によって管理されているが、常駐ではなく毀損や放火などの被害が生じる可能性がある。このため、宗像大社、地域住民、警察などと連携、協力して定期的な巡回、点検を行っている。

写真 2-2 宗像大社沖津宮遙拝所

図 2-3 資産範囲及び施設配置図（宗像大社沖津宮遙拝所）

【構成資産６】宗像大社中津宮

宗像大社中津宮は、沖ノ島祭祀から展開した７世紀から９世紀の古代祭祀遺跡を源流とし、現代に続く大島の信仰の場である。

中津宮は、沖ノ島から約 48km 離れた大島にある。宗像大社を構成する三宮の一つであり、宗像三女神のうち湍津姫神（たぎつひめのかみ）がまつられ、信仰されている。

大島最高峰の御嶽山（標高 224m）山頂に御嶽山祭祀遺跡があり、御嶽山の麓に中津宮社殿が建つ。中津宮社殿と御嶽山祭祀遺跡とは御嶽山を登る参道で結ばれ、一体のものとして中津宮を形成する。「中津宮」とは社殿だけでなく、御嶽山祭祀遺跡を中心とする全体を指す。

御嶽山山頂からは、北西方向に沖ノ島、南東方向に辺津宮を望むことができ、沖ノ島と辺津宮を結ぶ直線上に御嶽山祭祀遺跡が位置していることがわかる。御嶽山祭祀遺跡では、７世紀後半から９世紀末頃にかけて露天祭祀が行われ、沖ノ島の露天祭祀遺跡と共通した奉献品が出土している。

その後の時代に、御嶽山の麓には中津宮社殿が建てられ、山頂の祭祀遺跡の地には摂社として御嶽神社が建立されるなど、御嶽神社と中津宮社殿とが並立する現況のような境内が形成されていった。現在の中津宮本殿は、17 世紀前半の再建とされている。

保存状況

中津宮の資産範囲全体は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。御嶽山祭祀遺跡に埋蔵されている地下遺構とともに、社叢林、御嶽山山頂と山麓を結ぶ参道、境内の配置構成が良好な状態で保存されており、古代から現在まで信仰の場としての機能が継続している。また、御嶽山山頂から沖ノ島および九州本土への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

御嶽山山頂には、中津宮の摂社である御嶽神社と御嶽山祭祀遺跡が位置し、山麓の社殿とともに一体的な信仰の場を形成している。御嶽山祭祀遺跡については、御嶽神社の本殿、拝殿が造営された際に一部削平されているが、全体として遺構、遺物とともに遺跡の保存状況は良好である。また、御嶽山祭祀遺跡の発掘調査を実施しているが、一部範囲でのトレンチ調査であり、調査後も埋戻しているため、遺構、遺物は良好な状態で保存されている。なお、出土遺物は宗像大社神宝館で保存管理、展示されている。

御嶽山山麓には、宗像大社中津宮の本殿・拝殿をはじめ、末社、神門、社務所などの建造物が位置し、時代毎に境内整備が行われてきたが、境内全体の配置構成は良好に保存されている。

公開状況

中津宮は、本殿を中心とした境内や御嶽山山頂への参道、御嶽山山頂に位置する御嶽神社などが公開されているが、御嶽山祭祀遺跡は人の立入が禁止されている。2014 年の来訪者調査によると、大島への観光目的の来訪者は年間 5,000～10,000 人程度であり、大島を訪れる多くの観光客が中津宮を訪れている。

中津宮境内は、御嶽山麓に常駐する神職によって管理されているが、山頂の御嶽山祭祀遺跡には常駐ではなく毀損や放火等の被害が生じる可能性があるため、宗像大社、地域住民、警察などと連携、協力して定期的な巡回、点検を行っている。

写真 2-3 宗像大社中津宮

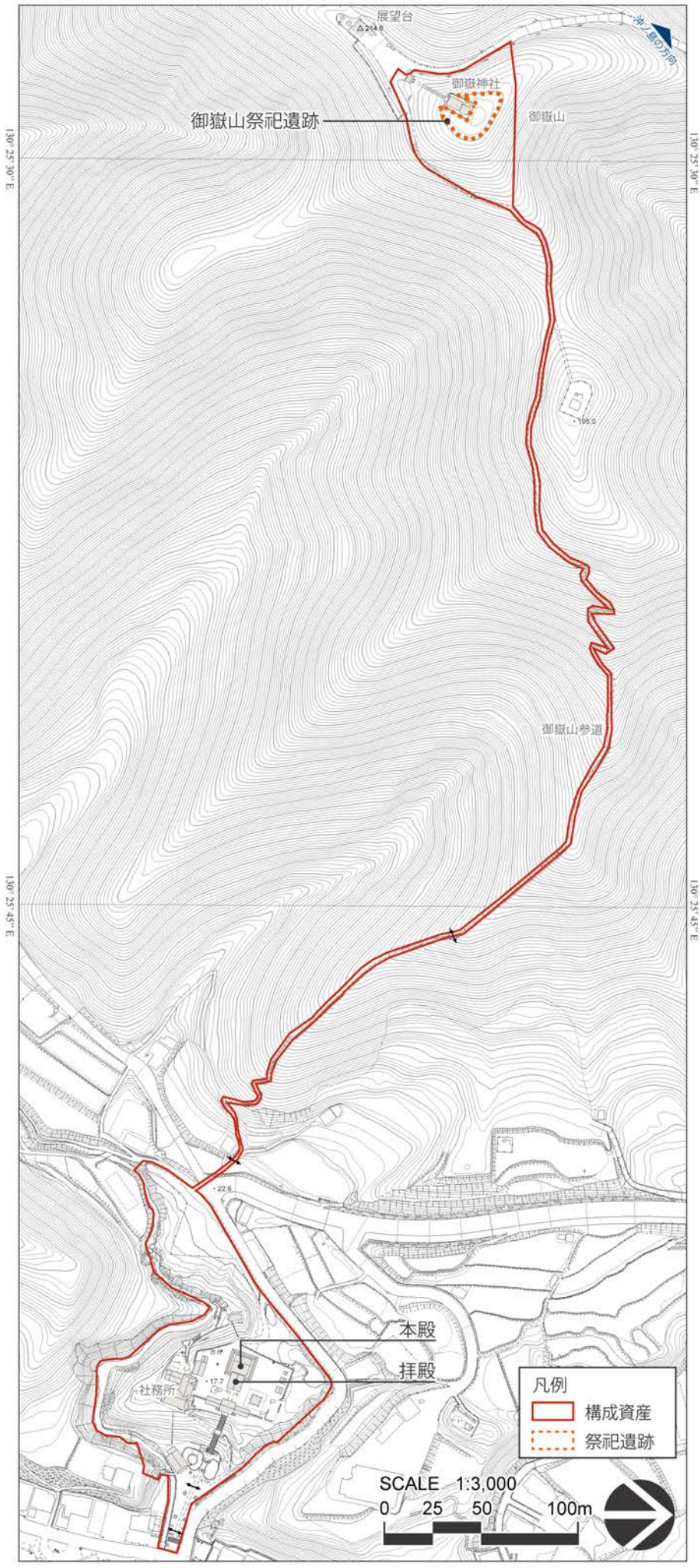

図 2-4 資産範囲及び施設配置図
（宗像大社中津宮）

【構成資産７】宗像大社辺津宮

宗像大社辺津宮は、沖ノ島祭祀から展開した７世紀から９世紀の古代祭祀遺跡を源流とし、現代に続く本土の信仰の場である。

辺津宮は、かつて入海であった釣川沿いにある。宗像大社を構成する三宮の一つであり、宗像三女神のうち市杵島姫神（いちきしまひめのかみ）がまつられ信仰されており、現在の宗像大社の神事の中心となっている。

釣川を見下ろす宗像山の中腹に古代祭祀の跡である下高宮祭祀遺跡があり、その麓に社殿が建っている。「辺津宮」とは、社殿だけでなく下高宮祭祀遺跡を含む信仰の場全体を指す。

この境内で最も高所の宗像山の頂上からは、大島、沖ノ島を望むことができる。現在は宗像大社の神域として立ち入りが禁止されている。下高宮祭祀遺跡は頂上からやや下がった宗像山中腹にある。沖ノ島露天祭祀遺跡や御嶽山祭祀遺跡から出土した奉献品と共通する土器や滑石製品が数多くみつかっており、辺津宮の社殿成立以前においてここが祭祀の中心的な場であったことを物語る。下高宮祭祀遺跡の一部は高宮祭場として現在も神事が行われている。

辺津宮においても、沖津宮、中津宮と同様に露天祭祀遺跡から社殿の形成という変遷がみられる。辺津宮社殿は遅くとも 12 世紀には存在していたことが記録により分かっている。現在の辺津宮本殿は、1557 年の焼失後、1578 年に最後の大宮司宗像氏貞が再建したものであり、拝殿は 1590 年に再建されたものである。

保存状況

辺津宮の資産範囲全体は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。下高宮祭祀遺跡に埋蔵されている地下遺構とともに、辺津宮本殿、拝殿などの歴史的建造物や境内の配置構成の保存状況は良好であり、古代から現在まで信仰の場としての機能が継続している。また、旧入海の釣川流域や、海への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

下高宮祭祀遺跡は、これまで発掘調査は実施されておらず、遺構、遺物ともに手つかずのまま保存されている。祭祀遺跡の一部範囲は高宮祭場が整備されており、信仰の場としての機能が継続している。また、宗像山山頂は上高宮として神聖視され禁足地として管理されており、社叢林とともに良好に保存されている。

宗像山山麓の境内には、辺津宮の本殿、拝殿をはじめ、摂社、末社、第二宮、第三宮、儀式殿など、宗像大社の信仰に関わる施設が数多く存在するが、本殿、拝殿を核とする境内配置の保存状況は良好であり、信仰の場としての機能が継続している。近年では、重要文化財に指定されている辺津宮、本殿拝殿について 2013 年から 2014 年に屋根の葺替え、塗装修理、防災施設の改修を実施した。2016 年以降、辺津宮諸施設（第二宮、第三宮、斎館、神宝館等）の整備を予定している。

公開状況

辺津宮は、本殿を中心とした境内や高宮祭場、神宝館などが公開されている。辺津宮は、宗像大社三宮の中で最も来訪者が多く、2013 年の来訪者数は約 186 万人を数える。辺津宮には信仰目的だけでなく、観光で不特定多数の人々が訪れるため、所有者である宗像大社が範囲や時間帯を定めて公開している。

写真 2-4 宗像大社辺津宮

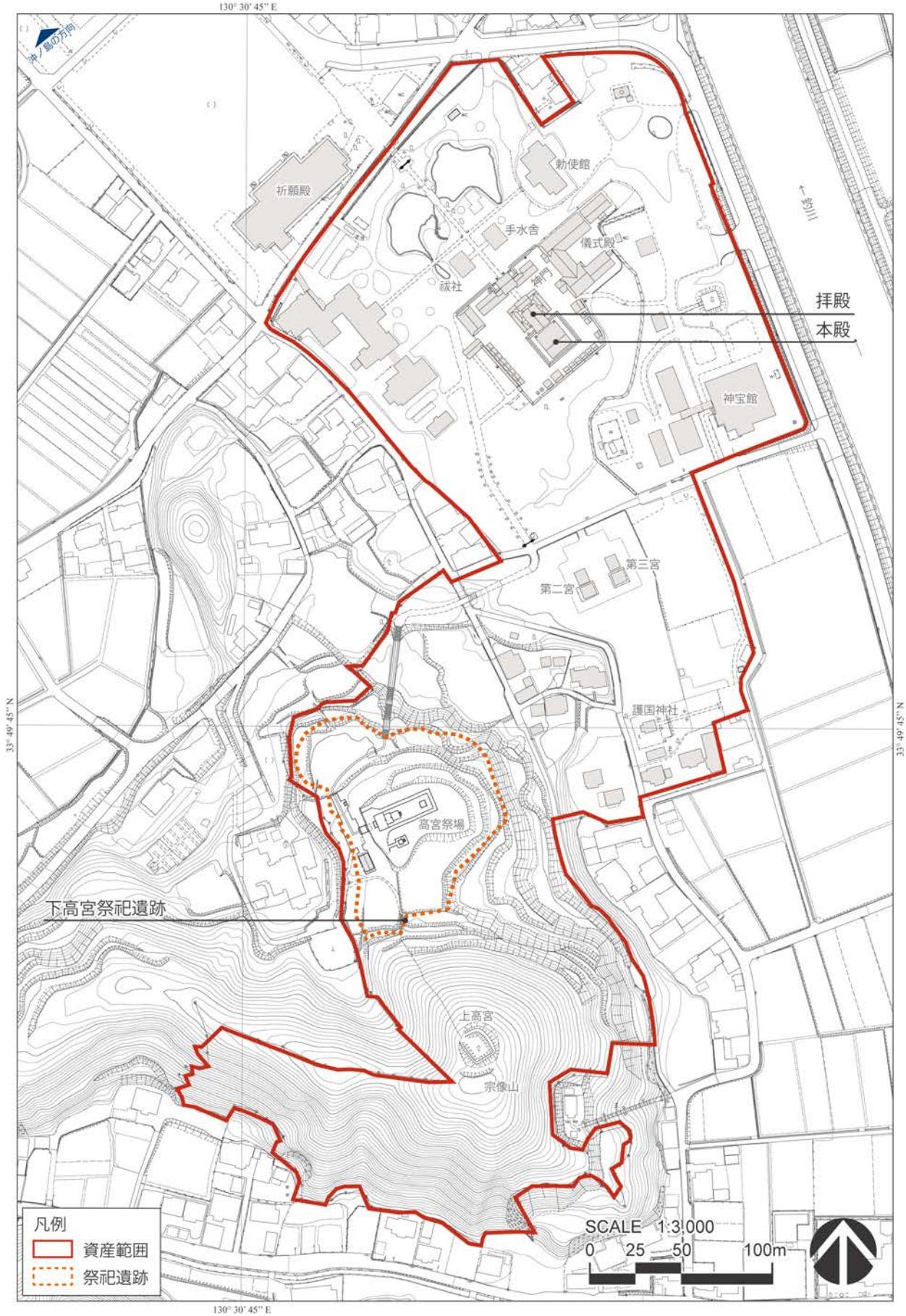

図 2-5 資産範囲及び施設配置図（宗像大社辺津宮）

【構成資産８】新原・奴山古墳群

新原・奴山古墳群は、沖ノ島祭祀を執り行い、沖ノ島を信仰する伝統を継承した宗像氏の墳墓群である。

本古墳群は、沖ノ島へと続く旧入海を見渡す台地上に位置する。前方後円墳５基、円墳 35 基、方墳１基の計 41 基で構成されている。大型の前方後円墳（22 号墳）と中型の前方後円墳（１号墳）、中型の円墳（20、25 号墳）は、沖ノ島で岩陰祭祀が始まった５世紀に築かれた古墳である。中型の前方後円墳（12、24、30 号墳）は６世紀前半に築かれた。台地の縁辺部に築かれた小型の円墳群は６世紀後半のものである。

沖ノ島祭祀は、古代国家が深く関与しているため、一地域の祭祀の枠を超えた「国家的祭祀」と位置付けられている。ただし、それは宗像地域の人々の信仰を基礎とするものであり、祭祀を営むにはその海域を支配した宗像氏の協力が不可欠であった。

沖ノ島祭祀が開始される４世紀後半には、釣川中流域にそれまでの古墳とは一線を画す規模である全長 64m の前方後円墳である東郷高塚古墳が作られる。５世紀前半には墓域が福津市北部の海岸部へと移動し、旧入海の東側の海を望む台地上に、７世紀中頃までに全長 70～100m 程度の前方後円墳を含む古墳が連綿と築かれていく。

これらの古墳の中でも、新原・奴山古墳群は、旧入海に面し本土から沖ノ島へと続く海を望む一つの台地上に、5 世紀から６世紀という比較的長期にわたって 41 基の大小さまざまな墳墓が一体的に築かれている。これらの古墳は宗像氏の首長や有力者の墓だとみて疑いない。

17 世紀以降、古墳群に面していた入海は、農地や塩田として利用するため入海が干拓された。また、大型農業施設や国道などの開発に伴って、消失した墳丘、部分的に削平された墳丘も存在するが、沖ノ島へと続く海を望むこの古墳群は地域の人々によって大切に守られ、ほとんどの墳丘は良好な保存状態を保っている。

保存状況

新原・奴山古墳群は、資産範囲全体が国指定史跡「津屋崎古墳群」の一部に指定されており、41 基の古墳群の地下・地上遺構は立地する台地とともに良好に保存されている。また、旧入海の田園風景や海への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

古墳の周囲の土地は近世以降農地として利用されてきたため、墳裾部が削平を受け、30、34 号墳は墳丘の一部が崩落、43 号墳の石室が露出するなど、墳丘形態が一部改変されている。また、1970 年代から 1980 年にかけて、大規模な大型農業施設や資産範囲を横断する国道の整備によって、部分的に古墳が削平され改変を受けているが、全体として保存状態は良好である。なお、資産範囲内の大型農業施設の撤去については、福津市が関係者と協議を進めている。

近年では、2013 年６月の集中豪雨により 25 号墳の墳丘南側幅６m、高さ３m の範囲が崩落している。25 号墳について 2014 年から 2016 年に墳丘の修復を実施した。今後も土砂崩落の発生が懸念されるため、崩落防止のための保護措置を検討している。

公開状況

新原・奴山古墳群は、一部私有地を除き公開しており、所有者である福津市が、見学ルートを設定し、遺跡の保護上問題のある場所については立ち入らないように誘導している。また、地域住民と連携して定期的な巡回、点検を行っている。

現在の来訪者数について、2013 年度の新原・奴山古墳群のガイド・ツアー参加者が 1,400 人であり、新原・奴山古墳群の来訪者施設の整備後は年間３～５万人と試算している。今後、新原・奴山古墳群の来訪者の実数を把握するための仕組みを早期に確立するとともに、来訪者が増加した場合に備え散策路やサインを整備する。

写真 2-5 新原・奴山古墳群

図 2-6 資産範囲及び施設配置図（新原・奴山古墳群）

第3章
資産に影響を与える要因

本章では、資産及び周辺環境に共通して影響を及ぼす可能性のある要因について、「開発圧力」、「環境圧力」、「自然災害」、「来訪者」の４項目に分けて整理し、それぞれの現状と課題を把握した上で、その対処について示す。

3-1 資産に影響を与える要因
3-2 開発圧力
　3-2-1 開発圧力による影響
　3-2-2 開発圧力への対応
3-3 環境圧力
　3-3-1 環境圧力による影響
　3-3-2 環境圧力への対応
3-4 自然災害
　3-4-1 自然災害による影響
　3-4-2 自然災害への対応
3-5 来訪者
　3-5-1 来訪者による影響
　3-5-2 来訪者への対応

3-1 資産に影響を与える要因

本資産は、沖ノ島、大島、九州本土に分散しており、各構成資産の立地状況に応じて資産に影響を与える要因が異なる。現時点における資産に影響を与える要因について、開発圧力、環境圧力、自然災害、来訪者の４項目に分類し、各構成資産と影響要因の関係を表 3-1 に示す。

これら資産に重要な影響を与える要因について、継続的にモニタリングを実施し、資産に負の影響を与える可能性がある場合には、本資産の学術諮問機関である専門家会議において、顕著な普遍的価値の保護の観点から遺産影響評価を実施し、保存活用協議会に対し指導、助言することとしている(第７章参照)。

表 3-1 資産に影響を与える要因と各構成資産との関係

資産に影響を与える要因 ＼ 構成資産		沖ノ島	大島		九州本土	
		沖津宮	沖津宮遙拝所	中津宮	辺津宮	新原・奴山古墳群
1 開発圧力	道路整備		✔	✔	✔	✔
	上下水道整備		✔	✔	✔	✔
	洋上風力発電	✔	✔	✔		
	風力発電		✔	✔		
	太陽光発電施設				✔	✔
	港湾・漁港改修	✔		✔		
2 環境圧力	気候変動	✔	✔	✔	✔	✔
	酸性雨	✔		✔	✔	✔
	大気汚染	✔	✔	✔	✔	✔
	鳥類による営巣活動	✔				
	樹木による影響	✔		✔	✔	✔
	漂着ゴミ	✔	✔			
3 自然災害	台風	✔	✔	✔	✔	✔
	大雨・洪水	✔	✔	✔	✔	✔
	地震	✔	✔	✔	✔	✔
	津波		✔	✔	✔	
	火災	✔	✔	✔	✔	
4 来訪者	資産の毀損	✔	✔	✔	✔	✔
	信仰の阻害	✔	✔	✔	✔	
	周辺環境の悪化		✔	✔	✔	✔

3-2 開発圧力

3-2-1 開発圧力による影響

資産範囲は全て文化財保護法に基づく史跡に指定されており、現状変更には厳しい事前の許可申請があるため、顕著な普遍的価値に影響を及ぼす開発は許可されない。緩衝地帯範囲は、現在、大規模な開発は予定されていないが、大島や九州本土側では多くの住民が生活しており、公共施設、商業施設、住宅等の整備が継続的に行われている。これら建築物、工作物の新築、増築、改築、土地の形質変更、木竹の伐採等を行う場合には、都市計画法、景観法をはじめとする各種法令および条例に基づき、規模、形態、構造等に関する規制を設けており、資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させるような開発行為について適切に管理している。

○道路整備

2013 年より新原・奴山古墳群の東側に当たる県道勝浦・宗像線の歩道整備事業が実施されている。2012 年より宗像大社辺津宮の北東に位置する玄海田島福間線の橋梁架替事業が実施されている。特に、各構成資産への主要アクセス道路については、景観法に基づく景観重要道路に位置づけ、舗装や道路付帯物の整備方針を定めている。

○上下水道整備

緩衝地帯内において、上下水道の整備を継続的に実施している。上下水道の工事実施に当たっては、地下遺構に十分配慮して顕著な普遍的価値に影響がない工法により工事を実施する。

○洋上風力発電

大島の周囲海域および大島、沖ノ島間の海域は、洋上風力発電に適した海域であることが環境省の調査で示されている。過去に洋上風力発電の設置が計画されたが、景観保全の観点から協議により計画を中止した。

緩衝地帯の全海域は、福岡県一般海域管理条例に基づき許可規制を設けており、構成資産間の眺望を阻害する洋上風力発電施設の建設について適切に管理している。

○風力発電

大島は、海上からの風が強く、風力発電に適した場所であることから、過去にも数回風力発電の設置が計画されたが、景観保全の観点から協議により計画を中止した。緩衝地帯の全陸域については、宗像市・福津市の景観計画・景観条例によって、適切に管理している。

○太陽光発電

日本において、再生可能エネルギーの導入が推進されており、九州本土側の緩衝地帯範囲に 1 箇所メガソーラー施設が予定されている。

太陽光発電施設の設置については、構成資産から視認可能な場所への設置を極力避け、設置せざるを得ない場合には、景観計画に基づき周囲に植樹を行い遮蔽するなど、周囲の景観に配慮して規制、誘導している。

○港湾・漁港改修

緩衝地帯範囲内には、沖ノ島、神湊、大島、地島、鐘崎、津屋崎、勝浦の 7 箇所に港湾や漁港がある。2021 年までに鐘崎漁港の拡張工事が予定されている。その他漁港は、維持管理に伴う小規模な改修工事が予定されている。

緩衝地帯内の漁港については、景観法に基づく景観重要漁港に指定し、形態・意匠等の整備方針を定めている。特に、沖の島漁港について改修を行う場合は、漁港・避難港としての機能維持と信仰の島としての景観保全の観点から、適切な工法を含め修景の検討を行う。

3-2-2　開発圧力への対応

緩衝地帯内は、それぞれの土地利用の特性に応じて法的に保護されている。福岡県、宗像市、福津市は毎年度、予定されている公共事業を把握し、資産に与える影響を最小限に留めるよう各関係機関と調整を図っている。

資産に影響を与える可能性のある建築物の新築もしくは改修計画については景観保護のために検討される。特に、景観に影響する恐れがある場合は、各市の景観審議会等による調査・審議に基づき、指導、勧告、形態意匠の変更命令等を行う。また、景観アドバイザーは、個別の案件について技術的な指導、助言を行い、宗像市、福津市の景観審議会代表および景観アドバイザーからなる景観デザイン会議は、両市で調整を図るべき案件に対応している（５章参照）。

景観デザイン会議における協議の流れを以下に示す。

①福岡県､宗像市､福津市の資産に影響を及ぼす可能性のある開発事業を年度当初に抽出する。
②福岡県、宗像市、福津市は、当該事業が資産に直接的、間接的に及ぼす影響を確認する。
③景観デザイン会議は、資産に及ぼす影響を改善するための技術的な指導助言を行う。
④景観デザイン会議における協議結果をふまえ、宗像市、福津市、福岡県は事業を調整する。

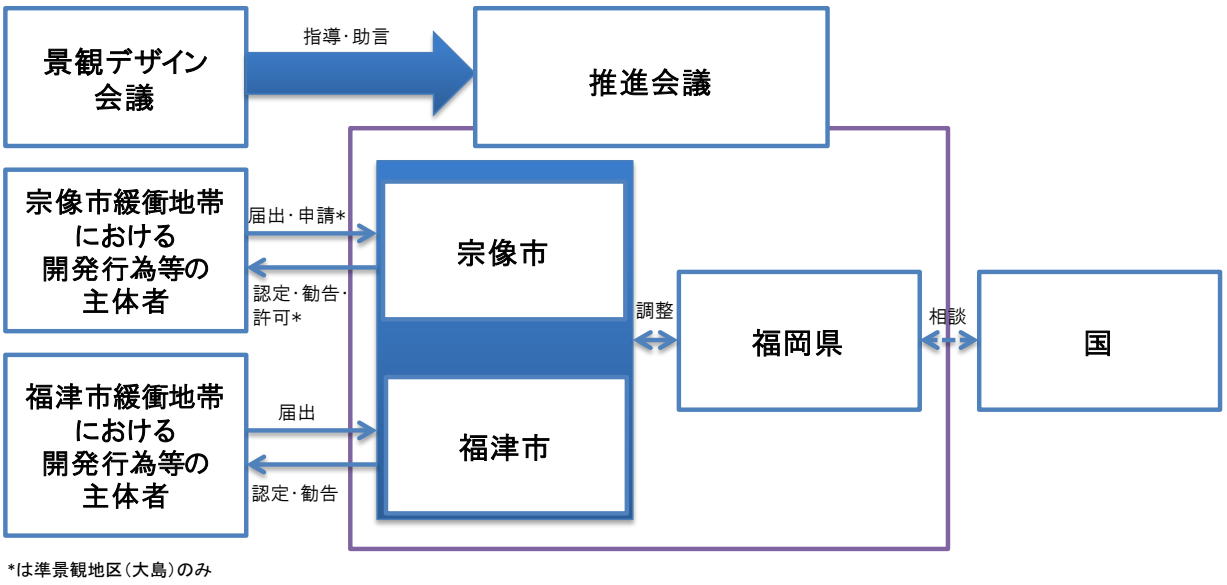

図 3-1 緩衝地帯における景観の保全管理手続き（景観法）

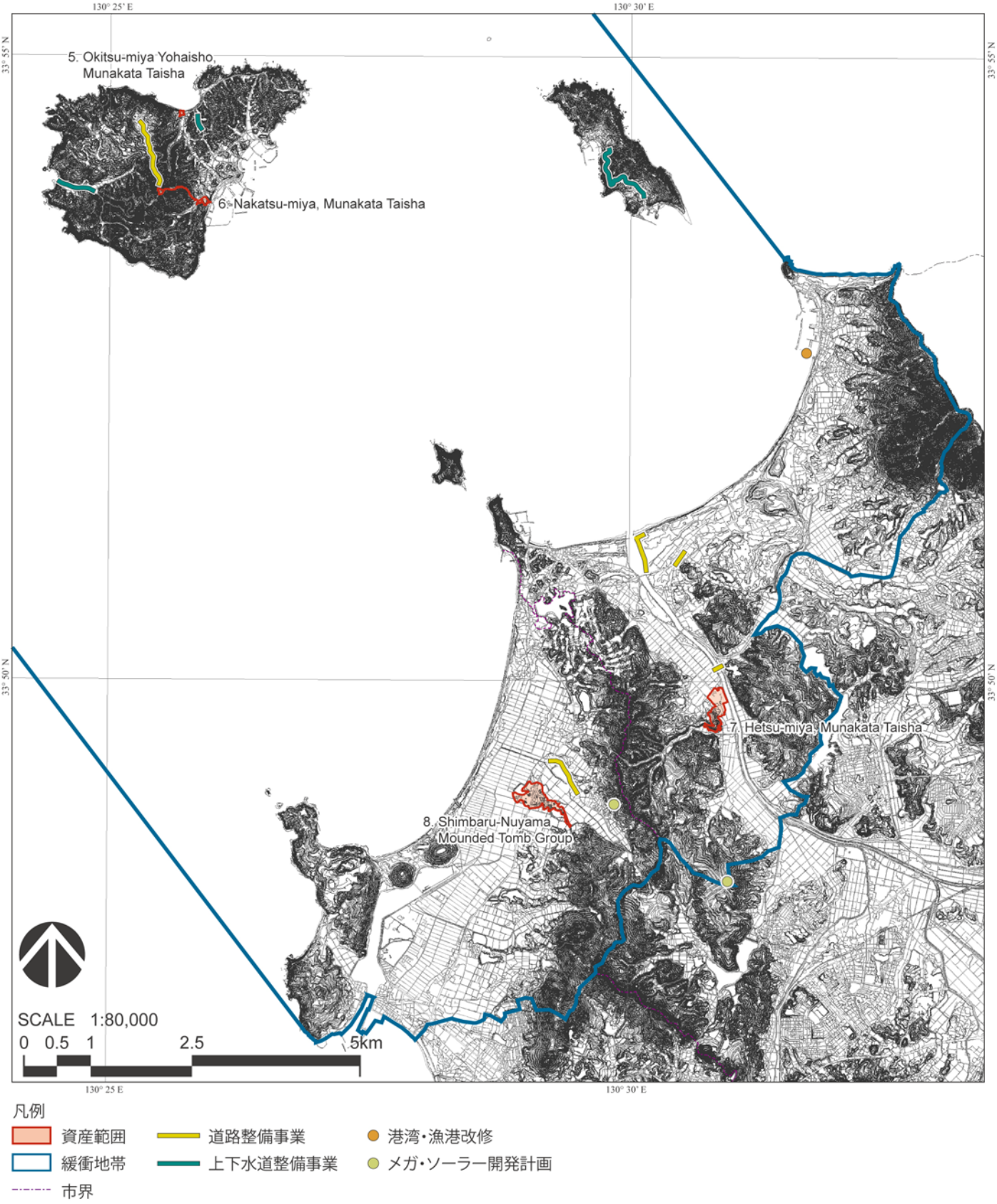
130° 25' E
130° 30' E
33° 55' N
33° 50' N
5. Okitsu-miya Yohaisho, Munakata Taisha
6. Nakatsu-miya, Munakata Taisha
7. Hetsu-miya, Munakata Taisha
8. Shimbaru-Nuyama Mounded Tomb Group
SCALE 1:80,000
0 0.5 1 2.5 5km
凡例
資産範囲
緩衝地帯
市界
道路整備事業
上下水道整備事業
港湾・漁港改修
メガ・ソーラー開発計画

図 3-2 開発計画位置図

3-3 環境圧力

3-3-1 環境圧力による影響

現時点では、資産に負の影響を与えるような環境の変化は確認されていないが、気候変動、酸性雨、大気汚染、鳥類による営巣活動等の影響が考えられる。

○気候変動

気候変動によって、海面上昇や、台風や降雨の強度や頻度が増加した場合、釣川の氾濫等によって、辺津宮が浸水し地上部の建築物が被害を受ける可能性がある。

○酸性雨

酸性雨による被害は現時点では確認されていないが、祭祀遺跡の地下および古墳墳丘内に埋蔵する金属遺物への影響が考えられる。

○大気汚染

大陸からの黄砂、粒子状物質等が偏西風に乗って日本に飛来する。これらは、沖津宮遙拝所や御嶽山山頂から沖ノ島への眺望といった構成資産相互の視認性に影響が出る可能性がある。

○鳥類による営巣活動

沖ノ島全島は国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定されており、その豊かな自然環境は、約 10 万羽のオオミズナギドリやカラスバトといった希少種の繁殖地となっている。特にオオミズナギドリは、地面に巣穴を掘る習性があるため、祭祀遺跡の地下遺構及び遺物へ負の影響を与える可能性がある。現在、オオミズナギドリの営巣活動による影響は確認できていないが、今後、祭祀遺跡に与える影響の経過観察を行い、祭祀遺跡範囲については史跡保護を優先して対策を検討する。

○樹木による影響

宗像大社の祭祀遺跡及び、新原・奴山古墳群の一部の古墳の墳丘が樹木で覆われており、樹木根が地下遺構に影響を与える可能性がある。

○漂着ゴミ

沖ノ島や沖津宮遙拝所付近の海岸には、天候や対馬海流によって大量の漂着ゴミが漂着し、自然環境や景観の悪化が懸念される。漂着ゴミ対策として、宗像大社、氏子、漁業協同組合、地域住民、市民ボランティアが定期的に海岸を清掃している。台風など緊急の場合は宗像市が対応して漂着ゴミを処理している。

3-3-2 環境圧力への対応

先述した環境圧力の影響要因について定期的に経過観察し、本資産の顕著な普遍的価値への影響が懸念される場合は、早い段階で影響を回避、軽減するための対策を立案・実施する。

3-4 自然災害

3-4-1　自然災害による影響

資産の所在地域における自然災害としては、台風、大雨、洪水、地震（倒木、地形崩落を含む）、津波、火災が想定される。本資産における過去の災害履歴は表 3-2 に示すとおりである。

○台風

台風による建造物の倒壊や倒木に伴う遺跡や社殿の損壊、大雨による祭祀遺跡の覆土及び表出遺物の流出、古墳を含む遺構及び地形の崩壊が想定される。特に沖津宮遙拝所は海辺の高台に立地しており、海から強く吹き付ける風の影響を非常に受けやすいため、社殿の破損、倒壊が想定される。

台風対策として、倒壊の危険のある構造物や樹木等は、倒伏防止のための補強等を必要に応じて施す。また、台風の通過前後に構成資産の状況を巡回、点検により把握し、被害拡大及び二次的災害の防止に努める。

○大雨・洪水

辺津宮では、過去に大雨で釣川が氾濫しており、今後もこのような洪水による資産への影響が懸念される。また、新原・奴山古墳群の墳丘等は大雨時の土砂崩壊の可能性がある。辺津宮周辺を流れる釣川については、河川改修を実施し、大雨時の洪水防止策を講じている。新原・奴山古墳群の墳丘や台地の縁辺部等といった土砂崩壊の発生が懸念される箇所では、法面緑化や崩落防止処置などの土砂崩落防止の対策を検討する。

○地震

本資産は、沖ノ島南方から宗像市と福津市の境界線上を北西-南東方向に延びる西山断層上に位置し、M7.9～8.2 の地震が起きる可能性が指摘されている。

新原・奴山古墳群については、古墳の墳丘や台地の縁辺部や見学路等で土砂崩落等が発生した場合、被害拡大及び二次的災害の防止、及び応急的措置の必要性について検討する。宗像大社境内の建築物の破損や倒壊などの被害を防ぐため、必要な箇所に応じて地震対策を講じる。

○津波

日本政府の最新の推計（2014 年 8 月時点）では、宗像市、福津市の沿岸部、大島、沖ノ島では、西山断層帯の影響によって最大 4.2～4.4m の津波が到達することが予想される。辺津宮、中津宮、沖津宮の祭祀遺跡や新原・奴山古墳群は高台に位置しており津波による影響は低いが、海岸沿いや釣川流域に位置する辺津宮の社殿について浸水被害を及ぼす恐れがある(図 3-5)。

津波による影響を最小限に抑える対策として、予知のための観測体制、避難・警戒体制、防災施設を整備するとともに、国、福岡県、宗像市、福津市が策定した防災計画を確実に実施する。

○火災

宗像大社境内の建造物の多くが木造建造物であるため、火災が発生した場合は焼損または全焼の恐れがある。宗像大社は、防火、消火に関する自主防火組織を整備し、定期的な消火訓練を実施している。

沖ノ島は通常、神職が１名滞在するのみで人為的火災の可能性は低いが、多くの来訪者が訪れる宗像大社辺津宮や宗像大社中津宮では、自動火災報知器、消火栓、放水銃、防火水槽、避雷針等を設置し、適切な防火対策を行っている（図 3-6、3-7）。

表 3-2 本資産における過去の主な災害履歴

年	災害	被害
679 年	地震	震源域は九州でマグニチュード７±0.5。
1599 年	台風	辺津宮において、木鳥居が転倒。
1649 年	台風	辺津宮において、木鳥居が破損。
1660 年	台風	辺津宮において、楠の巨木が倒れる。
1704 年	台風	辺津宮において、石鳥居が倒れる。
1724 年	台風	辺津宮において、松が倒れて本殿が破損、大杉が倒れて拝殿と末社が破損。
1762 年	その他	辺津宮において、倒木により末社政所社が破損。
1827 年	台風	辺津宮において、本殿、拝殿、末社の屋根が大破。
1884 年	台風	沖津宮遙拝所において、神饌所・奉幣使控所・大石燈籠・透塀等が転倒。
1898 年	地震	震源は福岡県西方沖でマグニチュード 6.0。
1930 年	大雨	辺津宮において、社殿の若干の被害(詳細不明)。
1941 年	大雨	辺津宮において、社殿及び樹木が被害(詳細不明)。
1959 年	大雨	辺津宮において、拝殿、瑞垣、社務所が床下浸水被害。
1970 年	大雨	沖ノ島において、港湾背後の法面が崩落する。
1972 年	大雨	沖ノ島において、島南西部の法面が崩落する。その後、港湾背後の法面は平成２(1990)年に補強される。
2005 年	地震	震源域は福岡県西方沖でマグニチュード７。
2006 年	大雨	沖ノ島において、禊ぎ場の背面の崖が崩壊。その後、防護柵で補強される。
2013 年	大雨	新原・奴山古墳群において、25 号墳の墳丘が崩落。その後、2014 年～2016 年に墳丘の修復工事が実施される。
2014 年	大雨	沖ノ島において、参道の崖が一部崩落。その後、2015 年に法面修復工事が実施される。
2014 年	台風	沖津宮遙拝所において、社殿の屋根や壁が破損。その後、2015 年に屋根と壁の修復工事が実施される。

（出典:「宗像市地域防災計画」2013 年宗像市、「福津市地域防災計画」2013 年福津市ほか）

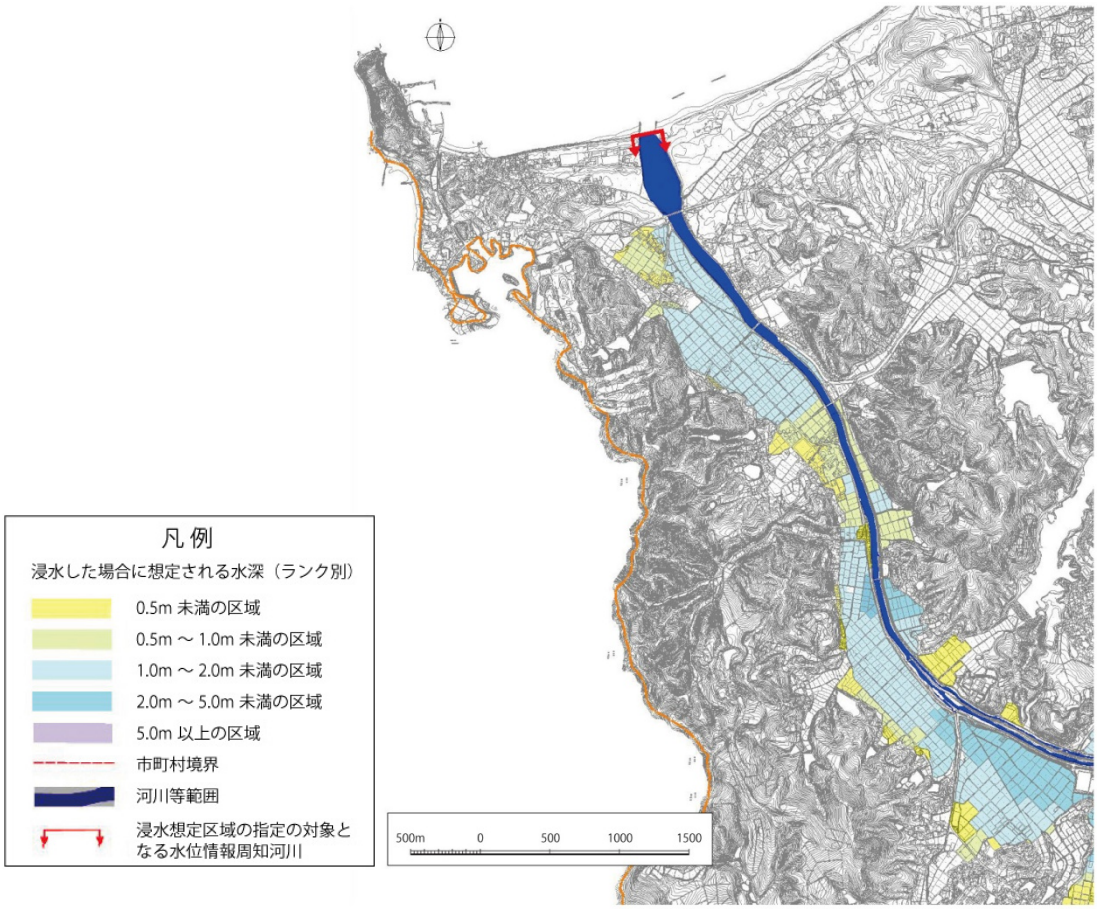

図 3-3 釣川の浸水想定区域図（出典：「福岡県浸水想定区域図」2008 年 2 月、福岡県）

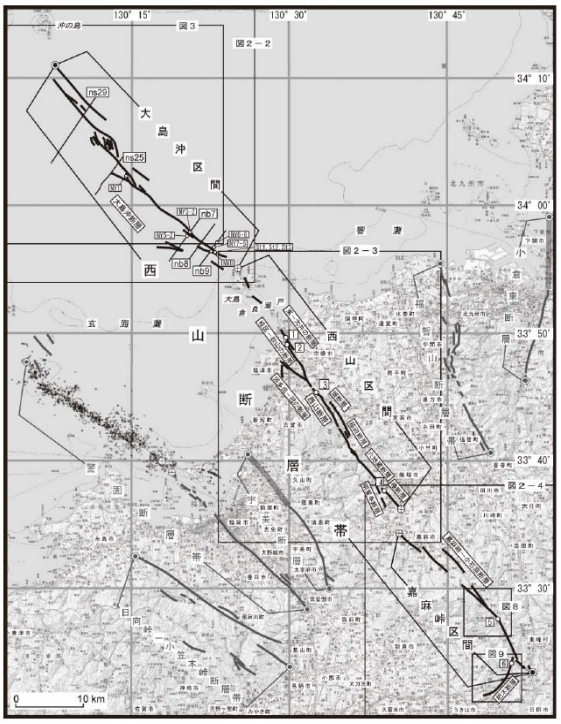

図 3-4 西山断層帯の位置
（出典：文部科学省地震調査研究推進本部ＨＰ）

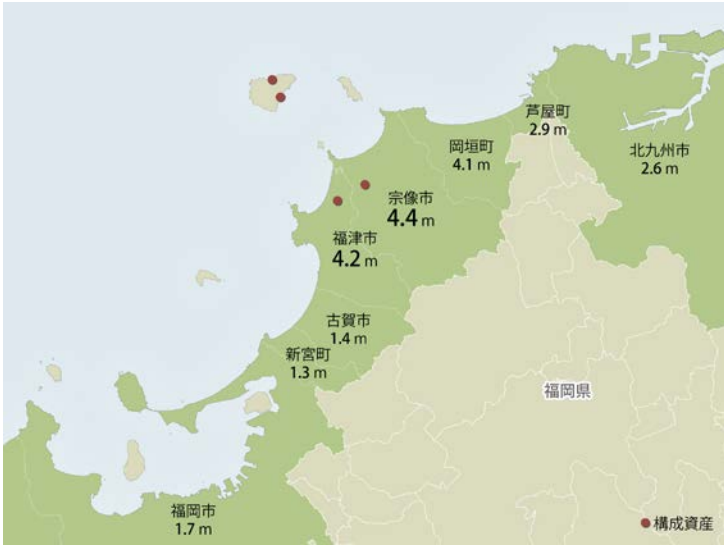

図 3-5 福岡県最大津波高分布図
（出典：「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」2014 年、国土交通省）

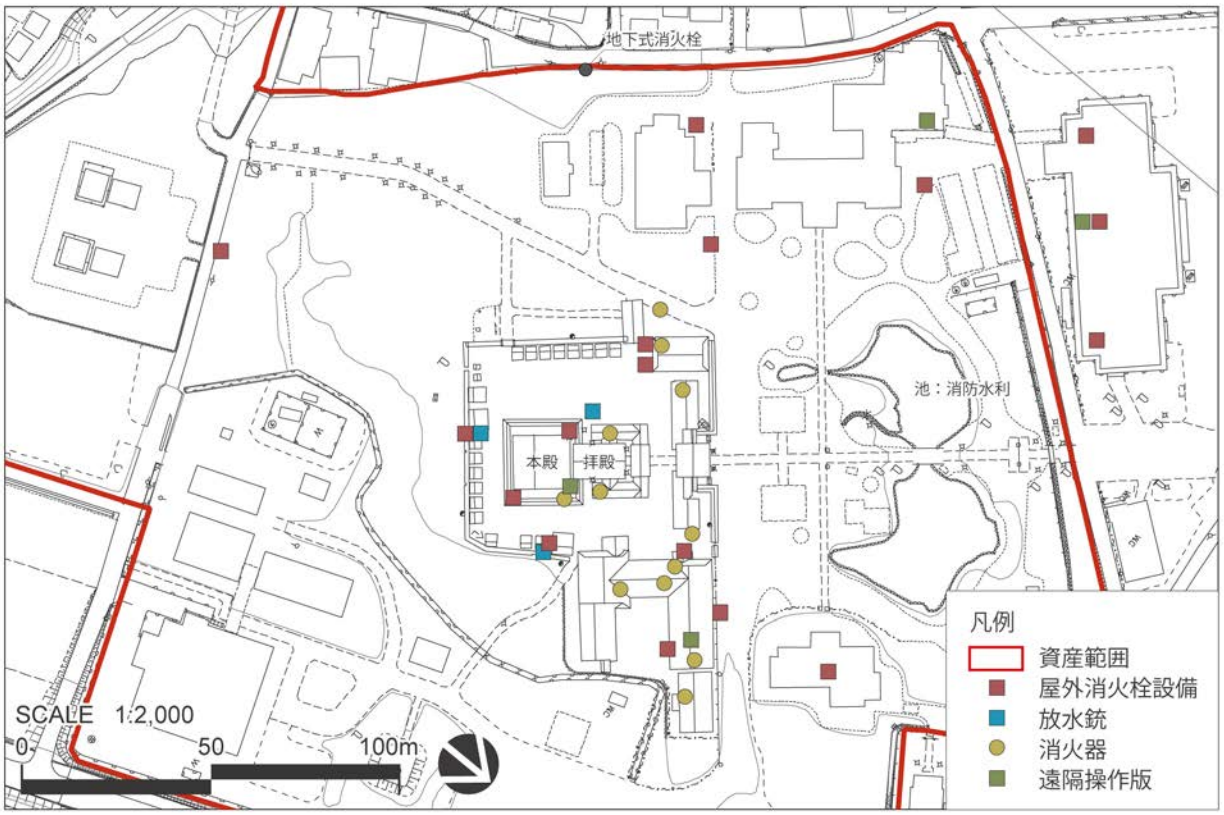

図 3-6 防火施設配置図（宗像大社辺津宮）

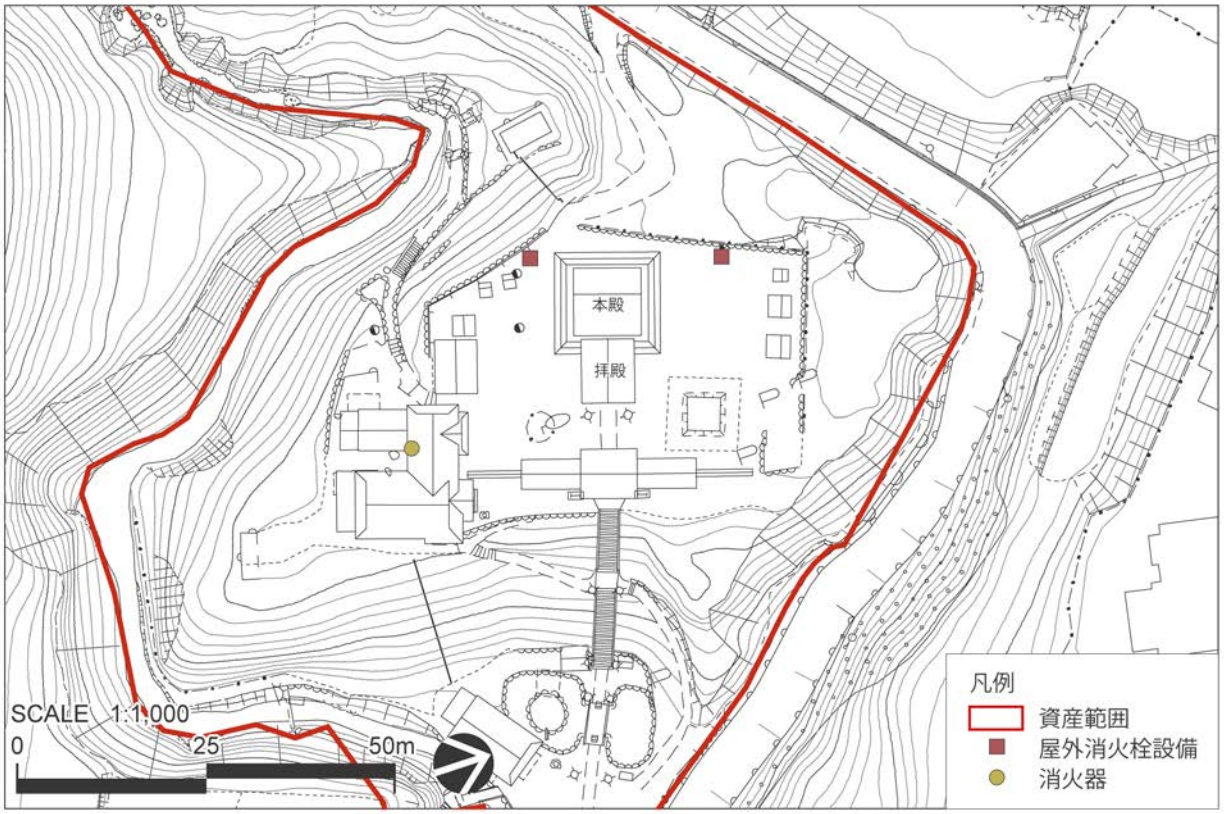

図 3-7 防火施設配置図（宗像大社中津宮）

3-4-2 自然災害への対応

国・福岡県・宗像市・福津市は、災害対策基本法に基づき地域防災計画（表 3-3）を策定するとともに、関係組織や地域住民の協力のもと防災組織の整備、災害予防対策、観測、警戒活動、避難対策などの防災活動を実施している。また、これらの防災計画と連携して、個別の文化財保存管理計画に定めた防災対策を実施し、地域住民や来訪者の安全を確保し、本資産の顕著な普遍的価値が損なわれないようにする。

(1) 防災体制の整備

地域住民と協力した、自主防災体制を整え、平常時には地域内の危険箇所の把握、防災資材の準備等、予防的な活動に取り組む。また、災害発生時には、消火活動や避難誘導、被災者の救出救護や、応急手当、資産の被害状況の把握に努める。なお、宗像大社辺津宮では、火災発生時の初期消火等にそなえ自衛消防団が組織されている。

(2) 防災設備の維持管理

資産を自然災害の脅威から守るため、自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の総合的な防災設備を整備する。辺津宮ではカメラ、センサー、照明などの防犯設備を整備しており、これらの設備の点検、維持管理や操作手順の確認を定期的に実施している。

(3) ハザードマップの作成

災害発生時の地域住民や来訪者等の安全確保のため、避難所被災時の準備情報を記載したハザードマップを作成している。災害発生時には、被災状況に応じて地域住民や来訪者を適切に誘導する。地域防災計画において、被災時や災害の危険がある時に市役所が指定避難場所を設けることを求めている。沖津宮遙拝所と中津宮がある大島島内では、大島地区コミュニティ・センター、大島小学校及び大島中学校が指定避難場所[2]に指定されている。また、九州本土側では、勝浦小学校、あんずの里、神湊港渡船ターミナル、道の駅むなかた、海の道むなかた館が指定緊急避難場所[3]に指定されている。

(4) 災害発生時の対応

災害発生時には、来訪者の安全確保を最優先に、二次災害を防止し、資産の被害を最小化する応急処置を施す。また、資産の被災箇所を写真撮影する等なるべく詳細に記録を作成し、学術専門家による適切な指導のもと、応急措置や復旧策を講じる。

[2] 災害時または災害発生のおそれがある場合に、数日間避難生活が可能な避難場所。
[3] 災害時または災害発生のおそれがある場合に、緊急に逃れ、一時的に避難できる場所。その後、必要であれば、指定避難所へ移動する。

表 3-3 構成資産に関係する地域防災計画

No.	計画名	計画策定主体（策定年度）	構成資産に関する内容
1	福岡県地域防災計画	福岡県（1963 年）	災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興など防災対策が必要な地域、対象を位置づけ、万全の保護を期するもの。
2	福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）	福岡県（2012 年改訂）	津波災害対策を強化して、津波による人的被害を軽減するために、情報収集、伝達体制と避難体制の強化に重点的に取り組む。また、地震災害対策の強化、地域防災力の強化を図る
3	福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）	福岡県（2011 年改訂）	釣川の一部区間が災害危険区域に位置づけられている。また、重要水防箇所（海岸）に福津市津屋崎海岸、宗像市大島海岸、江口海岸が位置づけられている。宗像市大島循環線などが道路危険箇所に指定されている。また、宗像市神湊の国有林や、沖ノ島と大島の一部、宗像市田島の民有林などが山地災害危険箇所に指定されている。
4	福岡県地域防災計画（風水害対策編）	福岡県（2010 年改訂）	台風による風水害及び高潮、高波害、大雨による災害竜巻による被害への対策の基本方針。
5	宗像市地域防災計画	宗像市（2014 年修正）	来訪者が地震、豪雨、津波、高潮などの災害から身を守るための緊急時の避難場所などを設定している。
6	福津市地域防災計画	福津市（2013 年）	来訪者が地震、豪雨、津波、高潮などの災害から身を守るための緊急時の避難場所などを設定している。

(5) 想定される災害への対応

○台風

強風により破損する恐れのある歴史的建造物について、劣化・破損状況を定期点検し、完全性、耐久性を失わないように対策をとる。また、倒壊の危険のある歴史的建造物や樹木等は、倒伏防止の補強等を施す。さらに、台風の通過前後に構成資産の巡回、点検を実施し、被害拡大及び二次的災害の防止、及び応急措置の必要性を判断する。

○大雨・洪水

大雨による地すべりが信仰活動やその他の人的活動に影響を及ぼす場合は、法面保護等の対策を講じる。やむなく、急傾斜地の保護対策が必要な場合は、史跡内の遺構や植生、景観への影響を最小限に抑制する。

辺津宮について、既に釣川の洪水防止策を講じているが、境内の浸水に備え、排水路の改修整備等の対策を検討する。新原・奴山古墳群について、必要に応じて古墳の墳丘や台地の縁辺部や見学路等において、法面緑化などの土砂崩落防止を講じる。災害発生時は被害の拡大及び二次災害の防止、及び応急措置の必要性を検討する。

○地震

地震予知のための観測体制、避難、警戒体制、防災施設を整備するとともに、国、福岡県、宗像市、福津市が策定した地域防災計画を確実に実施する。新原・奴山古墳群の古墳の墳丘や台地の縁辺部や見学路等において土砂崩落等が発生した場合、被害の拡大及び二次災害の防止、及び応急措置の必要性を検討する。宗像大社境内の建造物は、必要に応じて耐震化を行い、毀損、倒壊を防止する。

○津波

津波予知のための観測体制、避難、警戒体制、防災施設を整備するとともに、国、福岡県、宗像市、福津市が策定した地域防災計画を確実に実施する。

○火災

漏電による火災が起こらないよう電気設備の適切な維持管理に努める。また、失火、火遊びを防止するため、資産範囲内での火気を厳禁とし、地域住民と連携して定期的に巡回、点検する。宗像大社では、自主防火組織を整備し、定期的な消火訓練を行っている。また、万が一の火災発生に備え、境内各所に自動火災報知器、消火栓、放水銃、防火水槽、避雷施設等の防災施設を設置し、適切な対策を行っている。新原・奴山古墳群では、地元住民と連携し防火対策に取り組んでいる。また、2016 年に御嶽山山頂にある御嶽山祭祀遺跡周辺に防火水槽を設置予定である。

3-5 来訪者

3-5-1 来訪者による影響

(1) 来訪者の現況

○観光入込客数

本資産が所在する宗像市、福津市の観光入込客について、宗像市では 2003 年に 500 万人を突破して以降漸増し、2011 年は約 660 万人を数える。福津市では概ね 500 万人前後で推移しており、2011 年は約 480 万人を数える（図 3-8）。

宗像市、福津市への観光目的は、宗像大社をはじめとする社寺の参詣や文化財を対象とした割合が高い。観光入込客数の月別推移をみると宗像大社の初詣参拝客が多い１月がピークであり、宗像大社辺津宮の初詣参拝客による大規模な交通渋滞が発生している。宗像市、福津市とも九州最大の２都市である福岡市、北九州市地域から車で１時間 30 分以内の距離のため、世界遺産登録後には、国内外からの来訪者の増加とともに観光圧力の増加が想定される。

(2) 来訪者の基盤施設

○交通機関

本資産が位置する福岡県には、日本でも主要な国際空港の一つである福岡空港と北九州空港があり、九州地方最大のターミナル駅である博多駅には、東京、大阪等の日本国内主要都市と博多駅をつなぐ新幹線が乗り入れている。また、博多港は、釜山との定期旅客航路があり、外航クルーズ船なども寄港するなど、日本一の乗降人員を数える国際旅客港である。本資産は、福岡空港及び博多駅から、公共交通や自家用車を利用して約１時間程度である。

資産は、沖ノ島、大島、九州本土に分散しているが、一般の立ち入りが禁止されている沖ノ島を除く構成資産へは、公共交通もしくは自家用車を利用して訪問することが可能である。また、九州本土と大島の間は、毎日７便のフェリーが運航しており、１日 1415 名の渡島が可能である。大島内では、タクシーや期間限定の観光バス、フェリーターミナルでのレンタサイクル等が利用できる。

○宿泊施設

宗像市には 26 件の宿泊施設があり一日あたり 4,148 人が宿泊可能である。その内、大島には、民宿等の宿泊施設が 10 軒営業しており、200 人程度の宿泊が可能である。また、福津市には８件の宿泊施設があり一日あたり 289 人が宿泊可能である。福岡空港や博多駅が位置する福岡市には、199 件の宿泊施設があり一日あたり 37,167 人の宿泊が可能である（福岡市観光戦略課、2012 年時点）。

○通信基盤施設

携帯電話の利用について、宗像大社辺津宮及び新原・奴山古墳群周辺では携帯電話の利用が可能である。また宗像大社中津宮周辺では御嶽山山頂を含めて携帯電話の利用が可能であるが、沖

津宮遙拝所は携帯電話の電波が届きにくい場所に位置している。公衆電話については、各種ガイダンス施設および鉄道駅や渡船ターミナルなどの主要交通機関で利用可能である。また、宗像大社辺津宮に隣接する海の道むなかた館では、無料の Wi-Fi スポットを整備している。

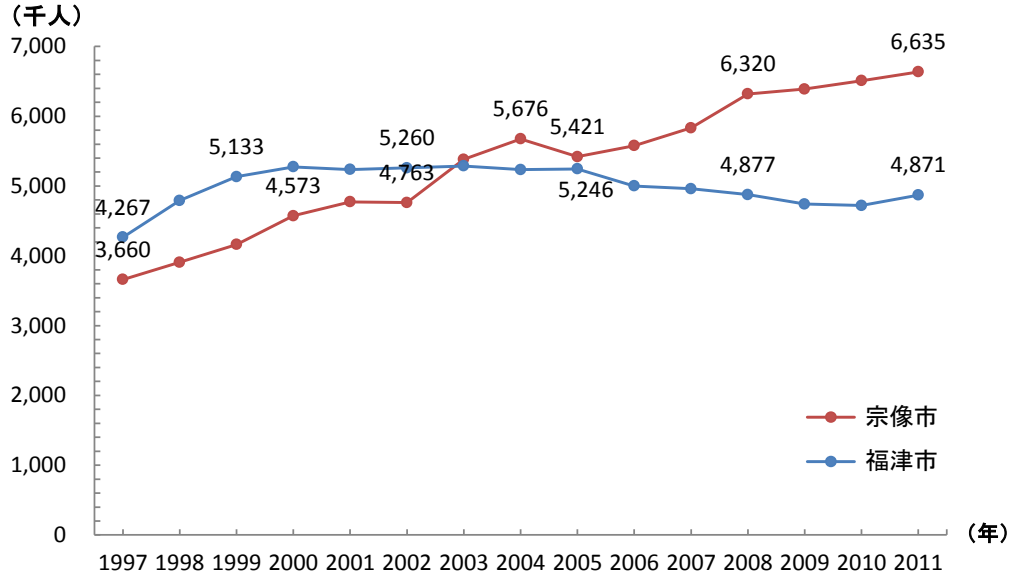

図 3-8 宗像市・福津市の観光入込客数の推移（資料：福岡県観光入込客推計調査）

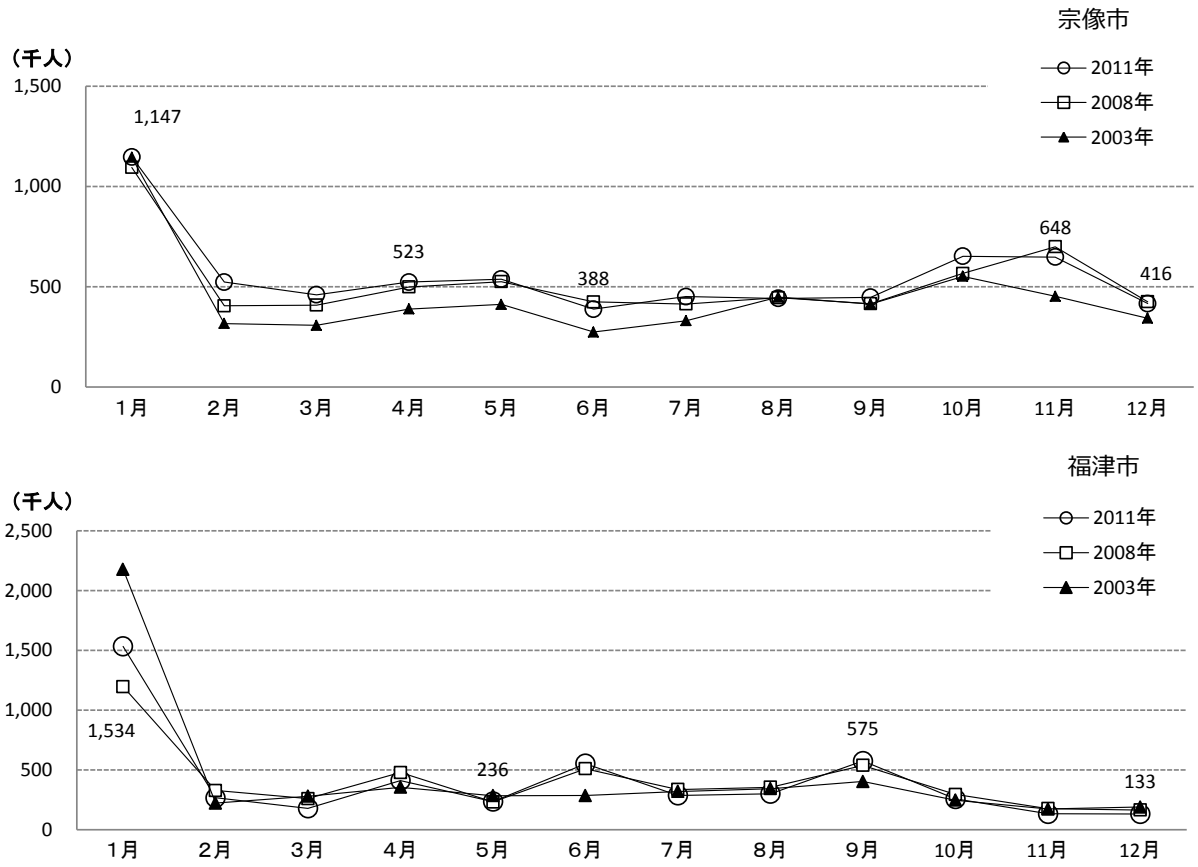

図 3-9 宗像市、福津市の月別観光入込客数の推移（資料：福岡県観光入込客推計調査）

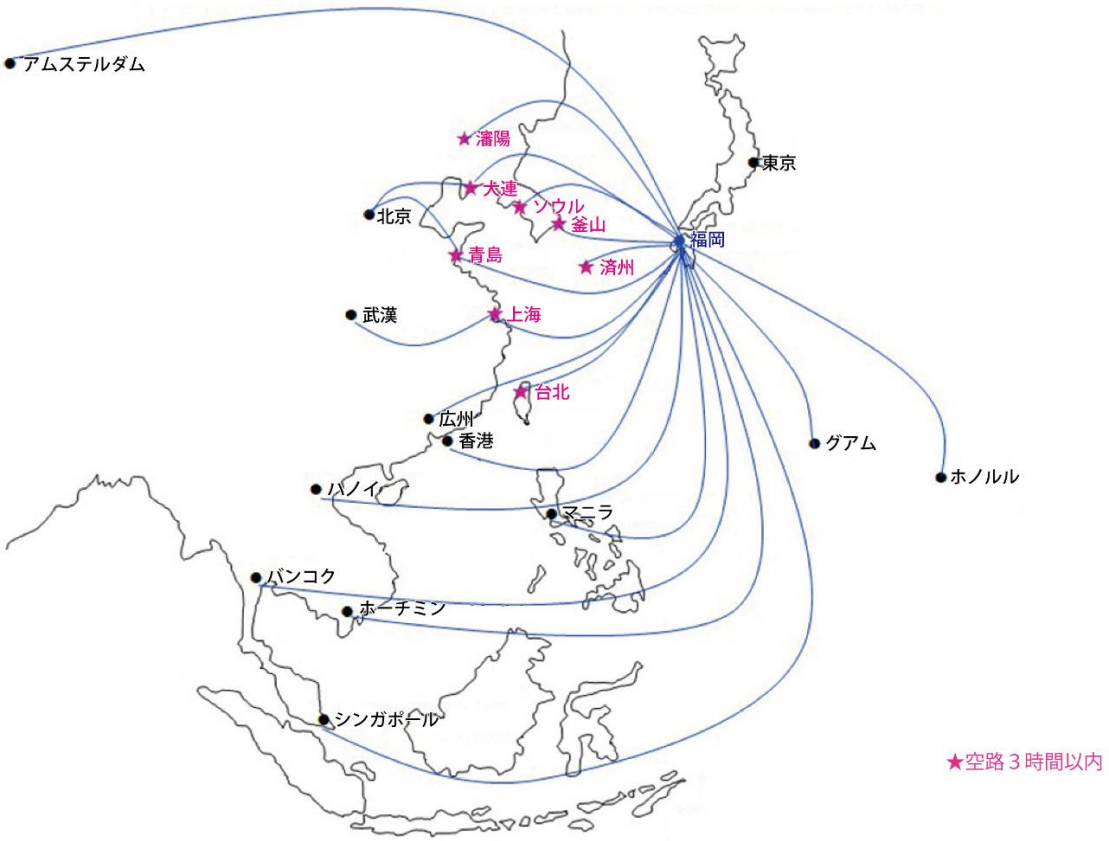

図 3-10 福岡空港からの国際定期便就航都市（出典：福岡空港ビルディング㈱、2014 年 7 月現在）

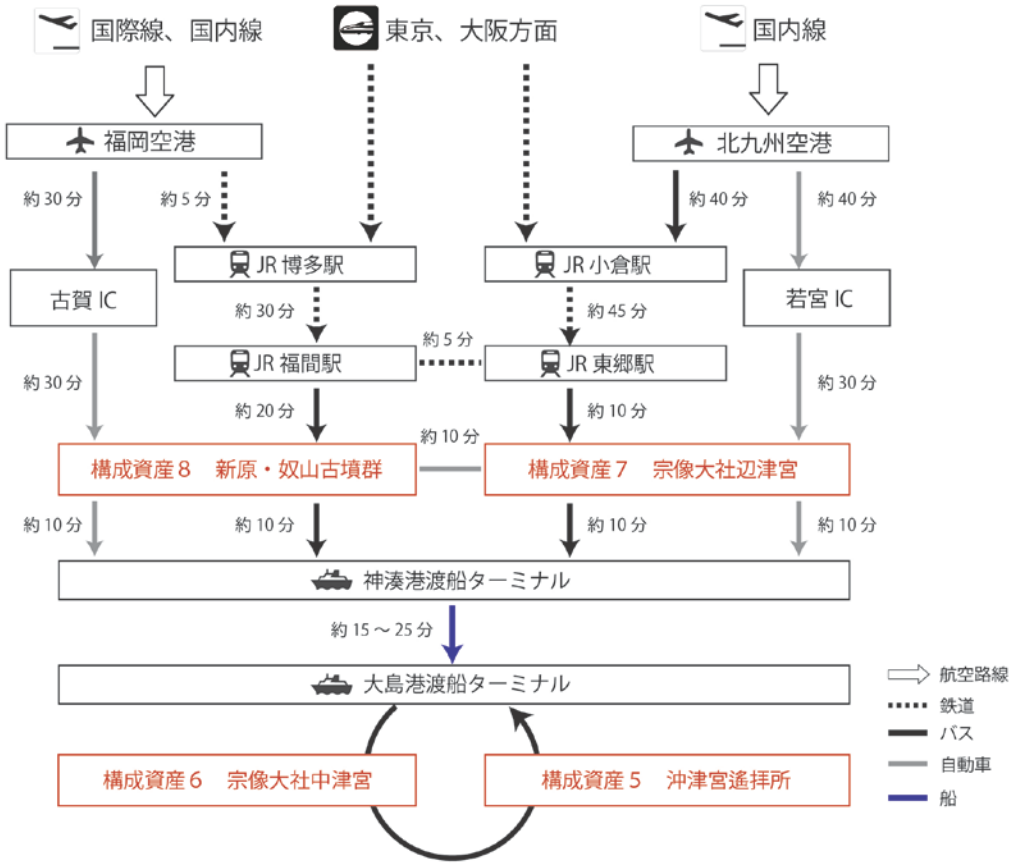

図 3-11 資産への移動手段と所要時間

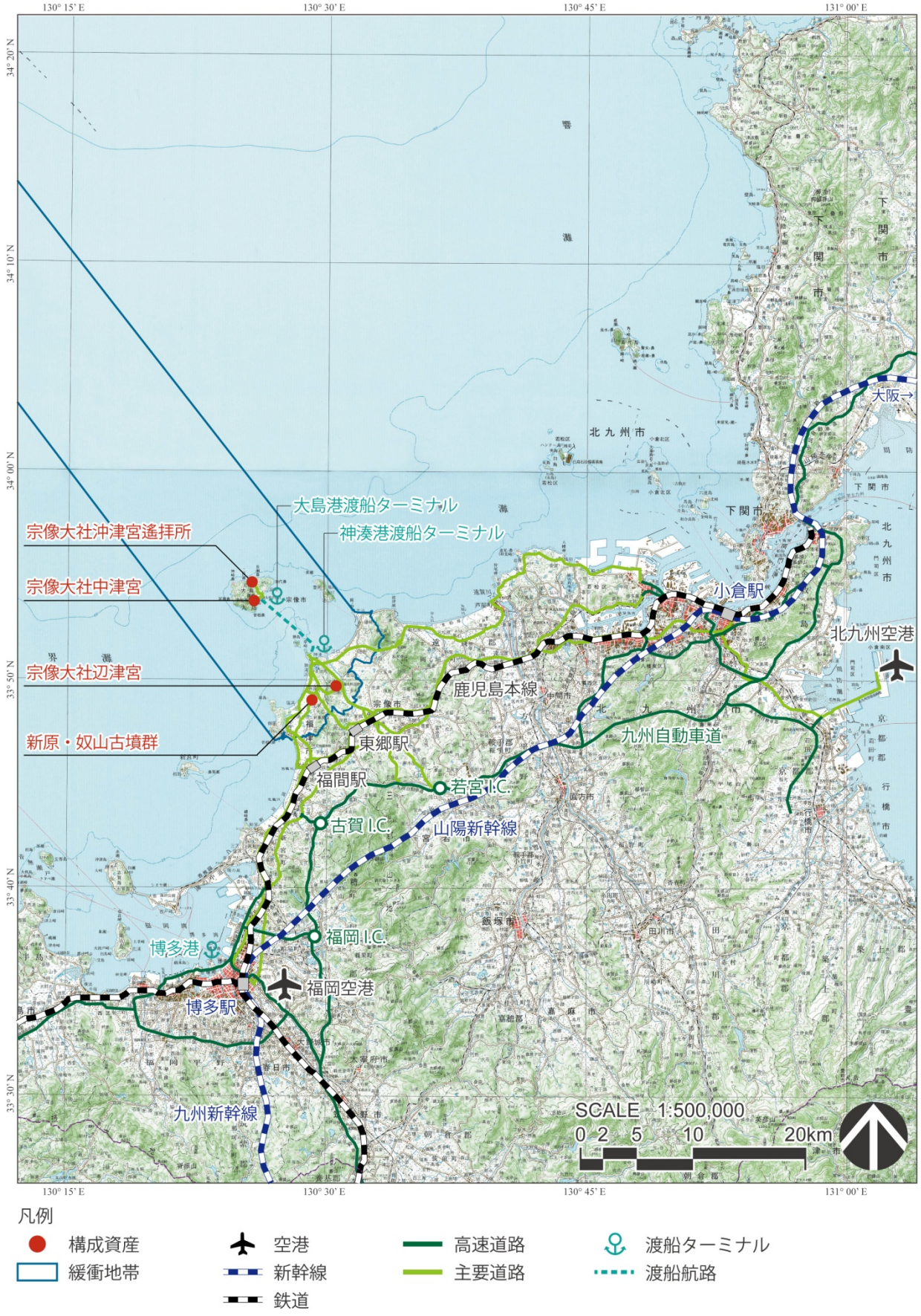

図 3-12 資産への主要アクセス

表 3-4　交通基盤施設の収容力

No.	交通機関、便益施設		運賃、利用料金	キャパシティ(収容力)
1	電車	博多駅→東郷駅	560 円	10～15 分間隔
		博多駅→福間駅	460 円	10～15 分間隔
2	バス	東郷駅前→宗像大社前	230 円	17 便／日
		宗像大社前→神湊波止場	170 円	17 便／日
		福間駅→神湊波止場	480 円	7便／日
		福間駅→奴山口(新原・奴山古墳群最寄)	380 円	7便／日
		新町(新原・奴山古墳群)→宗像大社前	310 円	6便／日
		大島島内(観光バス)	無料	1日6便(4～11 月の土日祝日、夏休み期間は毎日)
3	船	フェリー大島	旅客:560 円 自動車:3,030 円～	5便／日 旅客:211 人／便 自動車:11 台／便
		旅客船しおかぜ	旅客:560 円	2便／日 旅客:180 人／便
		海上タクシー	～3,500 円/人	随時／12 人
4	レンタサイクル	海の道むなかた館	普通自転車:500 円 電動自転車:1,000 円	普通:3台／子供用:2台 電動:3台
		道の駅むなかた	普通自転車:500 円 電動自転車:1,000 円	普通:3台／子供用:2台 電動:2台
		大島島内	普通自転車:600 円 電動自転車:1,100 円	普通:6～7台 電動:5～6台
		・福間駅／福津市行政・観光情報ステーションふっくる ・福津市まちおこしセンター津屋崎千軒なごみ ・福津市観光情報ステーション(ビーチハウス) ・あんずの里	1日:300 円 1泊 2 日:700 円	電動:32 台

(3) 来訪者による影響

現時点では、観光によって阻害されている状況は確認されていないが、世界遺産登録後には、国内外からの来訪者の増加によって、資産の毀損、信仰の阻害、周辺環境の悪化など、観光圧力による負の影響の増加が想定される。

○資産の毀損

沖津宮は、禁忌に基づき非公開であるが、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮、新原・奴山古墳群は、一部を除き一般公開している。今後、来訪者が急激に増加した場合、祭祀遺跡の踏み荒らし、遺物の盗難、踏圧による古墳を含む遺構及び地形の崩落、建造物の損壊等の可能性がある。

○信仰活動の阻害

宗像大社は現在も信仰活動が継続している神社であり、沖津宮を除く宗像大社境内（沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮）は信仰活動の場として、地域住民のみならず全国から信仰あるいは観光等の目的で不特定多数の人々が訪れる。今後、来訪者が急増した場合、信仰の場としての利用や雰囲気に影響を与える可能性がある。

○地域住民の生活の阻害

現在、大島や新原・奴山古墳群周辺は、来訪者が少なく、観光地化されていない。今後、資産への来訪者が急増した場合、交通渋滞の発生や私有地への不法侵入など、地域住民の生活に影響を与える可能性がある。

○環境の悪化

現在、構成資産は自家用車によるアクセスを中心としているが、交通渋滞の発生や排気ガスによって環境の悪化が懸念される。また、観光需要の増加に伴う店舗等の開発やごみの増加等によって周辺環境に影響を与える可能性がある。

3-5-2　来訪者への対応

世界遺産登録後には、国内外からの来訪者の増加が想定される。よって、来訪者数や資産に与える影響について注意深く経過観察を行い、観光動線の設定や来訪者施設の設置、情報提供等の来訪者の受け入れ体制を整備する（第６章参照）。

(1) 沖ノ島における入島制限

沖ノ島への入島は、宗教上の「禁忌」と地域の文化的伝統によって厳しく制限されている。この禁忌によって貴重な遺跡や自然が保護されてきた歴史的経緯があるため、今後も入島制限を厳守する。なお、沖ノ島は宗像大社の私有地であり宗像大社の許可なく立ち入ることは、刑法により罰則の対象となる。

沖の島漁港への来訪船の数は、宗像大社の神職によって毎日記録されている。緊急時には、海上保安庁との連絡体制が整備されており、連携が密に図られている。

(2) 適正な観光客受入容量の設定

資産や地域社会が観光による被害を受けないように、資産の所有者である宗像大社、宗像市、福津市が適正観光客容量を設定した上で、観光客の受け入れ体制、環境を整備する。

(3) 交通システムの整備

地域住民の生活や周辺環境に配慮して、電車やバス等の公共交通の利用を中心とした交通対策を検討する。また、構成資産間を結ぶ公共交通システムを整備し、来訪者が地域内で資産やガイダンス施設を円滑に利用できるように関係機関と連携して交通情報を提供する。また、資産周辺では徒歩もしくは自転車での周遊を基本とし、歩道及び自転車通行用道路の整備やレンタサイクルの効率化等、適切な施策を検討する。

(4) 公開・非公開区域及び来訪者動線の設定

沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮の神社境内には参拝、観光などの目的で不特定多数の人々が訪れるため、所有者である宗像大社が、信仰の保護、遺跡の保護、安全面等を考慮して公開範囲や公開時間帯を定めている。新原・奴山古墳群は、福津市が見学ルートを設定し、遺跡の保護上問題のある場所について立ち入らないように誘導する。

(5) 来訪者マナーの啓発

観光客に対して、資産とその周辺環境に負の影響を与えないように回遊する際のマナー啓発を行う。地域住民と協働で、遺産の価値や観光マナー等の情報を組み合わせたパンフレットを作成し、ガイダンスや駅、渡船場等の交通拠点に設置する。特に、沖ノ島は禁忌に基づいて原則非公開であることから、立ち入り禁止に対する周知を徹底する。また、参拝の心得やマナー等についても啓発する。

第4章
構成資産の保存管理

本章では、本資産の顕著な普遍的価値を確実に保護するための方針と、それらを担保する法令及び実施する上で必要な各種計画について示す。近年、世界遺産条約の履行において、資産周辺の地域コミュニティの役割の重要性が指摘されている（京都ビジョン、2012 年）。ここでは、所有者及び地域コミュニティの保存管理への参画についても示す。

4-1 構成資産の重要な要素
4-2 文化財保護法に基づく保存管理
4-3 所有者、地域コミュニティの役割
4-4 構成資産の保存管理方針

4-1 構成資産の重要な要素

(1) 重要な要素の特定

本資産は、地下に埋蔵される遺構・遺物、祭祀遺跡、宗像氏の古墳、宗像大社の社殿、厳粛な信仰環境を形成する地形、地割、社叢林によって構成される。このように本資産の構成資産の重要な要素を特定し、文化財保護法に基づき厳密に保存管理する（表 4-1）。

(2) 保存管理方針

第２章「資産の価値と現況」で示した本資産の真実性をふまえ、構成資産の重要な要素にもとづいて保存管理の方針を示す（表 4-2）。

○考古遺跡

掘削等により遺構、遺物に手が加わると考古遺跡を元に戻すことは不可能である。顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼす可能性があるため、考古遺跡は現状維持を基本とする。

○建造物

宗像大社の各構成資産は、現在も古代以来の信仰の継続を示す信仰の場である。信仰活動の継続上、神域を構成する社殿は定期的に修復・整備されている。これらの宗像神社境内の建造物は境内の配置構成や景観、信仰上の機能とともに適切に保存管理する。

○自然

宗像大社は、祭祀遺跡や社殿の周囲を取り巻く社叢林や地形が一体となって信仰の場を形成している。また、新原・奴山古墳群は海を臨む台地上に築造されている。これら社叢林や自然地形・人為的地形について土地の区画形状も含めて一体的に保存管理する。

○その他の要素

構成資産範囲内には、公共の便益施設が整備されているが資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与えないように、必要最小限に留められている。阻害していることが判明した場合は、その除去および改善を図る。また、資産範囲の一部（辺津宮と古墳群）には居住者がいるため、居住用途の建築物の増築、改築は、遺構、遺物や景観に影響を与えないよう所有者と協議して適切に管理する。

表 4-1 構成資産の重要な要素

ID No.	構成資産	構成資産の重要な要素			
		考古遺跡		建造物	自然
		地下遺構	地上遺構		
1－4	宗像大社沖津宮 （沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩）	沖ノ島祭祀遺跡 （地下遺構、埋蔵遺物）	沖ノ島祭祀遺跡 （地上遺構）	本殿・拝殿	社叢林（原始林） 岩礁 自然地形、人為的地形
5	宗像大社 沖津宮遙拝所			社殿	自然地形、人為的地形
6	宗像大社中津宮	御嶽山祭祀遺跡 （地下遺構、埋蔵遺物）		本殿・拝殿	社叢林 自然地形、人為的地形
7	宗像大社辺津宮	下高宮祭祀遺跡、上高宮 （地下遺構、埋蔵遺物）		本殿・拝殿	社叢林 自然地形、人為的地形
8	新原・奴山古墳群	古墳 （周溝、埋葬施設）	古墳 （墳丘、周堤、葺石）		自然地形、人為的地形

表 4-2 構成資産の重要な要素の保存管理方針

種別		保存管理方針	
考古遺跡	地下遺構	顕著な普遍的価値の核心となる考古遺跡として現状を保存する。	・資産に負の影響を与える開発行為等を禁止する。 ・調査・整備は、資産の保存目的に限り、資産の本質的価値に影響を与えないよう十分に検討した上で、必要最小限に留める。 ・祭祀遺跡について、「形状・意匠」、「材料・材質」、「用途・機能」、「位置・セッティング」の真実性を保持する。 ・古墳群について、「形状・意匠」、「材料・材質」、「用途・機能」、「位置・セッティング」の真実性を保持する。 ・地上部の動植物による考古遺跡への影響を防止する。
	地上遺構		
建造物		信仰の継続を図れるよう信仰の場として境内配置等のセッティングを保存する。	・宗像大社社殿の修復等の整備を行う場合、「用途・機能」、「伝統・技能・管理体制」、「位置・セッティング」、「精神・感性」の真実性を保持する。 ・歴史的建造物について、上記項目に加えて「形状・意匠」、「材料・材質」の真実性を保持する。
自然		構成資産と一体となった地形や社叢林を保全する。	・社叢林について、整枝・剪定などの維持管理活動を適宜実施し、良好な自然環境や景観を保全する。 ・樹木の繁茂等により、資産に負の影響を及ぼす恐れのあるものは除去する。 ・自然地形及び歴史的に重要な人為的地形を保護する。
その他の要素		資産の顕著な普遍的価値に影響を与えないように管理する。	・資産の保存管理上、信仰施設、便益施設等の整備は必要最小限に留め、地下遺構や景観に配慮する。 ・資産の保存管理上、調整の必要な要素については、将来的な撤去または移転について検討し、当面、修景等によって資産に与える影響を軽減する。

4-2 文化財保護法に基づく保存管理

(1) 文化財保護法の指定状況

遺跡及び建築物、地下に埋蔵されている遺構・遺物のみならず、それらと密接な関係を持つ自然地形など、本資産の顕著な普遍的価値に貢献する諸要素を包含する全ての構成資産は、文化財保護法（表 4-3）の下に国の史跡、天然記念物、重要文化財に指定されている。これらの指定された遺跡および建築物、工作物、土地に関しては、国の許可無くそれらの現状を変更することはできない（表 4-4）。

宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮は、国指定史跡「宗像神社境内」に一括して指定されている。新原・奴山古墳群は国指定史跡「津屋崎古墳群」の一部として指定されている。加えて、沖ノ島全島は国指定天然記念物「沖の島原始林」に、宗像大社辺津宮の本殿・拝殿は国指定重要文化財に指定されている

文化財保護法では、所有者が文化財の保存管理、修理の主体となることが原則であり（法第 31 条、第 113 条、第 119 条）、本資産も、各構成資産の所有者が日常的な維持管理等の責任を負う。宗像大社、宗像市、福津市は、それぞれが所有、管理する構成資産の保存管理計画を策定し、適切に実行している（表 4-5）。各構成資産の保存管理計画の詳細は付属資料 1 を参照されたい。

表 4-3 文化財保護法の概要

法令名	概要	許可等を要する行為	罰則規定
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的としている。許可又は同意等を要する行為について、所有者、管理者、行政等の責務について定めている。	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為に対し、文化庁長官の許可が必要。 （文化庁長官の許可の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。）	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料

表 4-4 本資産の構成資産と文化財指定等の関係

<table>
<tr><th>ID
No.</th><th>構成資産</th><th colspan="2">文化財保護法による指定種別及び指定名称</th><th>世界遺産条約
上の種別</th></tr>
<tr><td>1</td><td>沖ノ島</td><td rowspan="7">a. 史跡
「宗像神社境内」</td><td>c. 天然記念物「沖の島原始林」</td><td rowspan="8">遺跡（site）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>小屋島</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>御門柱</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>天狗岩</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>宗像大社
沖津宮遙拝所</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>宗像大社中津宮</td><td>d. 福岡県有形文化財「中津宮本殿」</td></tr>
<tr><td>7</td><td>宗像大社辺津宮</td><td>e. 重要文化財「辺津宮本殿」
f. 重要文化財「辺津宮拝殿」</td></tr>
<tr><td>8</td><td>新原・奴山古墳群</td><td colspan="2">b. 史跡「津屋崎古墳群」（の一部）</td></tr>
</table>

＊各文化財の指定年月日及び指定名称は次のとおりである。

a. 宗像神社境内
- 1971 年 4 月 22 日 文化財保護法による「史跡」指定
- 2013 年 10 月 17 日 文化財保護法による「史跡」に追加指定
- 2015 年 10 月 7 日 文化財保護法による「史跡」に追加指定

b. 津屋崎古墳群
- 2005 年 3 月 2 日 文化財保護法による「史跡」に指定
- 2011 年 2 月 7 日 文化財保護法による「史跡」に追加指定
- 2014 年 10 月 6 日 文化財保護法による「史跡」に追加指定
- 2015 年 10 月 7 日 文化財保護法による「史跡」に追加指定
- 2016 年 10 月 3 日 文化財保護法による「史跡」に追加指定

c. 沖の島原始林
- 1926 年 10 月 20 日 史蹟名勝天然紀念物保存法による「天然記念物」に指定

d. 宗像神社中津宮本殿
- 1972 年 4 月 15 日 文化財保護法に基づく福岡県文化財保護条例により福岡県有形文化財（建造物）に指定

e. 宗像神社辺津宮本殿
- 1907 年 5 月 27 日 古社寺保存法による「特別保護建造物」に指定
- 1929 年 7 月 1 日 国宝保存法による「国宝」に指定
- 1950 年 8 月 29 日 文化財保護法による「重要文化財」に指定
- 1967 年 6 月 15 日 棟札 9 枚が文化財保護法による「重要文化財附」に追加指定

f. 宗像神社辺津宮拝殿
- 1907 年 5 月 27 日 古社寺保存法による「特別保護建造物」に指定
- 1929 年 7 月 1 日 国宝保存法による「国宝」に指定
- 1950 年 8 月 29 日 文化財保護法による「重要文化財」に指定
- 1967 年 6 月 15 日 棟札 1 枚が文化財保護法による「重要文化財附」に追加指定

表 4-5 構成資産の所有者及び関係する保存管理計画等

ID No.	構成資産	所有者	関係する保存管理計画等
1－4	宗像大社沖津宮	宗像大社、国等	・国指定史跡 宗像神社境内 保存管理計画（宗像市 2014 年） ・国指定天然記念物 沖の島原始林 保存管理計画（宗像市 2014 年）
5	宗像大社 沖津宮遙拝所	宗像大社	・国指定史跡 宗像神社境内 保存管理計画（宗像市 2014 年）
6	宗像大社中津宮	宗像大社、 宗像市等	・国指定史跡 宗像神社境内 保存管理計画（宗像市 2014 年）
7	宗像大社辺津宮	宗像大社、 宗像市、個人	・国指定史跡 宗像神社境内 保存管理計画（宗像市 2014 年） ・重要文化財宗像神社辺津宮本殿・拝殿保存活用計画（宗像大社 2014 年）
8	新原・奴山古墳群	福津市、国、 福岡県、個人、 法人等	・国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本構想（福津市 2008 年） ・国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本計画（福津市 2011 年） ・国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画（福津市 2014 年）

(2) 現状変更等の制限と手続き

全ての構成資産は、文化財保護法に基づく指定範囲において、現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為は、各保存管理計画で定めた取り扱い方針に従い、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、文化庁長官の許可を受ける必要がある（法第 43 条、第 125 条）。

所有者等の行為者が現状変更を行おうとする場合は、事前に申請内容に関し宗像市、福津市と協議し、行為の妥当性について宗像市、福津市と福岡県で協議、調整する。福岡県はそれらの検討結果を踏まえ、国（文化庁）へ意見書を付して申請を進達する。文化庁長官は、イコモス国内委員会委員を含む文化審議会文化財分科会に対して、現状変更等に関して諮問し、学術的かつ厳密な審査に基づく答申を経て許可する。この際、文化庁長官は、必要な指示をすることができ、許可条件に従わない場合は、行為の停止命令を発し、又は許可の取消ができる。

保存活用協議会（第 7 章参照）は、上記の現状変更手続きの中で、資産の顕著な普遍的価値の保護の観点から、関係機関と確認・調整する。その際には、諮問機関である専門家会議（第 7 章参照）は、資産への影響を検討する遺産影響評価を実施し、保存活用協議会へ指導・助言する。

表 4-6 構成資産の現状変更の取り扱い方針

ID No.	構成資産	現状変更の取り扱い方針	保存管理計画
1－4	宗像大社沖津宮	・地下遺構に影響を及ぼす行為は認めない。 ・現状の景観に悪影響を及ぼす行為は認めない。 ・信仰活動の継続を図る。	国指定史跡宗像神社境内 保存管理計画 （宗像市 2014 年）
5	宗像大社沖津宮遙拝所		
6	宗像大社中津宮		
7	宗像大社辺津宮		
8	新原・奴山古墳群	・台地を分断する道路敷を含め、遺構及び景観に影響を与える現状変更等は認めない。	国指定史跡津屋崎古墳群 保存管理計画 （福津市 2014 年）

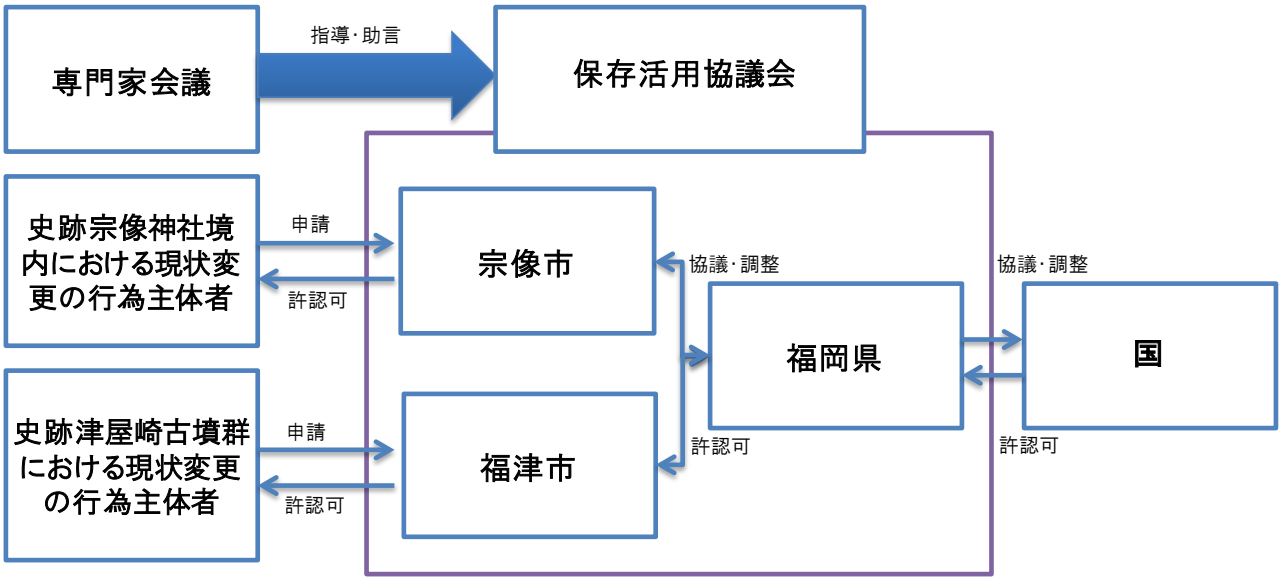

図 4-1 構成資産の保存管理手続き

（3）調査及び修復の方針

構成資産の調査および修復については、資産の顕著な普遍的価値及び真実性、完全性を保持することを前提に、世界遺産としての顕著な普遍的価値に関わる国際憲章に基づいて実施する。特に本資産の顕著な普遍的価値の中核である考古遺跡については、「考古学的遺産の管理、運営に関する国際憲章」[4]における調査及び修復に関する考え方に準じるものとする。

資産の調査、修復が必要な場合は、文化財保護法の下、多様な視点から事前に学術調査を実施し、その成果に基づき、所有者、関係各分野の専門家、学識経験者からなる委員会における十分な検討、指導、決定を経て実施する。

[4]「考古学的遺産についての情報の収集は調査における保護や学術的な目的の為に必要以上に考古学的な証拠を破壊しないということを優先原則にしなければならない」「発掘とはその他の情報を失ったり、記念建造物や遺跡の完全な破壊という犠牲を払って記録保存されたり、保存された（preserved, conserve）証拠を選択する危険が常にあるのであるから、発掘の決定は慎重に採るべきである（第 5 条）」とある。また、復元については「再建（reconstructions）は2つの重要な機能を果たす：実験的な研究と解釈である。しかし、それらは残存する考古学的な証拠を乱すことを避ける為に非常に慎重に行われるべきであり、オーセンティシティを達成する為にあらゆる資源から得られる証拠を考慮すべきである。実行可能で適切であるならば、再建は考古学的遺跡の直上で行われるべきではなく、再建であるとわかるようにすべきである（第 7 条）」とある。

4-3 所有者・地域コミュニティの役割

(1) 伝統的慣習に基づく保護

特に沖ノ島は、文化的伝統である「禁忌」に基づく入島制限、行為制限によって所有者である宗像大社および氏子である地域住民によって守られてきた経緯がある。現在も沖ノ島の渡島の際には、「沖ノ島では、上陸後直ちに海中での禊を行うこと」「一木一草一石たりとも島外へ持ち出さないこと」等の厳守事項を宗像大社が定めている。本資産の顕著な普遍的価値を保護するため、文化財保護法に基づく保護に加えてこうした文化的伝統についても今後も維持する。

(2) 所有者・地域コミュニティによる維持管理

構成資産の適切な点検及び清掃、軽微な補修等の日常的な維持管理は、各構成資産の所有者の責任によって実施する。また、所有者と連携して、地域住民等による清掃等の日常的な維持管理活動を実施する。表 4-7 に構成資産毎の点検と維持管理の状況を示す。

(3) 信仰の継承

宗像大社では年間を通して多くの祭礼行事が行われている。その中でも大島から神湊までを船団が海上神幸して三女神が一堂に会す「みあれ祭」は、海を介した信仰をよく表す神事である。宗像大社と地域コミュニティと連携し祭礼行事等の信仰に関わる伝統文化の維持・継承を図る。

表 4-7 構成資産の点検と日常的な維持管理

ID No.	構成資産	所有者 （土地所有率）	責任者が実施する 点検、維持管理	その他ボランティア等による 維持管理
1	沖ノ島	宗像大社（99.9%） 漁業協同組合（0.1%）	神職が交代で１名常駐し、目視による点検、清掃等の日常的な維持管理を実施。	沖津宮現地大祭（５月 27 日）等神事の前に氏子が清掃活動を実施。
2	小屋島	国（100%）	―	―
3	御門柱	国（100%）	―	―
4	天狗岩	国（100%）	―	―
5	宗像大社 沖津宮 遙拝所	宗像大社(100%)	神職が定期的に境内地を訪問（常駐者なし）し、目視による点検、清掃、軽微な補修、施錠等の日常的な維持管理を実施。	神事の前に氏子が清掃活動を実施。大島地区コミュニティ運営協議会が定期的な海岸清掃を実施。
6	宗像大社 中津宮	宗像大社(87%) 宗像市(12.9%) 福岡県（0.1%未満）	１人の神職が境内に常駐し、清掃、軽微な補修、施錠等の日常的な維持管理を実施。	神事の前に氏子が清掃活動を実施。
7	宗像大社 辺津宮	宗像大社(94.9%) 宗像市(1.8%) 個人(3.3%)	複数人の神職が通年境内地及び周辺に滞在し、清掃、軽微な補修、施錠等の日常的な維持管理を実施。	神事の前に氏子が清掃活動を実施。
8	新原・奴山古墳群	福津市(63.8%) 福岡県(5.4%) 国(0.2%) 宗教法人（2.7%） 農業協同組合（7.2%） 事業者（4.5%） 個人（16.2%）	福津市職員が訪問し、（月１回程度、常駐者なし）目視による点検、清掃、主要な箇所の草刈り等の日常的な維持管理を実施。	地域住民によって草刈り、清掃活動を定期的に、不法投棄監視パトロールを週２回実施。

4-4 構成資産の保存管理方針

【構成資産１～４】宗像大社沖津宮

- 沖ノ島祭祀遺跡（地下遺構、埋蔵遺物、地上遺構）、沖津宮社殿、境内配置、自然、人為的地形、社叢林について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- 沖ノ島の独自の生態系や希少種など、貴重な自然環境の価値を保護する。ただし、沖ノ島祭祀遺跡の周囲を最優先する。
- 沖ノ島祭祀遺跡は、多量の遺物が地上に露出また地下に埋蔵されており、非常に壊れやすい状態にあるため、禁忌による入島制限、行為制限を今後も維持する。
- 調査は原則、保存管理に資するものに限り、事前に十分な検討を行った上で必要最低限の範囲で実施する。
- 整備は祭祀遺跡の保存や信仰活動上、必要なものに限る。
- 漁港部のコンクリート治山法面について、崩落防止との両立を考慮しながら、改修時により周辺環境に調和する工法を検討する。
- 資産範囲に隣接する漁港部の防波堤や消波ブロック、建造物等の人工構造物について、漁港、避難港としての機能維持と景観保全との両立を考慮しながら、改修時により周辺環境に調和する工法を検討する。
- 2018 年から 2020 年にかけて、沖津宮本殿の修理が予定されている。修理の際は、必要な範囲内において専門調査を行い、構成資産に与える影響を十分考慮した上で実施する。

【構成資産５】宗像大社沖津宮遙拝所

- 社殿、境内配置、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- 沖ノ島を遥拝する信仰の場としての機能を維持するとともに、沖ノ島への眺望を保全する。
- 資産の修復、整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の専門調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮して実施する。

【構成資産６】宗像大社中津宮

- 御嶽山祭祀遺跡（地下遺構、埋蔵遺物）、自然、人為的地形、社叢林、社殿、境内配置について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- 信仰活動上必要な建築物等の修復、新築、増改築にあたっては、地下に埋蔵されている遺構・遺物や境内の配置、信仰の場としての機能を十分考慮し、資産に調和したものとする。
- 資産の修復、整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の専門調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮して実施する。

【構成資産７】宗像大社辺津宮

- 下高宮祭祀遺跡、上高宮（地下遺構、埋蔵遺物）、辺津宮社殿、境内配置、社叢林、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- 信仰活動上必要な建築物等の修復、新築、増改築にあたっては、地下に埋蔵されている遺構、遺物や境内の配置、信仰の場としての機能を十分考慮し、資産に調和したものとする。
- 資産に隣接する祈願殿および駐車場について、辺津宮境内の玄関口として周辺環境により調和させる可能性を検討する。また、海の道むなかた館について、周辺環境により調和させる検討と将来的な移転の可能性を考慮する。
- 2016 年以降、辺津宮諸施設（第二宮、第三宮、斎館、神宝館等）の整備を予定している。施設整備の際は、必要な範囲内において発掘調査等の専門調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮した上で実施する。

【構成資産８】新原・奴山古墳群

- 顕著な普遍的価値を構成する古墳（地下遺構:周溝、埋葬施設、埋蔵遺物/地上遺構:墳丘、周堤、葺石）、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- 居住や事業を目的とした施設の新築、増築、改築は、構成資産に与える影響を十分考慮し、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。
- 構成資産内を通過する道路について、公益上必要最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、道路が顕著な普遍的価値へ与える影響を十分考慮し、自然環境に調和させる可能性を検討する。
- 資産範囲に位置する大型農業施設等について、撤去とその後の跡地整備について専門家を含む委員会で検討する。
- 削平などによって墳丘が崩落する危険性のある古墳については、崩落防止のための保護措置を検討する。修復の手法は発掘調査成果に基づいて専門家を含む委員会において検討する。

第 5 章

緩衝地帯の管理

本章では、適切な緩衝地帯の設定、地域コミュニティの生活と調和した保全、資産と周辺環境との一体的な保全に関する方針を示すとともに、その具体的方法と、それらを実施する上で必要な法令、制度及び計画について示す。

5-1 緩衝地帯の設定
5-2 区域別の管理方針
5-3 緩衝地帯の管理方法

5-1 緩衝地帯の設定

(1) 周辺環境の現況

本資産は沖ノ島、大島、九州本土の３つのエリアに構成資産群が展開している。大島の御嶽山山頂からは沖ノ島とその反対方向に九州本土を見渡すことができ、宗像大社の三宮は相互に視認できる位置にある。新原・奴山古墳群は、大島や沖ノ島へ続く海を臨む台地上にあり、墳墓と海を望む立地や周囲の景観が一体となっている。特に、沖ノ島への遙拝に代表される信仰の景観は、構成資産間の関係性や資産と周辺環境を一体的に保全する上で重要である。また、釣川沿いに位置する辺津宮や新原・奴山古墳群の周囲の田園景観は沖ノ島へと続くかつての入海を連想させる（図 5-1）。この景観は、資産と海との関係を裏付ける意味で重要である。

資産の周辺環境は、大きな開発を受けること無く、玄海灘の島嶼部および海岸部の豊かな自然環境や田園景観が良好に保全されている。また、資産周辺の海岸沿いや島嶼部には多くの漁村があり、宗像大社の信仰を担う住民が多く居住している。沖ノ島周辺の海域は現在も良好な漁場として利用されている。こうした資産と地域住民の生活との調和も周辺環境を保全する上で重要である。

図 5-1　上空からみた資産および周辺環境

(2) 緩衝地帯の設定

資産の顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐため、構成資産の周辺に緩衝地帯を設定する[5]。緩衝地帯の設定にあたっては、以下３点を基本的な考え方とし、個々の構成資産から視認可能となる周囲の海域、丘陵、河川などの自然地形、行政区界の範囲を考慮しつつ、全ての構成資産を包括する 79,363.48ha の範囲を設定する。

①構成資産間及び海への眺望を保全すること
②資産と一体となった自然地形、海域、土地利用などの周辺環境を保全すること
③資産と密接に関連する遺跡や歴史的、文化的要素が分布する範囲を含むこと

緩衝地帯の範囲は、御嶽山山頂から沖ノ島及び九州本土側を眺望した際に、構成資産と一体となった海域、海岸、丘陵地を含む範囲とする。海域範囲は、沖ノ島と御嶽山山頂を結ぶ軸線を基軸とする。陸域は九州本土側の北端を鐘崎付近の地点、南端を渡半島付近の地点を範囲とし、海岸線からの第一稜線を基準に設定する。なお、各境界線は、容易に認知できるように、丘陵、河川、海岸線等の地形、市街地、道路などの土地利用形態の境界、行政区界、各種法令等による境界を用いている（表 5-1、図 5-2）。

表 5-1 緩衝地帯の区域線

区間 （図 5-2 参照）	境界線	基本的な考え方
a-b	沖ノ島の中心から半径６km の円弧	沖ノ島−御嶽山祭祀遺跡間を基軸とする、鐘崎−渡半島間の海域。
b-c	鐘崎の先端と円弧をつないだ線	
c-d	海岸線（鐘崎海岸）	御嶽山山頂から構成資産（新原・奴山古墳群、辺津宮）を眺望した際の視認範囲。
d-e	山稜線	
e-f	谷線	
f-g	河川(諸見川-樽見川)	
g-h	山裾	
h-i	道路	
i-j	山稜線	
j-k	河川	
k-l	山稜線	
l-m	山稜線	
m-n	行政区界	構成資産（新原・奴山古墳群）からの視認範囲。
n-o	道路	
o-p	海岸線	
p-a	渡半島の先端と円弧をつないだ線	沖ノ島−御嶽山祭祀遺跡間を基軸とする、鐘崎−渡半島間の海域。

5 作業指針」第 104 項には、「緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用、開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。」と示されている。

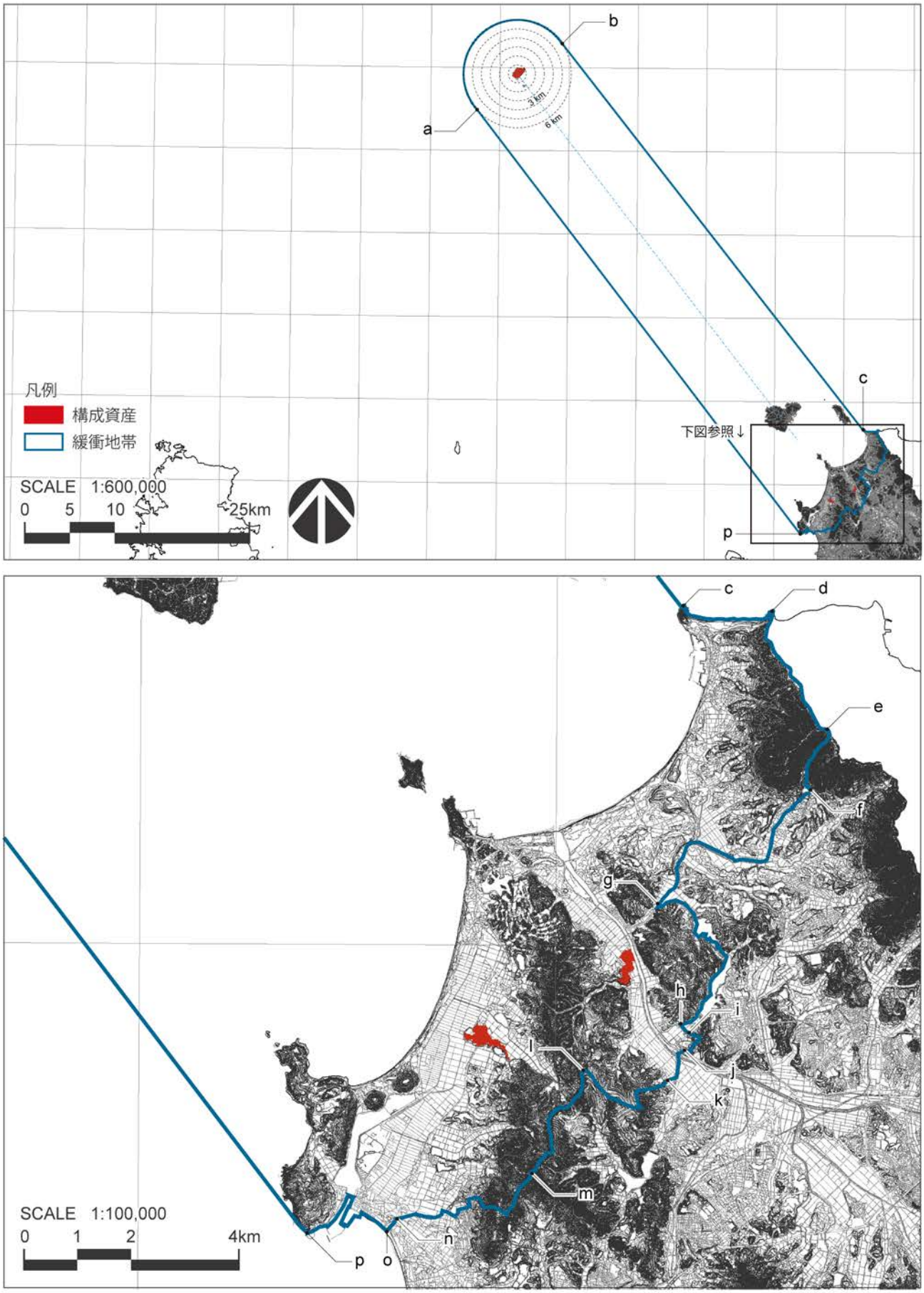
a
b
c
d
e
f
g
h
i
j
k
l
m
n
o
p
3 km
6 km
凡例
構成資産
緩衝地帯
SCALE 1:600,000
0 5 10 25km
下図参照↓
SCALE 1:100,000
0 1 2 4km

図 5-2 緩衝地帯の範囲

5-2 区域別の管理方針

本資産の緩衝地帯は、構成資産を取り囲む海域及び陸域の広範に及ぶため、地域住民の生活や交通アクセスなどの要因で地域によって特性が異なる。また、資産周辺の住民生活に支障をきたさないことと、資産の保護との調和を図る必要がある。よって、緩衝地帯全体を地域特性をふまえて区分し、それぞれの管理方針を設定する（表 5-2、図 5-3）。各構成資産の直近の周辺環境だけでなく、構成資産間及び海への眺望を保全するために、各構成資産毎に視点場を設定し、これらの重要な眺望景観の保全を図る。

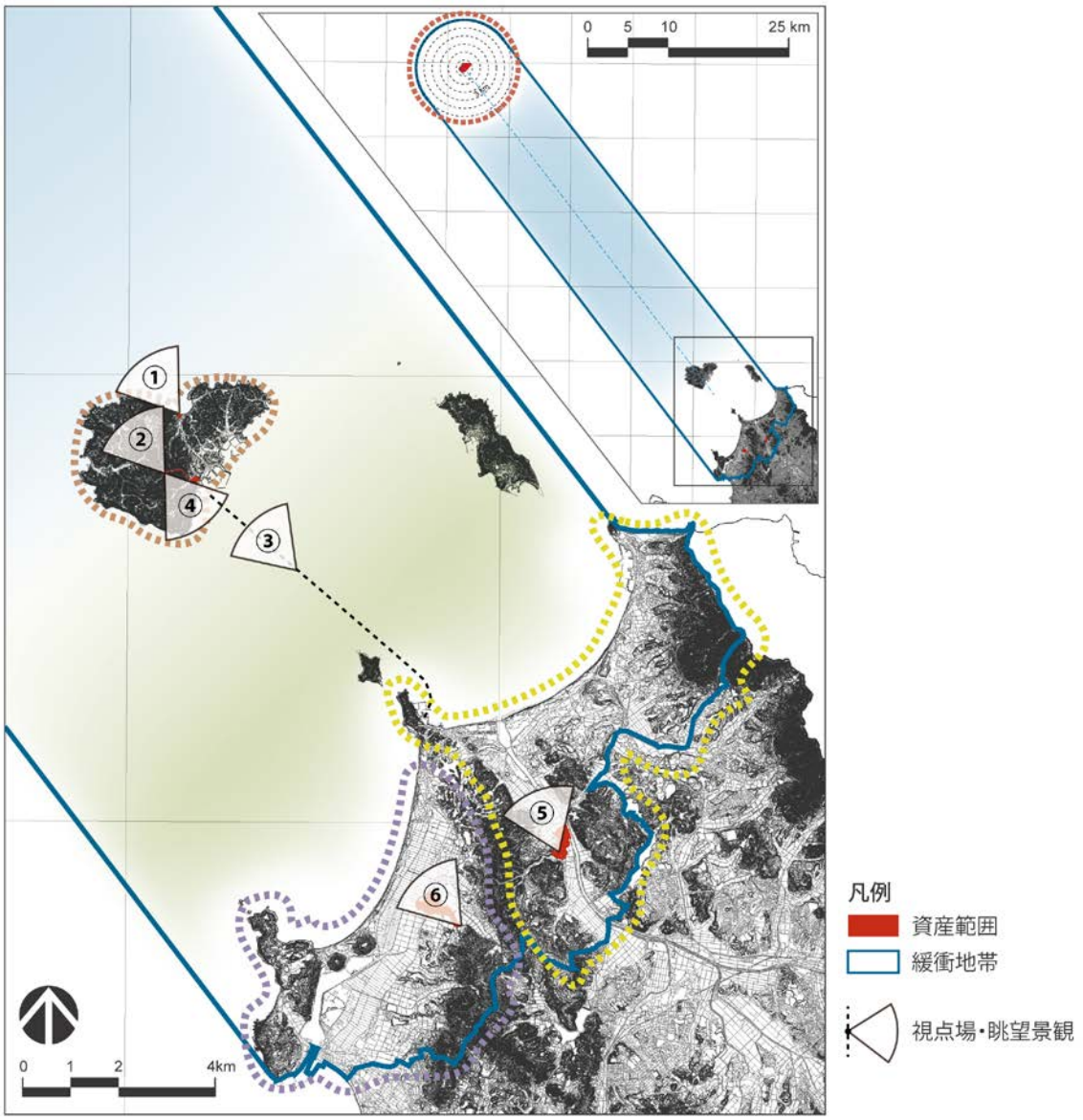

図 5-3 緩衝地帯のゾーニング

表 5-2　緩衝地帯のゾーン毎の管理方針（1/2）

<table>
<tr><th>地区</th><th>特性</th><th>管理方針</th></tr>
<tr><td rowspan="2">A. 沖ノ島周辺
（沖の島漁港及び周辺 6 ㎞の海域）</td><td>・沖の島漁港は緊急時の避難港として利用されている。
・沖ノ島の周辺海域は、周辺漁村の漁場として利用されている。</td><td>・沖ノ島の保全を最優先する。
・文化的伝統に基づく「禁忌」の継承と厳守（入島制限による祭祀遺跡、生態系、信仰の保護）。
・漁業と遊漁との調整を図る。
・漁港及び避難港としての機能維持と信仰の場に相応しい視覚的調和を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">
沖ノ島周辺</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B. 沖ノ島－大島間
（海域）</td><td>・漁船等船舶が通行する。</td><td>・御嶽山山頂及び沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望を保全する。
・海への眺望を阻害する洋上構造物を規制する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">
①沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望

②御嶽山山頂から沖ノ島への眺望</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C. 大島
（大島全島）</td><td>・人口 695 人（2015 年 11 月現在）
・沖津宮遙拝所や御嶽山山頂から、沖ノ島や九州本土を一望できる。
・住民の大部分は漁業従事者であり、旅館や民宿、マリンレジャー等の観光産業従事者もいる。</td><td>・構成資産（中津宮、沖津宮遙拝所）周辺の景観を保全する。
・住民生活に支障をきたさないように調整を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2"> 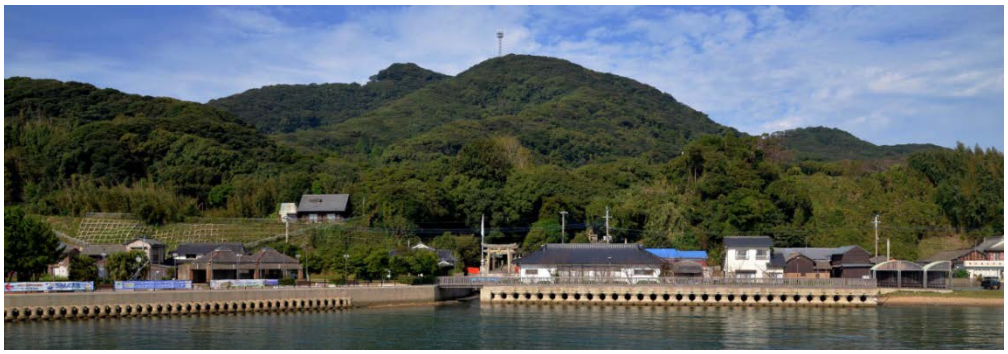
③神湊－大島間渡船航路からの眺望</td></tr>
</table>

表 5-2　緩衝地帯のゾーン毎の管理方針（2/2）

<table>
<tr><th>地区</th><th>特性</th><th>管理方針</th></tr>
<tr><td rowspan="2">D. 大島－九州本土間
（海域、地島、勝島）</td><td>・大島と九州本土を結ぶフェリーが運行し漁船等が通行する。
・「みあれ祭」（10/1）では、宗像七浦の漁船団による海上神幸が行われる。</td><td>・御嶽山山頂から九州本土側への眺望を保全する。
・海への眺望を阻害する洋上構造物を規制する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">
④御嶽山山頂から九州本土への眺望</td></tr>
<tr><td rowspan="2">E. 辺津宮周辺
（九州本土）</td><td>・人口 5,885 人（2015 年 11 月現在）。
・旧入海の釣川流域は農業を営む住民が生活する田園地帯となっている。</td><td>・構成資産（辺津宮）周辺の景観を保全する。
・辺津宮の下高宮祭祀遺跡から釣川への眺望を保全する。
・住民生活に支障をきたさないように調整を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">
⑤下高宮祭祀遺跡から釣川流域への眺望</td></tr>
<tr><td rowspan="2">F. 新原・奴山古墳群周辺
（九州本土）</td><td>・人口 7,072 人（2015 年 11 月現在）。
・新原・奴山古墳群南側の高台から、大島と海を一望できる。
・旧入海の勝浦潟は農業を営む住民が生活する田園地帯となっている。</td><td>・構成資産（新原・奴山古墳群）周辺の景観を保全する。
・古墳群の台地上から大島と海への眺望を保全する。
・津屋崎古墳群及び旧入海の田園景観を一体的に保全する。
・住民生活に支障をきたさないように調整を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">
⑥高台から新原・奴山古墳群への眺望</td></tr>
</table>

5-3 緩衝地帯の管理方法

(1) 緩衝地帯の法的保護

資産と緩衝地帯を一体的に管理するために、緩衝地帯内の土地利用状況に応じて、各種法律、福岡県、宗像市、福津市が定める条例等を適正に運用する。緩衝地帯で適用される法令、制度等は、表 5-3～6、図 5-5～11 に示すとおりである。

海域については、福岡県一般海域管理条例、自然公園法、港湾法、漁港漁場整備法等に基づいて管理している。海域の管理の中で主体となる法令が福岡県一般海域管理条例であり、緩衝地帯の海域全域を対象に洋上工作物の設置について許可制に基づく行為規制を行っている。

陸域については、都市計画法、自然公園法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等に基づいて土地利用規制を設けている。陸域の中で主体となる法令は景観法であり、宗像市、福津市が景観法に基づき定める景観計画、景観条例によって緩衝地帯を景観重点区域に位置づけ、一定規模を超える建築物、工作物の新築、増改築、土地の形質変更、木竹の伐採行為等について、事前に宗像市、福津市への届出を義務付けており、建築物、工作物等の高さ、色彩、形態、意匠等に関する景観規制、誘導している。

また、構成資産内外の重要な眺望景観を保全するために構成資産内外に視点場（図 5-3）を設定し、各構成資産間の眺望を阻害する要因を抑制するとともに、資産と一体となった景観の保全、形成を図っている。

さらに、構成資産間をつなぐ道路や港湾、漁港や関連する施設など重要な公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設（図 5-7）に指定し、整備方針・基準を設けて積極的な景観整備に取り組んでいる。なお、大島では、より法的拘束力のある準景観地区に指定しており、認定・許可手続きによって景観規制・誘導している。

(2) 景観管理の仕組み

本資産の緩衝地帯は宗像市と福津市の二つの行政界をまたぐため、緩衝地帯の景観管理について、関係者間で連携、調整する仕組みを設けている。宗像市と福津市は、景観計画において保護の方針や行為制限等の連携を図るなど緩衝地帯の景観施策の一体性を確保している。また、福岡県・宗像市・福津市によって緩衝地帯内で予定されている公共事業について、毎年度、事業照会を実施して計画内容を把握し、各関係機関と事前協議と調整を図っている。特に、資産周辺の景観に大きな影響を与える大規模な公共事業について、宗像市、福津市の景観審議会[6]代表及び景観アドバイザー[7]から構成される景観デザイン会議で協議し、修景に関する指導、助言を行っている。

今後、景観管理体制を強化するために、緩衝地帯の景観保全・形成の方針、景観保全施策、管理体制を示した「景観基本構想」を 2016 年に策定予定である。

---

6 学識経験者や市民代表で構成される景観審議会によって、景観計画の策定や変更、景観法の規定による勧告及び命令、そのほか景観条例に定める景観に関する重要事項などを調査・審議する。

7 景観に関する各分野（土木工学、建築、都市計画、造園、色彩等）の専門家を景観アドバイザーとし、民間施設、公共施設の設置・更新について、景観に関する各種相談を随時受けつけ、専門家による指導・助言を行う。

（3）資産周辺の文化財の保護

緩衝地帯には、国および地域にとって重要な遺跡や、法的に指定されているものに限らず多くの文化財が分布する。福岡県、宗像市、福津市は、これらの資産と関連の深い地域の歴史的、文化的資源について、その価値を解明するために学術調査を進め、文化財保護法に基づく文化財指定、登録やその他の制度による保護に取り組む。

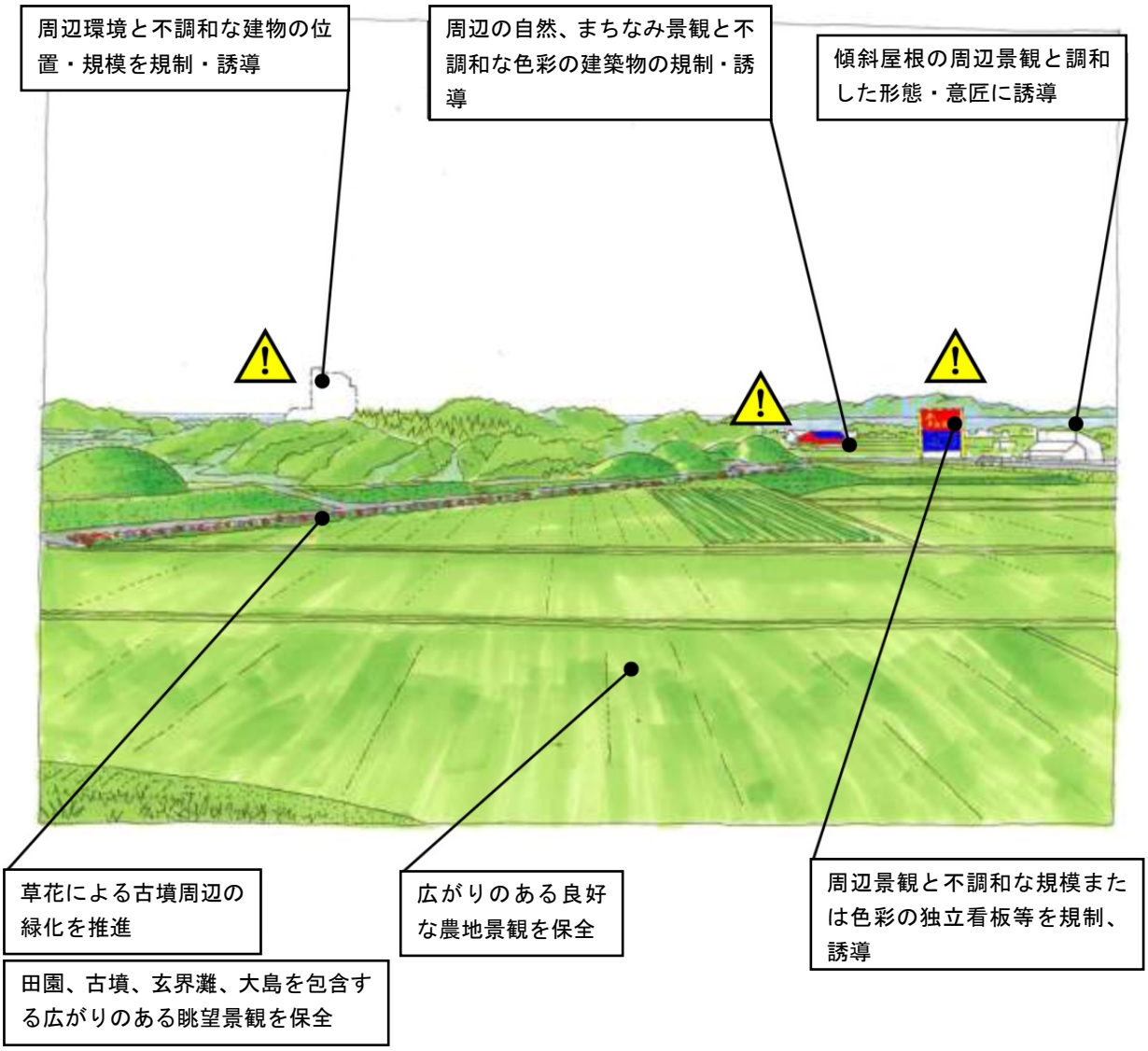

図 5-4 緩衝地帯における眺望景観の保全方針（新原・奴山古墳群）

表 5-3 緩衝地帯で適用される法令、制度等

法令･制度等		対象区域	緩衝地帯					
			A. 沖ノ島周辺	B. 沖ノ島―大島間	C. 大島	D. 大島―九州本土間	E. 辺津宮周辺	F. 新原・奴山古墳群周辺
景観関係	景観法（宗像市景観計画・景観条例、福津市景観計画・景観条例）	景観重点区域	○		◎	○	◎	◎
		準景観地区			◎			
		景観重要公共施設（漁港、港湾、道路、河川、海岸）	○		○	○	○	○
	屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例、福津市屋外広告物条例）	緩衝地帯（陸域）	○		○	○	○	○
土地利用関係	都市計画法	都市計画区域					○	○
		市街化調整区域					◎	
		準都市計画区域						○
	自然公園法	玄海国定公園（第１～３種特別地域、普通地域）				○	○	○
	自然環境保全法（福岡県環境保全に関する条例）	自然環境保全地域（特別地区、普通地区）	○		○			
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地			○		◎	◎
	森林法	保安林 地域森林計画対象民有林			○		○	○
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林					○	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域			○		○	○
	海岸法	海岸保全区域 一般公共海岸区域			○	○	○	○
	港湾法	港湾区域			○			
	漁港漁場整備法	漁港区域	○		○	○	○	○
	福岡県一般海域管理条例	一般海域	◎	◎		◎		
	公有水面埋立法	公有水面	○	○		○		
	河川法	河川区域					○	
その他	文化財保護法	国史跡 周知の埋蔵文化財包蔵地			○		○	○

◎:中心的な法令･制度　○:補足的な法令･制度

表 5-4 緩衝地帯における法令、制度等の指定範囲及び保全措置（1/3）

地区	範囲	法令･制度等	範囲及び保全措置
A. 沖ノ島周辺	沖ノ島	景観法（宗像市景観計画、景観条例）	・景観重点区域Ⅰ：建築物・工作物の形態意匠、色彩、高さ（10m以下）、開発行為等について届出が必要。
			・沖の島漁港を景観重要公共施設に指定。整備に関する基準を定める。
		屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例）	・特別地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する基準（面積、高さ、色彩等）を定める。
		自然環境保全法（福岡県環境保全に関する条例）	・沖ノ島と３つの付属する岩礁（小屋島、天狗岩、御門柱）を自然環境保全地域に指定。建設及び開発については許可が必要。
		漁港漁場整備法	・沖の島漁港を第４種漁港に指定。漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。沖の島漁港におけるプレジャーボートの係留を禁止。
	海域	福岡県一般海域管理条例	・風力発電等の洋上工作物の設置等の行為について許可が必要。
		公有水面埋立法	・海域の埋め立てについて規定を定めている。
B. 沖ノ島―大島間	海域	福岡県一般海域管理条例	・風力発電等の洋上工作物の設置等の行為について許可が必要。
		公有水面埋立法	・海域の埋め立てについて規定を定めている。
C. 大島	大島	景観法（宗像市景観計画、景観条例）	・景観重点区域Ⅰ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ（10m以下）、開発行為等について認定、許可が必要。 ・景観重点区域Ⅱ：建築物、工作物の形態、意匠、色彩、高さ（13m以下）、開発行為等について認定、許可が必要。 ・全島を準景観地区に指定。
			・港湾（大島港）、漁港（大島漁港）、海岸（岩瀬地区、津和瀬地区）、道路を景観重要公共施設に指定。整備に関する事項や許可基準を定める。
		屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例）	・全島を特別地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する事項や基準（面積、高さ、色彩等）を定める。
		自然環境保全法（福岡県環境保全に関する条例）	・大島北西部の海岸を自然環境保全地域（特別地域、普通地域）に指定。工作物の建築、造成等の行為について許可又は届出が必要。
		農業振興地域の整備に関する法律	・御嶽山の一部を農用地区域（採草放牧地）に指定。農用地区域内の開発行為について許可が必要。
		森林法	・保安林の伐採、土地の形質変更等の行為について許可が必要。 ・地域森林計画の対象民有林における開発等の行為について許可が必要。
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特別警戒区域内の開発又は建築行為等に、事前協議が必要。
		海岸法	・大島海岸、大島港海岸、岩瀬地区海岸、津和瀬地区海岸が海岸保全区域に指定。土石の採取、土地の掘削、盛土、切土等の行為について許可が必要。
		港湾法	・大島港を地方港湾（避難港）に指定。港湾区域内の水域もしくは公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。
		漁港漁場整備法	・大島漁港を第２種漁港に指定。漁港区域内の水域又は公共空地において工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。
		文化財保護法	・周知の埋蔵文化財包蔵地の開発行為について届出が必要。

表 5-4 緩衝地帯における法令、制度等の指定範囲及び保全措置（2/3）

地区	範囲	法令･制度等	範囲及び保全措置
D．大島―九州本土間	海域	福岡県一般海域管理条例	・風力発電等の洋上工作物の設置等の行為について許可が必要。
		自然公園法	・九州本土の沿岸海域を普通地域に指定。水面の埋立、干拓等の行為について届出が必要。
		公有水面埋立法	・海域の埋め立てについて規定を定めている。
	地島、勝島	海岸法	・地島および勝島を一般公共海岸区域に指定。土石の採取、土地の掘削、盛土等の行為について許可が必要。
		景観法（宗像市景観計画、景観条例）	・景観重点区域Ⅱ：建築物、工作物の形態、意匠、色彩、高さ（13m以下）、開発行為等について認定が必要。
			・地島漁港を景観重要公共施設に指定。整備に関する事項や許可基準を定める。
		屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例）	・地島・勝島を特別地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する基準（面積、高さ、色彩等）を定める。
		自然公園法	・地島・勝島を玄海国定公園の特別地域（第２種、第３種）に指定。工作物の建築、造成等の行為について許可が必要。
		漁港漁場整備法	・地島漁港を第１種漁港に指定。 ・漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。
E．辺津宮周辺	九州本土（宗像市域）	景観法（宗像市景観計画、景観条例）	・景観重点区域Ⅰ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ（10m以下）、開発行為等について届出が必要。 ・景観重点区域Ⅱ・Ⅲ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ（Ⅱ：13m以下／Ⅲ：周囲から突出しない高さ）、開発行為等について届出が必要。
			・道路（県道 69 号等）、漁港（鐘崎漁港、神湊漁港）、海岸（江口地区、鐘崎地区、井牟田地区）、河川（釣川）を景観重要公共施設に指定。整備に関する事項や許可基準を定める。
		屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例）	・陸域全域を特別地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する基準（面積、高さ、色彩等）を定める。
		都市計画法	・陸域全域を市街化調整区域に区分。建築行為や開発行為を制限。
		自然公園法	・さつき松原及び辺津宮周辺の丘陵地を玄海国定公園の特別地域（第１種、第２種、第３種）に指定。工作物の建築、造成等の行為について許可が必要。
		農業振興地域の整備に関する法律	・釣川流域（旧入海）の農地を農用地区域に指定。農用地区域内の開発行為について許可が必要。
		森林法	・保安林の伐採、土地の形質変更等の行為について許可が必要。 ・地域森林計画の対象民有林における開発等の行為について許可が必要。
		国有林野の管理経営に関する法律	・地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項を定めている。
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特別警戒区域内における開発又は建築等の行為について事前協議が必要
		海岸法	・江口地区、鐘崎地区、井牟田地区を海岸保全区域に指定。土石の採取、土地の掘削、盛土等の行為について許可が必要。

表 5-4 緩衝地帯における法令、制度等の指定範囲及び保全措置（3/3）

地区	範囲	法令･制度等	範囲及び保全措置
E. 辺津宮周辺	九州本土（宗像市域）	漁港漁場整備法	・鐘崎漁港、神湊漁港を第２種漁港に指定。漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。
		河川法	・釣川を２級河川に指定。土地の占用、土石等の採取、土地の掘削等の行為について許可が必要。
		文化財保護法	・史跡指定地の現状変更等について許可が必要。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の開発行為について届出が必要。
F. 新原・奴山古墳群周辺ゾーン	九州本土（福津市域）	景観法（福津市景観計画、景観条例）	・景観重点区域Ⅰ：建築物・工作物の形態意匠、色彩、高さ（10m以下）、開発行為等について届出が必要。
			・景観重点区域Ⅱ、Ⅳ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ（Ⅱ：13m以下／Ⅳ：12m 以下）開発行為等について届出が必要。
			・道路（国道 495 号）、漁港（津屋崎漁港）、海岸（井牟田地区、津屋崎地区）を景観重要公共施設に指定。整備に関する事項や許可基準を定める。
		屋外広告物法（福津市屋外広告物条例）	・陸域全域を禁止地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する事項や基準（面積、高さ、色彩等）を定める。
		都市計画法	・用途地域指定区域（地域地区）における建物の高さ基準（10m、12m、15m）を定める。
		自然公園法	・勝浦海岸及び渡半島を玄海国定公園の特別地域（第１種、第２種、第３種）に指定。工作物の建築、造成等の行為について許可が必要。
		農業振興地域の整備に関する法律	・旧入海の農地を農用地区域に指定。農用地区域内の開発行為について許可が必要。
		森林法	・保安林の伐採、土地の形質変更等の行為について許可が必要。 ・地域森林計画の対象民有林における開発または建築等の行為について許可が必要。
		国有林野の管理経営に関する法律	・地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項を定めている。
		土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特別警戒区域内の開発行為又は建築行為等について事前協議が必要。
		海岸法	・津屋崎海岸を海岸保全区域に指定。土石の採取、土地の掘削、盛土、切土等の行為について許可が必要。
		漁港漁場整備法	・勝浦漁港を第１種漁港、津屋崎漁港を第２種漁港に指定。漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。
		文化財保護法	・史跡指定地の現状変更等について許可が必要。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の開発行為について届出が必要。

表 5-5 景観計画における区域区分

区域	内容
景観重点区域Ⅰ	・各構成資産内外に設定した視点場からの眺望を保全、形成する範囲 ・構成資産を核とした景観を保全、形成する範囲
景観重点区域Ⅱ	・御嶽山山頂及び海上に設定した視点場からの眺望を保全、形成する範囲
景観重点区域Ⅲ	
景観重点区域Ⅳ	・津屋崎千軒地区（福津市景観計画における伝統的町並み景観の保全地区）

表 5-6 景観計画における景観形成基準（1/2）

区域区分			景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ	景観重点区域Ⅳ
建築物	屋根	素材、形状	・歴史的風土や周辺の景観との調和を図り、景観の連続性及び一体感を保つため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根（3/10～6/10 の勾配）とする。 ・屋根素材は、瓦葺などの伝統素材を使用することを推奨し、他の素材を使用する場合は色彩基準に基づくものとする。		－	・伝統的な屋根景観を維持する。 ・通りに対して平入りの勾配屋根を基調とし、勾配や大きさ、材料を出来る限りそろえる。 ・屋根の材料は和瓦を基本とする。
		色彩	・歴史的風土や周囲の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。			・和瓦、平板瓦、銅板等を用いるときは、原則として素材色とする。その他の場合は、色彩基準に基づくものとする。
	外観	素材、形状	・壁面線は、周囲の建築物と調和させる。 ・公共空間に面する外壁は、板張、漆喰、土壁等の自然素材や伝統素材を推奨し、他の素材を用いる場合は、色彩が伝統素材に近いもの、または質感が自然素材に近いものを使用する。		－	・3階建て以上とする場合は、3 階以上の壁面を通りから後退させるなどにより、歩行者から見えにくくなるよう配慮する。 ・伝統的な意匠か、これと調和したものとする。 ・木製格子や虫籠窓を設置する場合は、津屋崎の伝統的な様式とする。
		色彩	・歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・従属色は外壁各面の面積の 1/5 以内、アクセント色は外壁各面の面積の 1/20 以内とし、色彩基準に基づくものとする。 ・ただし、着色していない木材、レンガ、コンクリート、ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りでない。			・自然素材にみられる色相で、色彩基準に基づくものとする。ただし自然系素材を用いる場合にはこの限りでない。 ・木製建具を基本とし、それ以外とする場合は黒、茶系統の色彩とする。それ以外の色彩を用いる場合は、壁面と同様の色相を用いる。
	高さ		・10m以下。 ・周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。	・13m以下。 ・周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。	・視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。	・2階建てを基本とする。 ・12m以下。商業地域にあっては 15m 以下。
			・視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 ・視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。		－	
	位置、配置		・視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 ・山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。			・周囲の建物と高さを揃えるなど、町並みの連続性に配慮する。 ・隣接地と相互に協力し、隣棟間隔を保つ。 ・通りに面する壁の位置は、周囲より大幅に突出、又は後退させないようにする。 ・伝統的な地割を生かして建築する。
	建築設備		・空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する。		・空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない位置への配置に配慮する。	・駐車場は、通りに面する場所は避けて裏通りに設置する。困難な場合は塀や生け垣を設ける。 ・庭木や花などで緑化に努める。 ・通りに面した場所にエアコンの室外機を置く場合は、室外機カバー等を設置するなどして景観に配慮する。

表 5-6 景観計画における景観形成基準（2/2）

<table>
<tr><th colspan="3">区域区分</th><th>景観重点区域Ⅰ</th><th>景観重点区域Ⅱ</th><th>景観重点区域Ⅲ</th><th>景観重点区域Ⅳ</th></tr>
<tr><td rowspan="12">工作物</td><td rowspan="4">塔状工作物</td><td>形態、意匠</td><td colspan="3">・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。
・電柱・鉄塔は、形状をポールとする。
・外装に使用する素材は、石材、木材、コンクリート、金属とし、コンクリートや金属素材を使用した場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。</td><td>・歴史的雰囲気との調和に配慮した形態及び色彩とし、色彩基準に基づくものとする。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>・10m以下。
・眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、2m以下（彫像等に限る）。</td><td>・13m以下。
・眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、4m以下（彫像等に限る）。</td><td>・視点場から見て周囲の景観から突出しない高さとする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">・視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。やむを得ない場合は、目立たないように修景する。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>位置、配置</td><td colspan="3">・視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。
・視点場から見て地形に配慮した配置とする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁状工作物</td><td>その他</td><td colspan="2">・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。また、必要最小限度の光量とし、不快感を与えるようなネオン、華美な点滅などを施すことは避ける。</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>形態、意匠</td><td colspan="3">・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
・擁壁は、自然石積又は緑化などにより周辺の景観と調和したものとする。
・やむを得ずコンクリート等を使用する場合は、顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮する（福津市）。
・柵・塀は、歴史的風土や周辺の景観と調和した質感のものとし、金属素材を使用した場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。
・公共空間から視認できない部分については、この限りではない。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="3">・機能を保つ上で必要最小限の高さとする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>位置、配置</td><td colspan="3">－</td><td>・やむを得ず建築物を道路から大きく後退させる場合は、まちなみの連続性に配慮し、できる限り壁面のようにデザインされた門、塀、植栽等を設ける。</td></tr>
<tr><td>横断工作物</td><td>形態、意匠</td><td colspan="2">・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。
・水門・堰に塗布する場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。</td><td>・歴史的風土や周辺の環境と調和した形態意匠とする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他工作物</td><td>形態、意匠</td><td colspan="3">・歴史的風土や周辺の環境と調和した形態意匠とする。</td><td>・サインやマップを設置するときは、落ち着いた色にする。また、書体は明朝体系の採用等により、まちなみになじむものにする。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>・10m以下。</td><td>・13m以下。</td><td>・視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">・視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。やむを得ない場合は、目立たないように修景する。</td><td></td></tr>
<tr><td>位置、配置</td><td colspan="3">・視点場からの眺望を阻害しない位置、配置とする。
・視点場から見て地形に配慮した配置とする。
・公共空間から見えないように周囲に植栽、植樹などを行い修景する。
・立体駐車場及び立体駐輪場の形態は、2 階または 1 層 2 段建までとする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>自動販売機</td><td>形態、意匠</td><td colspan="2">・建物に附属させ、建物と調和するような色彩を選定するなど修景を行う。
・複数並べて設置する場合、色彩は同じものを使用する。
・内蔵光源は明る過ぎないようにする。
・やむを得ず、公共空間から見える場所に設置する場合は、色彩、設置位置、目隠しなどで配慮する。</td><td>－</td><td>・自動販売機や回収箱を設置するときは、まちなみになじむ落ち着いた色を使うよう努めるものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">開発行為</td><td colspan="3">・のり面、擁壁はできる限り生じないよう努める。やむを得ない場合は、自然石積または緑化などにより修景する。</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">木材の伐採</td><td colspan="3">・極力伐採をしない。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りではない。</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">屋外における物の堆積</td><td colspan="3">・堆積物が視点場及び公共空間から見えないように外周に植栽・植樹などを行い修景する。</td><td>・通りに面した所には、できる限り不要なものやごみ箱などを置かない。</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更</td><td colspan="3">・形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする（用水貯水池の補修などは除く）。
・土地の形質、樹木の保存に努める。
・路外駐車場については、外周に植栽、植樹などを行い修景する。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>・鉱物の採取または土石、砂の採取はしない。</td><td colspan="2">・鉱物の採取または土石、砂の採取はしない。やむを得ず採取する場合は、植樹、植栽などを行い修景する。</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定照明</td><td colspan="3">・地域の夜間景観を損なう恐れのある、過度の明るさや色彩の照明は避ける。</td><td>－</td></tr>
</table>

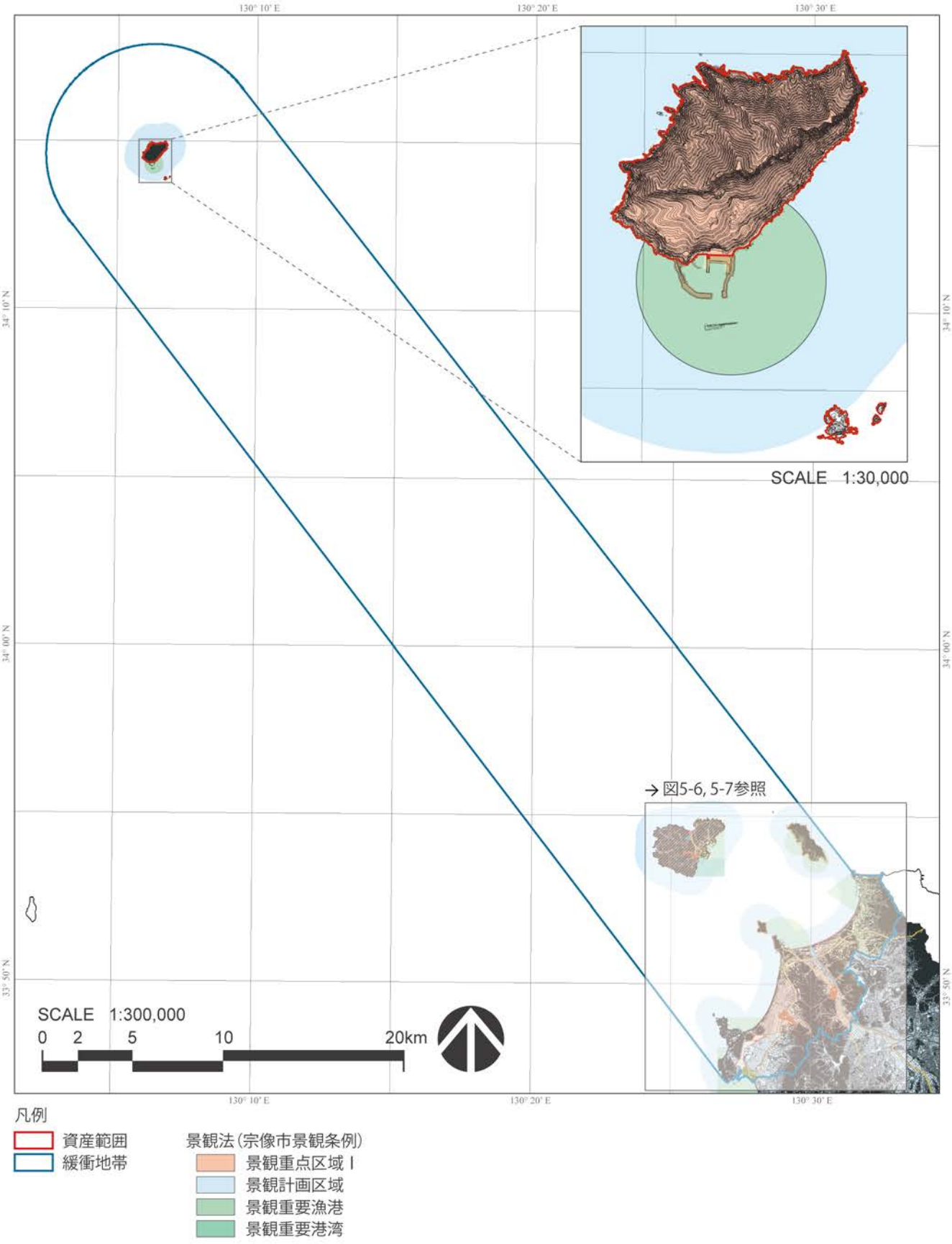

図 5-5 沖ノ島周辺の緩衝地帯における法規制図（景観法関係）

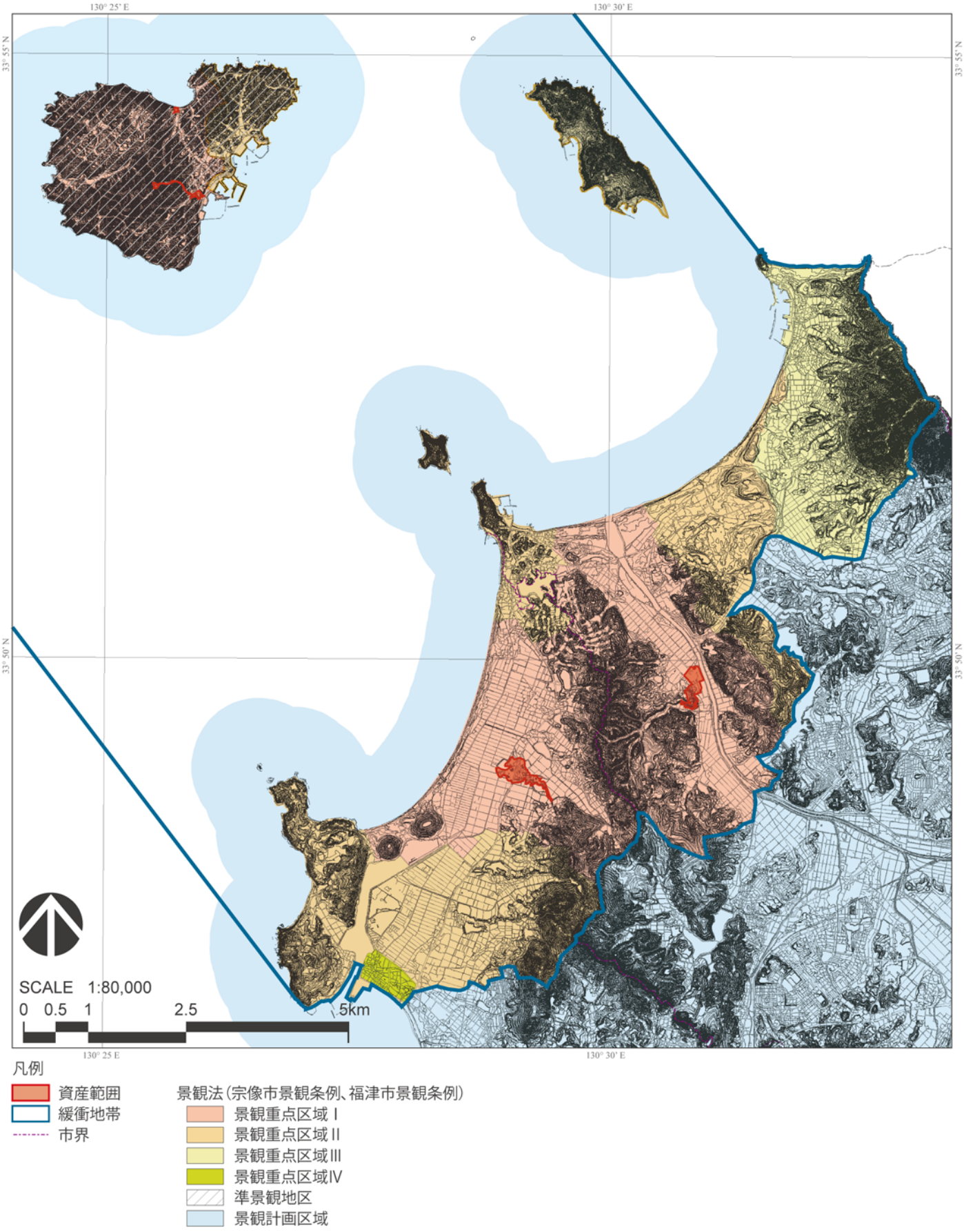

図 5-6 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（景観法関係 1/2）

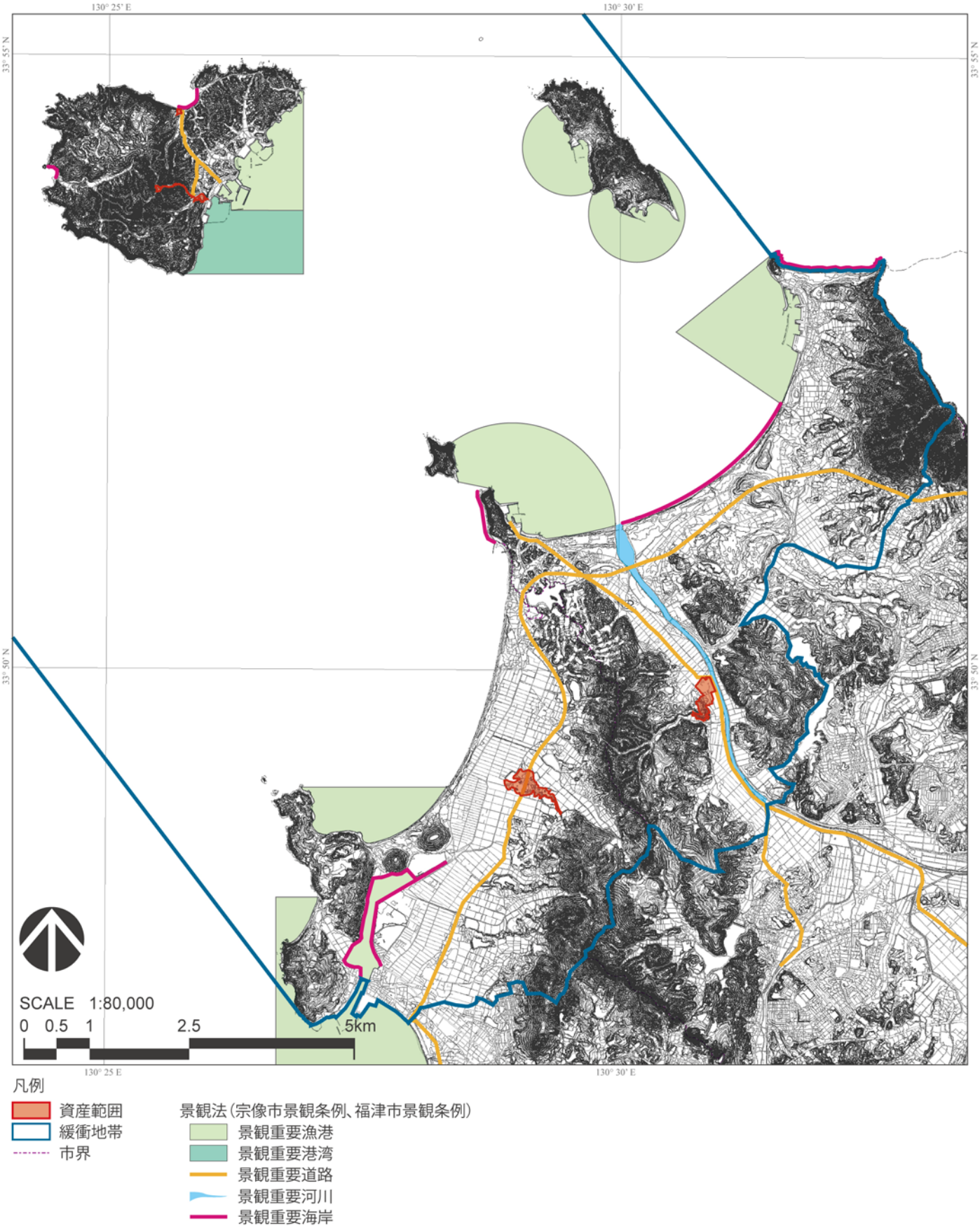

図 5-7 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（景観法関係 2/2）

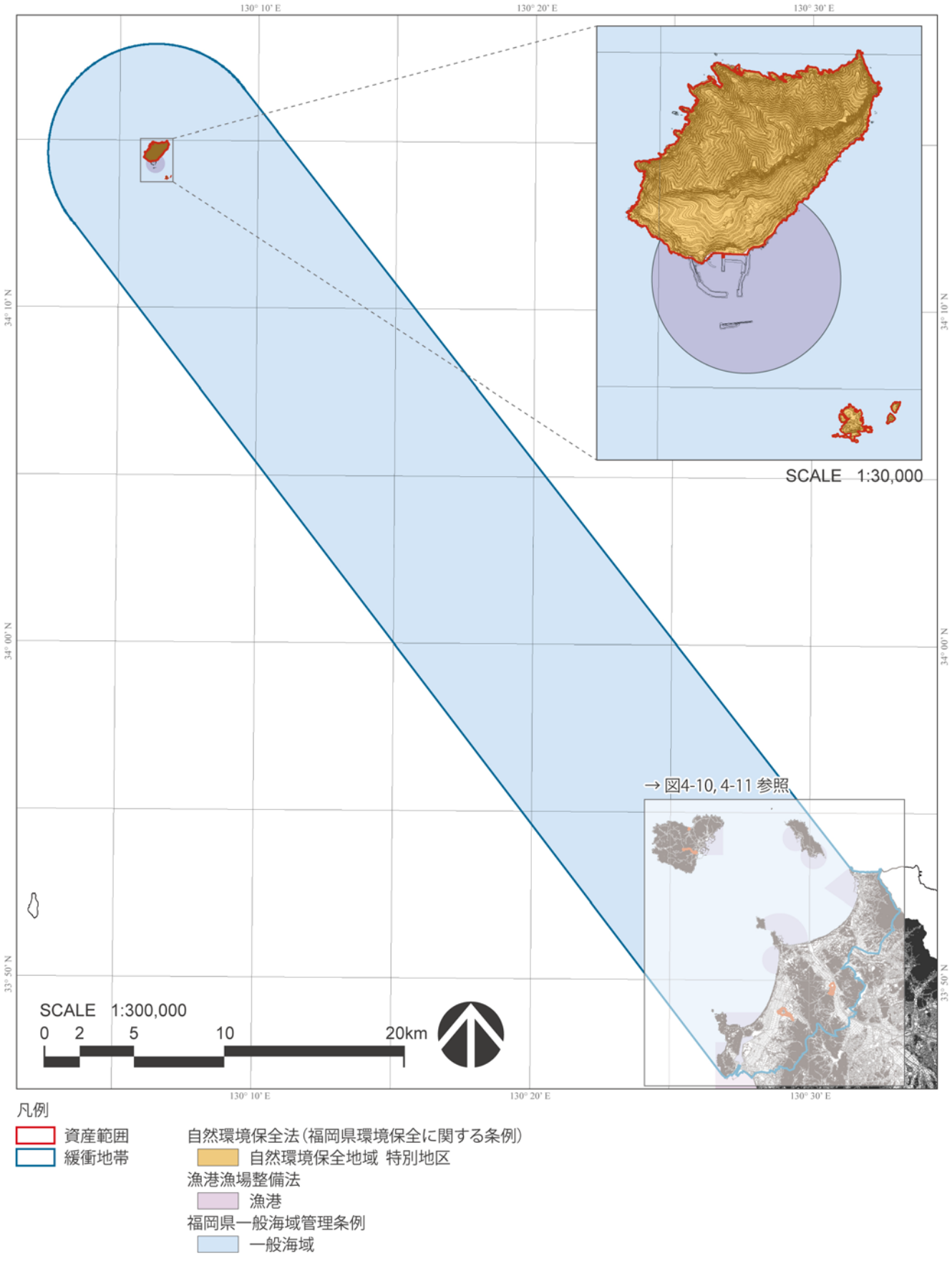

図 5-8 沖ノ島周辺の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係）

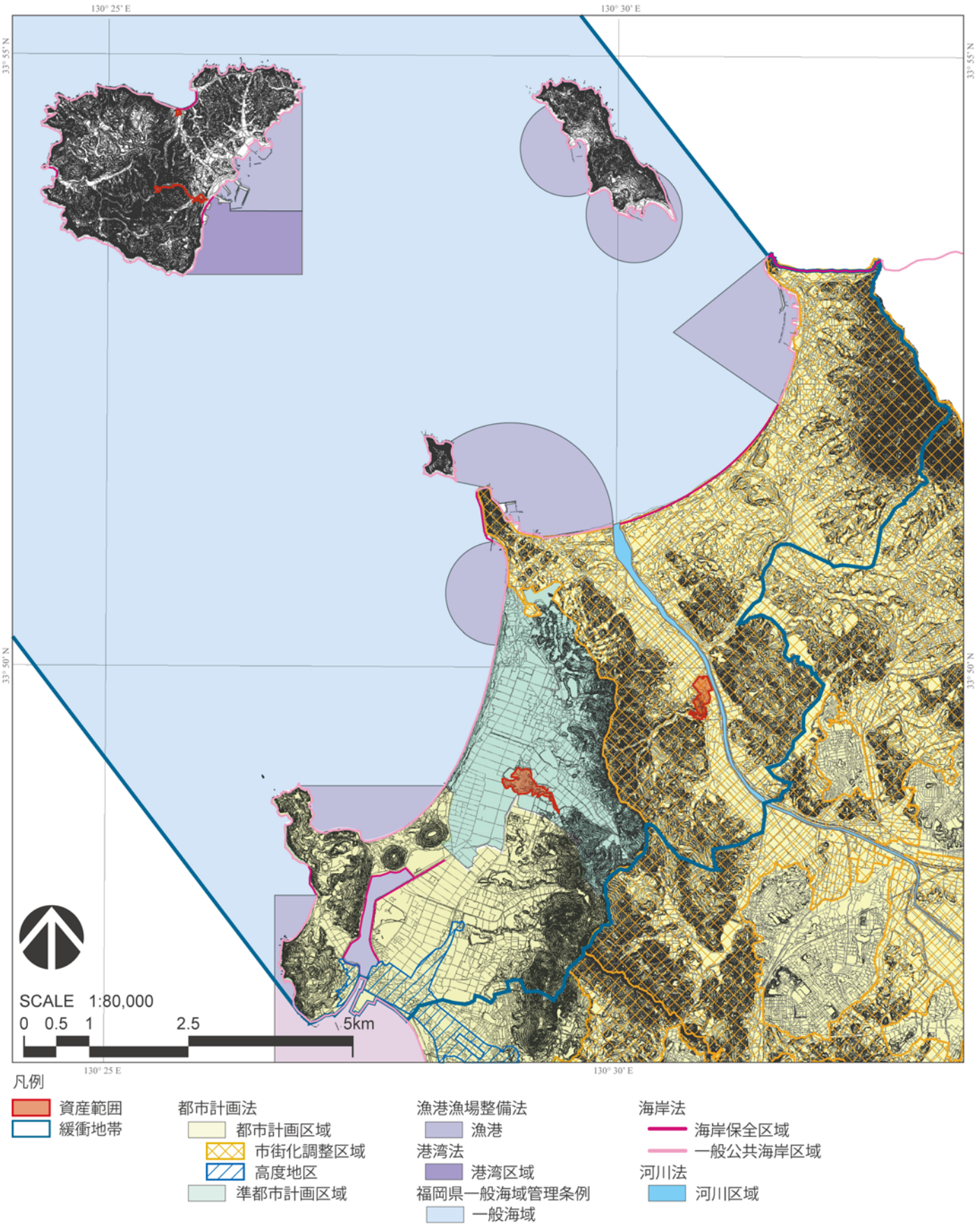

図 5-9 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係 1/3）

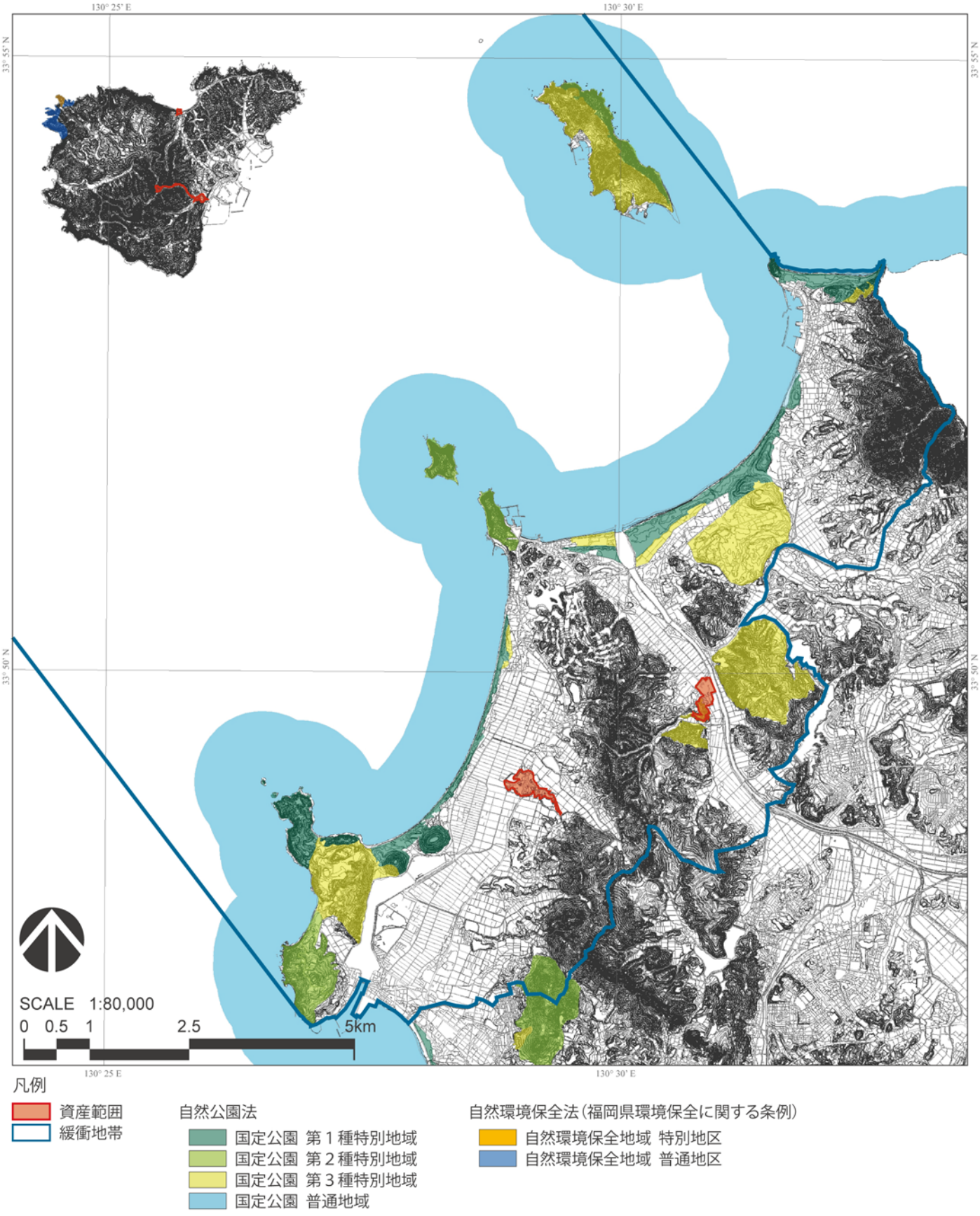

図 5-10 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係 2/3）

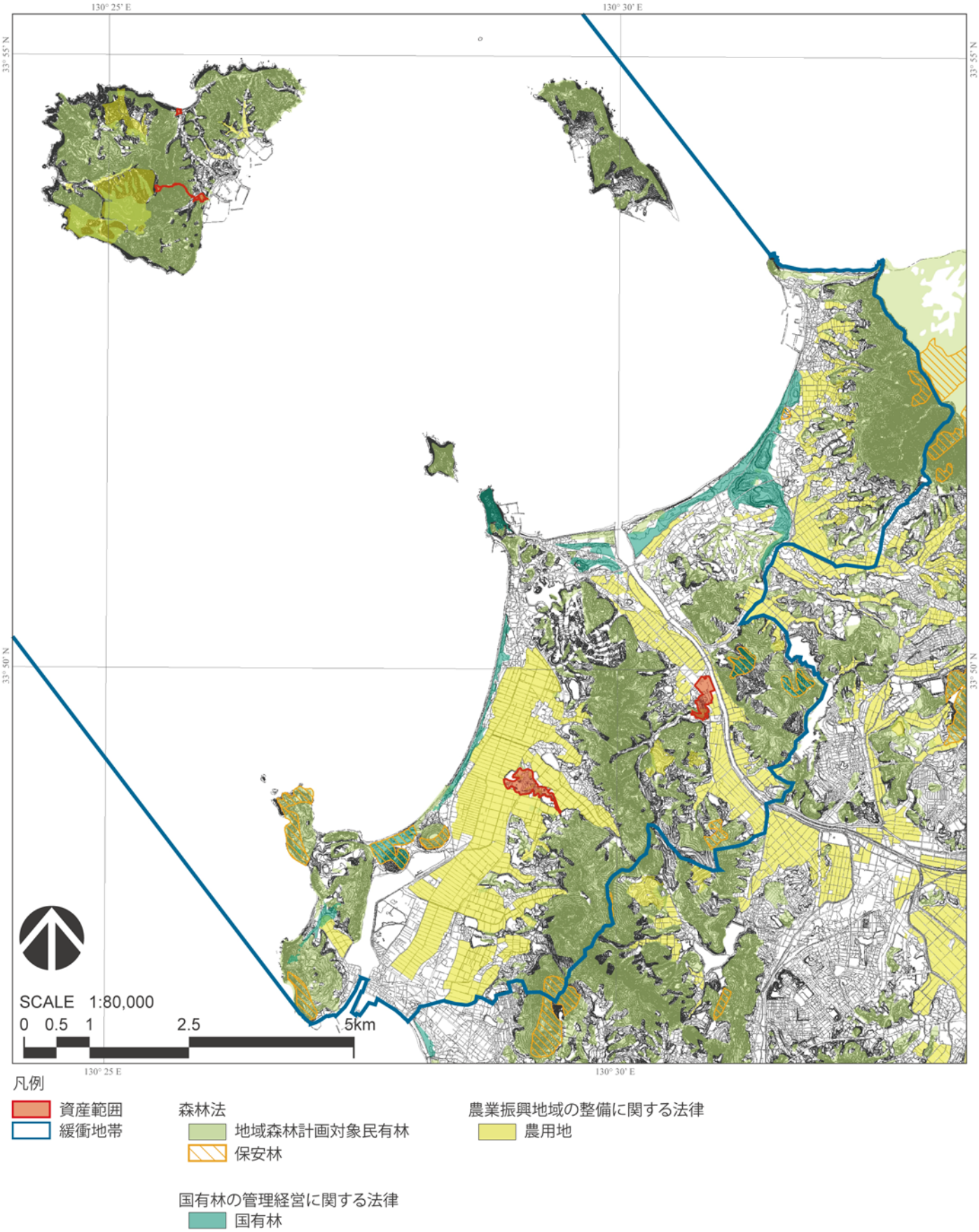

図 5-11 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係 3/3）

第6章
公開、活用

世界遺産の保存管理は、資産の物理的な保護のみならず、その顕著な普遍的価値を広く伝達し、次世代へと確実に伝えていく公開、活用と一体である。締約国は世界遺産の保存の必要性についての普及啓発とともに、適切に公開することが推奨されている（作業指針第 217 段）。

本章では、資産及び地域社会に負の影響を及ぼすことなく来訪者に価値ある体験を提供するための環境整備や方策を示す。

6-1 価値の解説
- 6-1-1 解説の視点
- 6-1-2 来訪者施設の整備
- 6-1-3 情報提供と受入体制の充実
- 6-1-4 構成資産の公開、活用方針

6-2 価値の解明
- 6-2-1 既往の調査、研究
- 6-2-2 調査、研究計画
- 6-2-3 調査、研究の行政上の体制

6-1 価値の解説

本資産は、全体で一つの顕著な普遍的価値を持つシリアル・ノミネーションであり、資産の顕著な普遍的価値に即した一貫性をもった資産の価値の解説が必要である。沖ノ島は、信仰や遺跡の保護上、原則非公開であるため、その重要性については様々な施設で解説する。

今後、資産の公開、活用に関しては、「公開、活用基本構想」を 2016 年に策定予定であり、具体的施策に関する検討を進めていく。

6-1-1 解説の視点

本資産の特徴を考慮して、以下４つの観点から本資産の価値を解説して来訪者に対して資産の価値の理解促進を図る。

考古遺跡

本資産の価値の中核である古代祭祀遺跡について、現地の遺構と出土遺物の解説を行う。信仰や遺跡の保護上、立入りを禁止している構成資産もあるため、出土遺物を収蔵、展示する施設と連携して本資産の価値を解説する。

信仰の場

本資産は、古代祭祀遺跡が信仰の場として一体となって現代まで継承されており、資産と信仰がともに守り伝えられてきた背景について解説する。

景観

沖ノ島に対する遥拝など、各構成資産の位置関係や眺望について、視点場を整備し、資産と周辺の景観について解説する。

地域の文化的伝統

信仰と結びついた漁業などの生業や、禁忌や祭礼行事といった生きた信仰の伝統など、宗像地域の人々の暮らしと資産との関係について解説する。

6-1-2 来訪者施設の整備

沖ノ島は、禁忌に基づいて原則非公開のため、九州本土や大島に位置する構成資産や来訪者施設に来訪者を誘導し、本資産の価値を解説する（図 6-1）。今後、来訪者に対して本資産の価値を解説するために、以下の項目について整備をすすめる。

(1) 展示・解説施設

沖ノ島は原則非公開のため、沖ノ島出土遺物を収蔵、展示する宗像大社神宝館や、沖ノ島の３Ｄ映像を展示する海の道むなかた館をはじめとする展示施設で価値を解説している(表 6-１)。

既存の展示、解説施設は展示内容や機能が分散しているため、資産全体の顕著な普遍的価値を一元的に解説する拠点が必要である。今後、総合的なガイダンス機能を担い、資産の調査、研究と公開、活用を連携して行う世界遺産センター（仮）について、既存施設の活用を含め検討をすすめる。

(2) 案内施設

観光施設や鉄道駅・フェリーターミナル等のアクセス拠点等においてガイドマップやパンフレットをはじめとする媒体で設置して、資産の紹介や交通案内等の様々な情報を提供している(表 6-2)。

本資産の案内施設を拡充し、Wi-Fi 環境の提供や案内窓口の設置等、利用者の利便性の向上を図る。また、民間企業や観光関連施設に協力を依頼し、更なる充実を図る。

(3) 便益施設

各構成資産とその周辺地域には、公開、活用に必要とされる最小限の便益施設を設置している。今後、交通体系やガイダンス施設の整備と併せて、駐車場、トイレ、休憩所などの便益施設を計画的に整備する。また、各便益施設の利便性の向上や利用分散を促すため、便益施設の情報を来訪者に提供する。

(4) サイン

資産の顕著な普遍的価値や個別の構成資産の特徴を紹介する解説板や案内誘導サインなど、世界遺産に係るサインを資産および来訪者動線に整備する。サインの整備にあたっては多言語に翻訳し、デザインコードを定めたガイドラインを 2016 年に策定し、本資産に係るサインの統一を図る。

(5) 視点場

沖ノ島の遥拝をはじめとする眺望は本資産の価値を伝える重要な要素であるため、来訪者に現地での魅力的な空間体験を提供できるように構成資産およびその周辺において視点場の整備と眺望景観の修景を行う。

(6) 来訪者動線

地域コミュニティが渋滞やその他の問題によって悪影響を受けるのをさけ、また来訪者が構成資産に円滑にアクセスできるように、電車やバス等の公共交通の利用を中心とした交通システムの対策を講じる。特に資産周辺は徒歩もしくは自転車を基本とし、構成資産間の相互のつながりや近隣の歴史文化遺産との関係についての理解を促進するような動線を設計する。

また、資産と関わりの深い地域の歴史・文化資源を活かしたルートを整備する。また、資産へのアクセスの向上を考慮し、バリアフリー対策を図るとともに、バリアフリー対応ができない箇所についてはその情報を提供する。

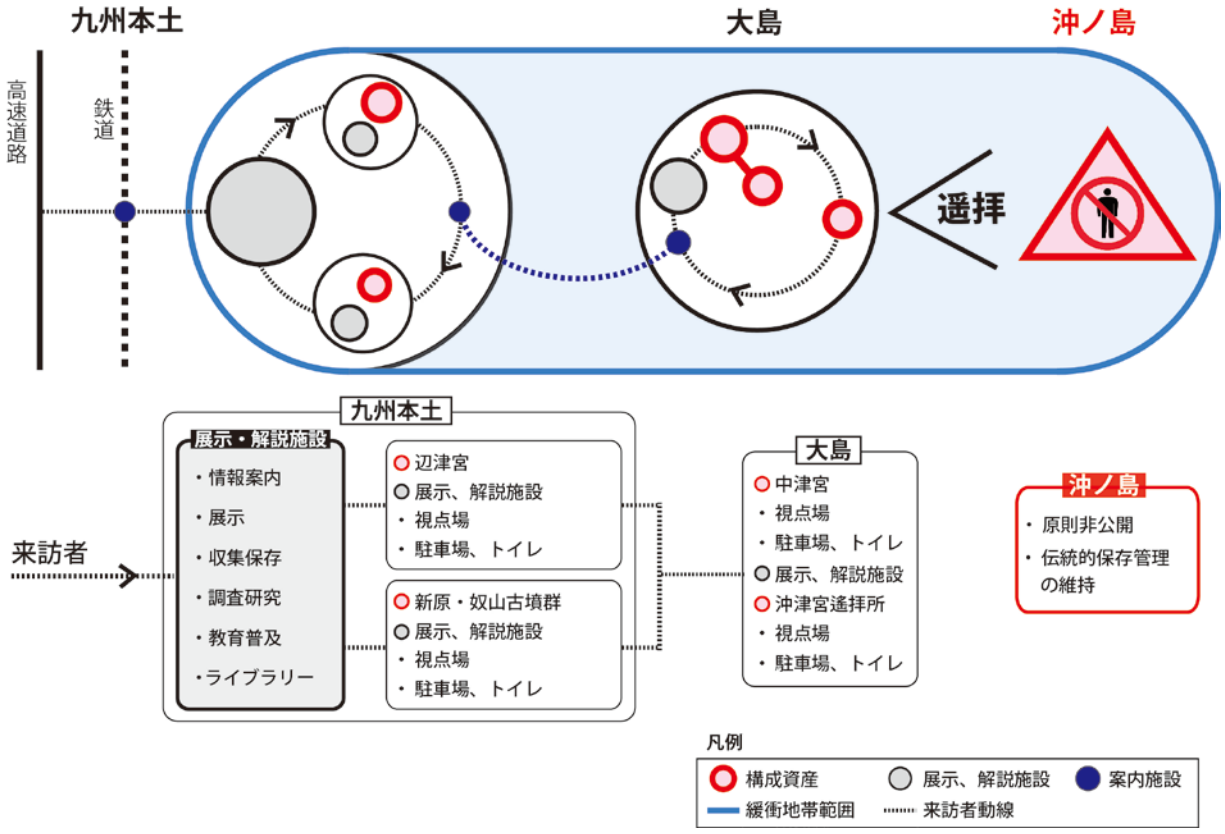

図 6-1 来訪者施設と来訪者動線の考え方

表 6-1 本資産に関わる展示・解説施設一覧

No.	名称	所在地	対象	内容	利用者数
1	海の道むなかた館	福岡県 宗像市深田	資産全体 沖津宮 沖津宮遙拝所 辺津宮、中津宮	本資産の解説パネルの展示、沖ノ島の３Ｄ映像の紹介	168,678 人 (2015 年)
2	宗像大社神宝館	福岡県 宗像市田島	沖津宮、中津宮 辺津宮	沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物及び宗像大社が所蔵する文化財の収蔵・展示	28,421 人 (2015 年)
3	在自唐坊跡展示館	福岡県 福津市在自	新原・奴山古墳群	新原・奴山古墳群から出土した考古資料の展示	137 人 (2015 年)
4	九州歴史資料館	福岡県 小郡市三沢	資産全体 新原・奴山古墳群	本資産の解説パネル展示、新原・奴山古墳群から出土した考古資料展示	23,425 人 (2015 年度)
5	九州国立博物館	福岡県 太宰府市	沖津宮	沖ノ島祭祀遺跡から出土した遺物の展示	1,024,008 人 (2015 年度)
6	国立歴史民俗博物館	千葉県 佐倉市	沖津宮	沖ノ島祭祀遺跡の実物大模型および遺物のレプリカの展示	169,604 人 (2015 年度)

表 6-2 本資産に関わる案内施設一覧

No.	名称	所在地	対象	内容	利用者数
1	大島港渡船ターミナル	福岡県 宗像市大島	資産全体 沖津宮遙拝所 中津宮	世界遺産や本資産、および大島の構成資産の解説パネル展示	209,199 人 (2015 年)
2	道の駅むなかた	福岡県 宗像市江口	資産全体	本資産に関する情報及び観光案内	1,696,875 人 (2015 年度)
3	あんずの里	福岡県 福津市勝浦	資産全体	本資産に関する情報及び観光案内	274,666 人 (2015 年)
4	福津市行政・観光情報ステーションふっくる	JR 福間駅	新原・奴山古墳群	本資産に関する情報及び観光案内	26,658 人 (2015 年)
5	福津市観光情報ステーションビーチハウス	福岡県 福津市福間	新原・奴山古墳群	本資産に関する情報及び観光案内	14,365 人 (2015 年)
6	福津市まちおこしセンター津屋崎千軒なごみ	福岡県 福津市津屋崎	新原・奴山古墳群	本資産に関する情報及び観光案内	54,618 人 (2015 年)

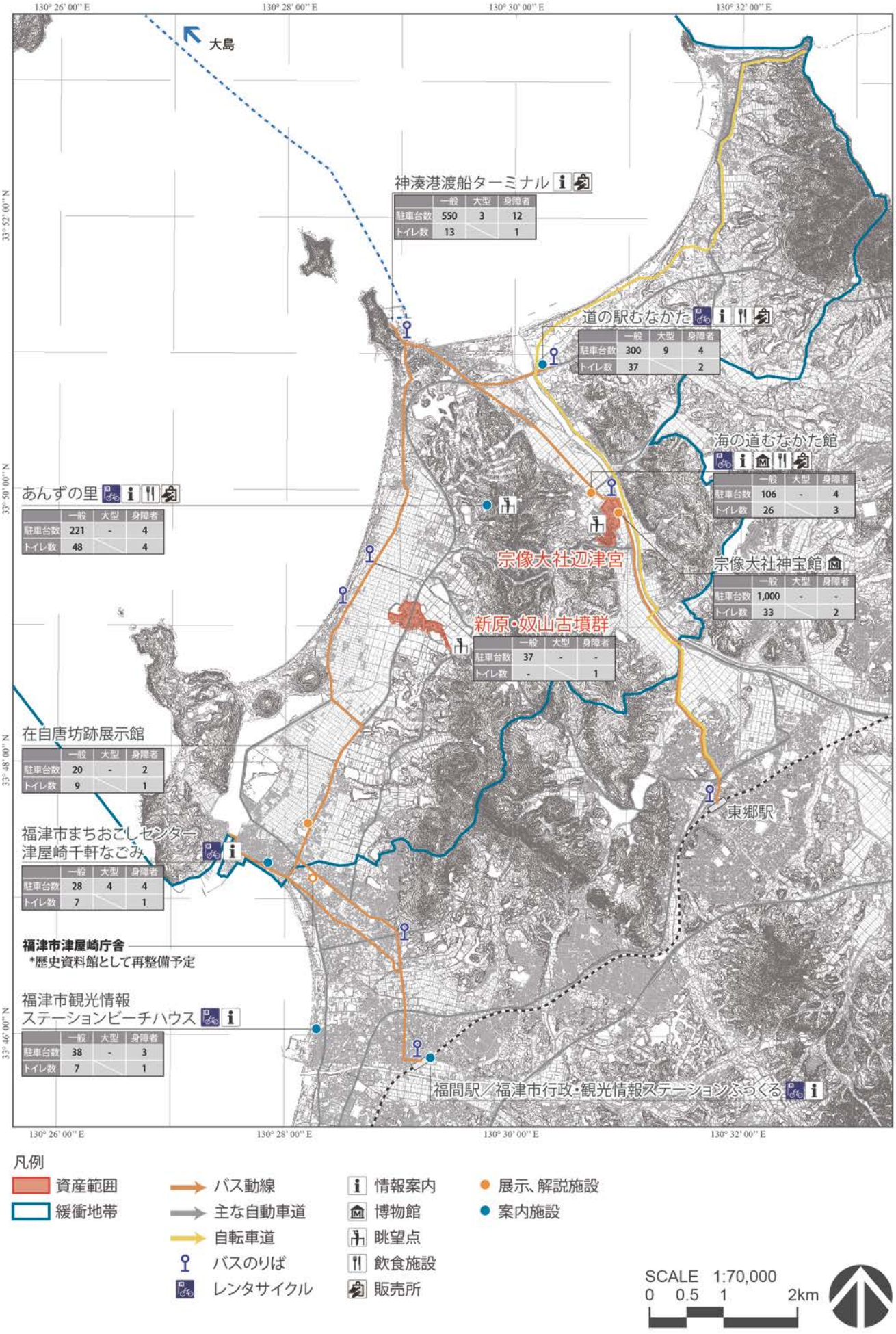

図 6-2 資産周辺の便益施設及び公開、活用施設の現況（九州本土）

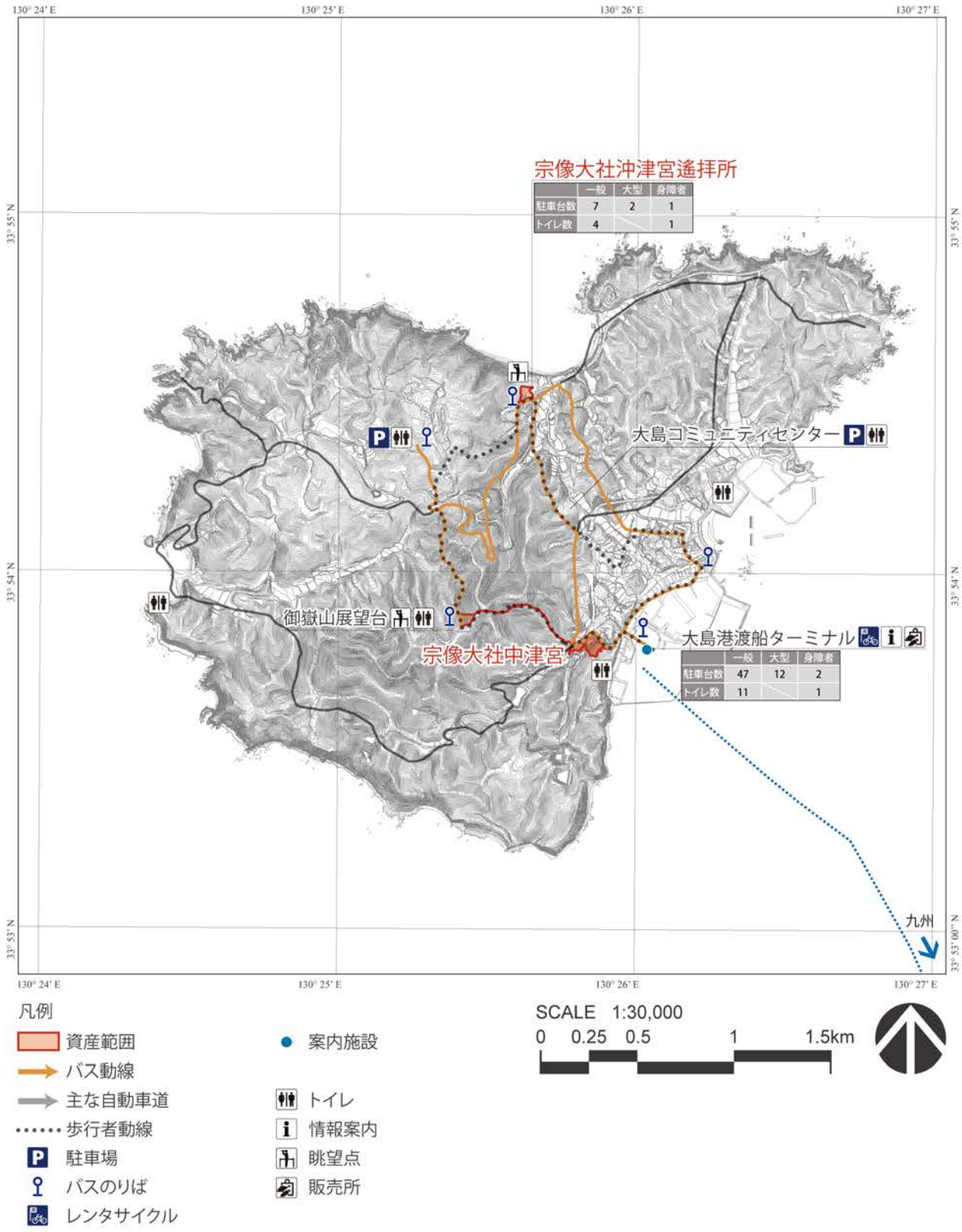

図 6-3 資産周辺の便益施設及び公開、活用施設の現況（大島）

6-1-3　情報提供と受入体制の充実

沖ノ島は、「島で見聞きしたことは一切口外してはならない」という禁忌のため、沖ノ島の歴史的価値や重要性は限定的にしか広まらなかった経緯がある。

今後、世界遺産という人類共有の資産として将来世代に守り伝えていくために、地域コミュニティや国内外の来訪者に対し、本資産の価値や保存管理に関する活動等、本資産に関する情報を発信し、資産への正しい理解と認知度の向上を図る。

(1) 観光ガイドの養成

現在、宗像市、福津市の市民グループによる観光ボランティアガイドが資産の現地解説を行っている。

今後、資産の価値や魅力を伝えるガイド養成講座を実施し、宗像市、福津市の市民グループ、地域住民等からなる既存観光ガイド組織の連携を強化する。

(2) 情報発信の促進

福岡県、宗像市、福津市は、地域住民および来訪者等に資産の価値を解説するため、４ケ国語（日本語、英語、中国語、韓国語）に対応したウェブサイト　(http://www.okinoshima-heritage.jp/)、パンフレットや複数の周遊ルートを示したマップ等によって情報発信している。

今後､公式ウェブサイトやパンフレット､ガイドマップ等によって本資産の情報発信を継続する。また、本資産を紹介する刊行物・写真・映像などを作成し、多言語対応のガイドブックやスマートフォン等の情報端末等を活用して本資産の情報発信を図る。

(3) イベントの企画・開催

福岡県、宗像市、福津市では、公開講座、シンポジウム、ボランティアガイドと連携した資産周遊イベント、資産周辺の清掃活動等を企画、開催している。

これらを今後も引き続き開催するとともに、本資産と類似する世界文化遺産との国際交流等を企画、開催する。また、資産の価値や地域の魅力に対する理解を深めるため地域の歴史、文化、自然資源を世界遺産と結びつけるストーリーとともに再発見する、体験、学習、交流プログラムを企画する。

(4) 地域ホスピタリティの向上

観光事業者（旅館、ホテル、飲食店、土産物店等）やタクシー運転手、バス運転手を対象とした講習、情報提供を行う。また、地域住民と来訪者が交流できる機会を創出する。

6-1-4 構成資産の公開・活用方針

【構成資産１～４】宗像大社沖津宮

- 沖ノ島は一部神事の機会を除き原則非公開とし、信仰と遺跡の保護の観点から立ち入りが禁止されていることをパンフレット等の各種媒体で周知徹底する。
- 大島や九州本土側のガイダンス施設に誘導し、沖ノ島の価値とともに禁忌に基づいて古代祭祀遺跡が良好な状態で残されてきた重要性について解説する。
- 宗像大社神宝館で、沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物の展示により、古代の対外交流や沖ノ島祭祀の変遷について解説する。
- 海の道むなかた館で、沖ノ島に関する３Ｄ映像（祭祀遺跡、祭礼行事等）によって解説する。

【構成資産５】宗像大社沖津宮遙拝所

- 非公開である沖ノ島を遥拝する場として現地に来訪者を誘導し、沖ノ島と遙拝所の関係や信仰の場としての機能を解説する。
- 沖津宮遙拝所に解説板を設置し、資産全体および沖津宮遙拝所の価値を解説する。
- 沖津宮遙拝所の概要とともに大島の暮らしや信仰との関係について解説する。

【構成資産６】宗像大社中津宮

- 脆弱な遺跡である御嶽山祭祀遺跡は立入禁止とし、宗像大社神宝館の遺物展示により遺跡を解説する。
- 解説板・案内サインを整備し、資産全体および宗像大社中津宮の価値を解説する。
- 御嶽山展望台を視点場とし、沖津宮や新原・奴山古墳群、辺津宮との関係を眺望景観により解説する。
- 宗像大社中津宮の概要とともに大島の暮らしや信仰との関係について解説する。

【構成資産７】宗像大社辺津宮

- 解説板・案内サインを整備し、資産全体および宗像大社中津宮の価値を解説する。特に、古代祭祀遺跡から現在の社殿へと信仰の場が展開していく過程を解説する。
- 高宮祭場は祭祀遺跡の中で唯一来訪者が近づくことのできる場所であるため、現地で祭祀遺跡を解説する。併せて、宗像大社神宝館で下高宮祭祀遺跡の出土遺物の解説をおこなう。
- 旧入海であった釣川と辺津宮の関係を眺望景観により解説する。
- 全国へ伝播した宗像三女神信仰の歴史について解説する。

【構成資産８】新原・奴山古墳群

- 散策路や解説板、案内サインを整備し、古墳群の特色とともに、台地上の立地や海との関係等、新原・奴山古墳群の空間構成を解説する。
- 付近の丘陵に視点場を整備し、大島から沖ノ島へと続く海域や旧入海との関係について、資産からの眺望景観により解説する。
- 古墳群の周辺にフットパスを設定し、旧入海の変遷、津屋崎古墳群との関係、地域の人々の暮らしや農業との関わり等、資産と周辺環境との関係について解説する。
- 出土遺物の展示と併せて資産全体及び古墳群の価値を解説する公開、活用施設の整備を検討する。

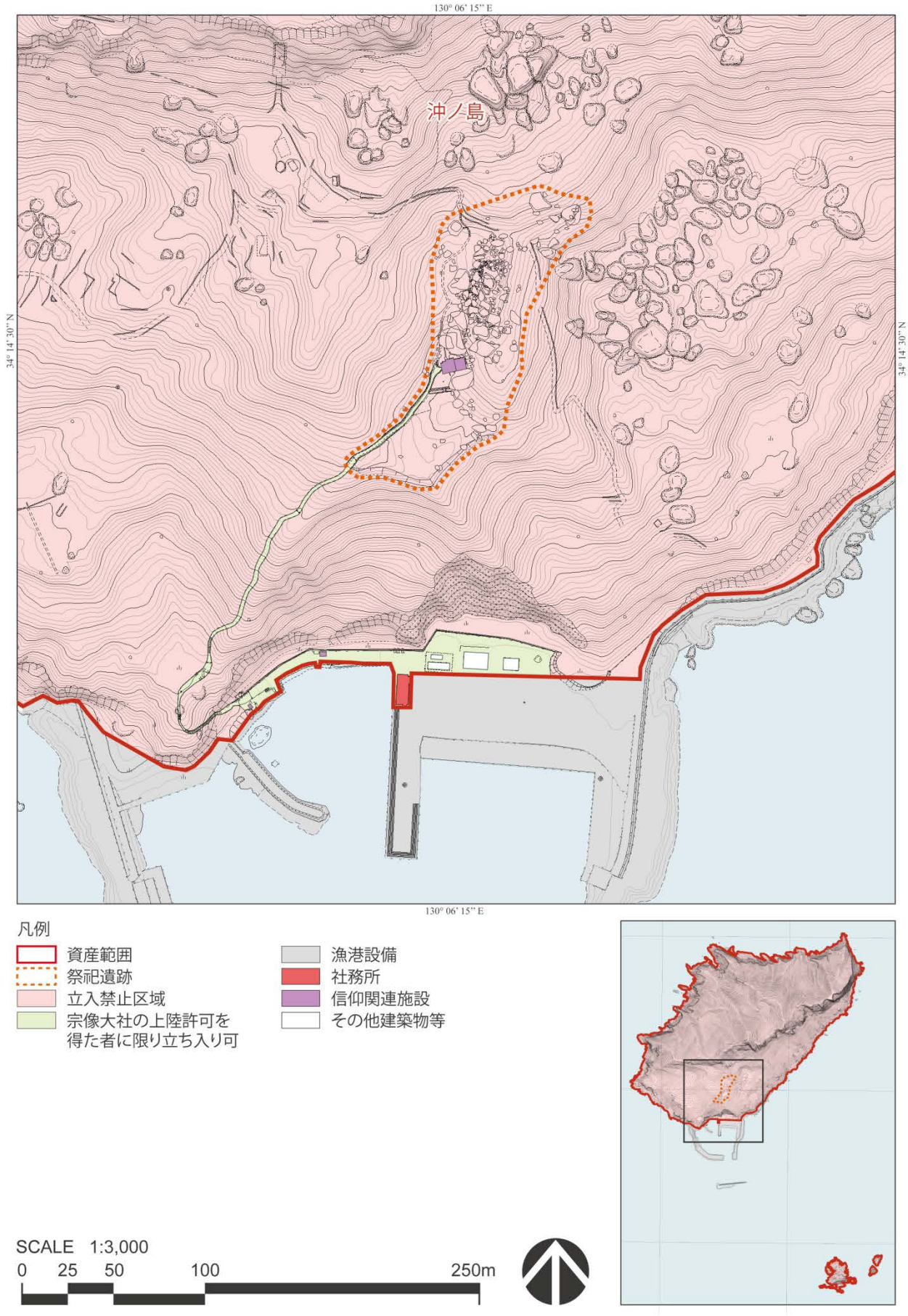

図 6-4 信仰及び避難船停泊のための施設配置図（宗像大社沖津宮）

沖津宮遙拝所から望む沖ノ島

図 6-5 便益施設及び来訪者のための施設配置図（沖津宮遙拝所）

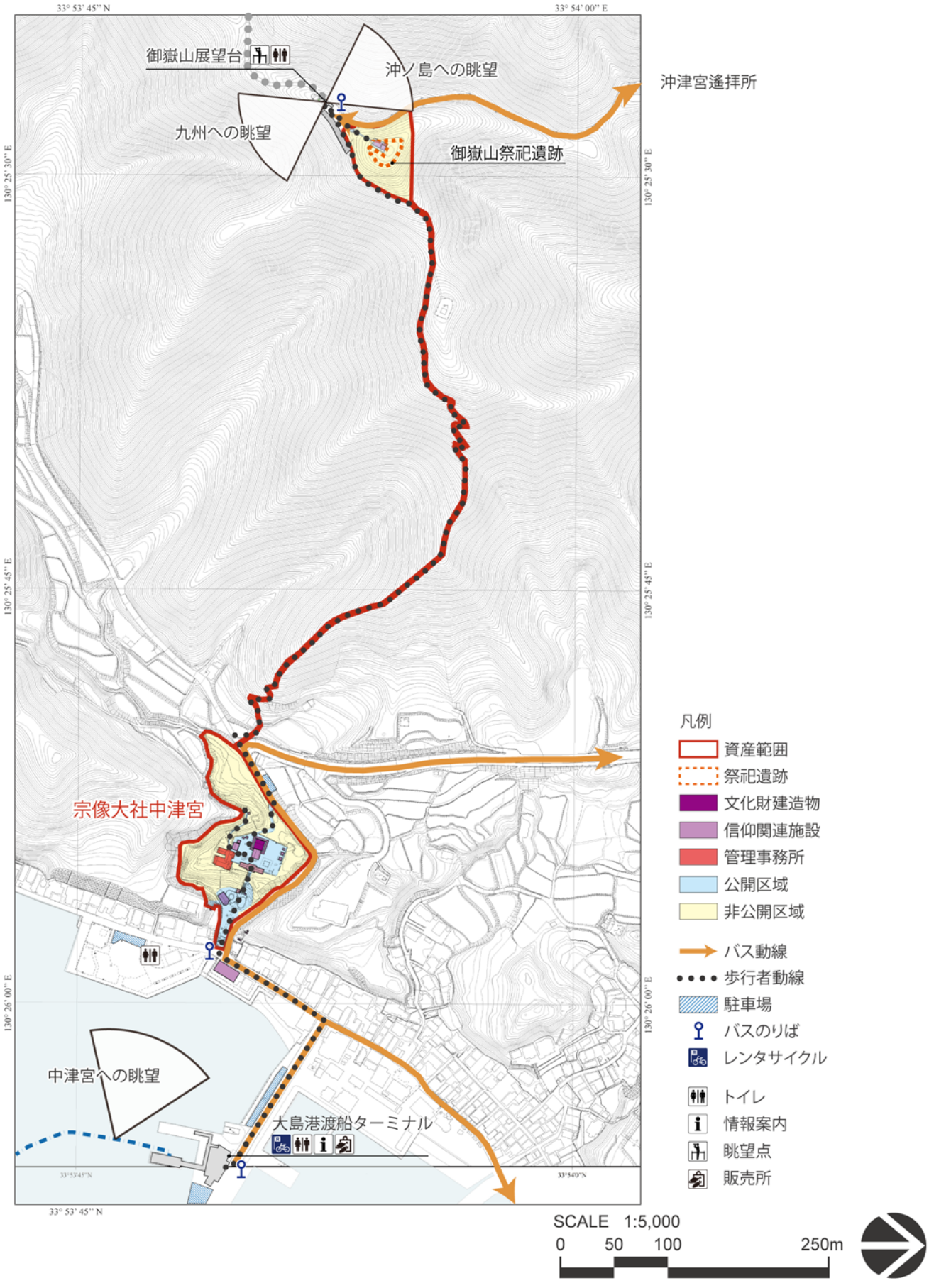

図 6-6 便益施設及び来訪者のための施設配置図（宗像大社中津宮）

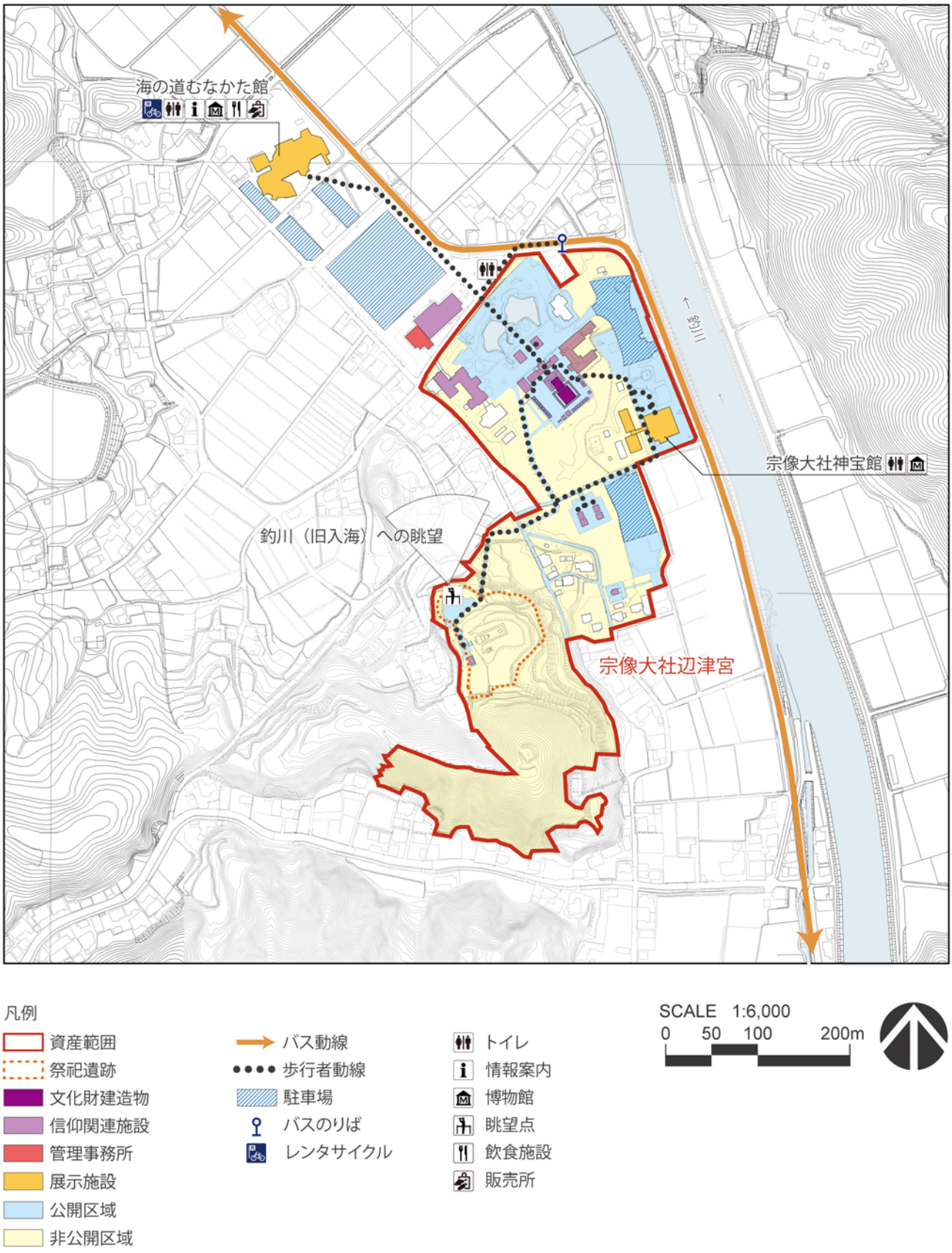

図 6-7 便益施設及び来訪者のための施設配置図（宗像大社辺津宮）

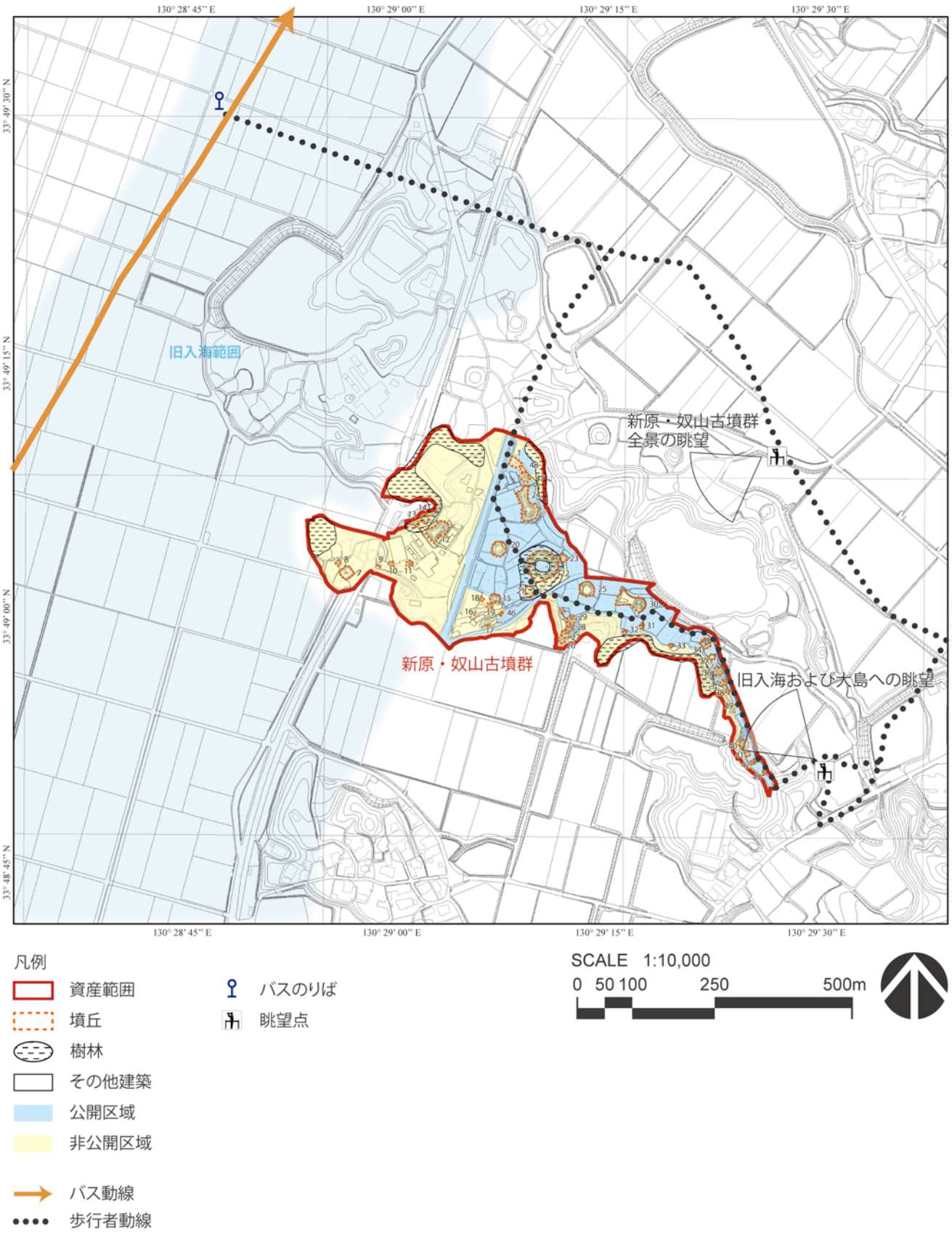

図 6-8 便益施設及び来訪者のための施設配置図（新原・奴山古墳群）

6-2　価値の解明

本資産の顕著な普遍的価値を確実に保護し、国内外に発信する上で継続的な学術調査、研究は必要不可欠である。本資産に関する情報は、発掘調査や文献史料などの学術調査に基づかなくてはならない。また、調査、研究の継続は、未解明の学術的課題を解決し、資産の価値を高めていくことに繋がる。本資産に関する調査、研究を継続しその成果を公開、活用により具現化していく。

6-2-1　既往の調査、研究

宗像神社復興期成会は、1954 年から 1971 年にかけて三次に及ぶ本格的な沖ノ島の学術調査を実施し、調査報告書『沖ノ島』、『続沖ノ島』、『宗像沖ノ島』を刊行した。また、綿密な史料の考証によって、『宗像神社史』上下巻（1961、1966 年）が編纂され、その後、宗像大社所蔵の古文書類を公開する『宗像大社文書』（現在４巻まで刊行、1992～2014 年）が刊行された。

推進会議では、本資産の価値を明らかにするべく、国内外の専門家による 3 か年の研究事業（2010～2013 年）を行った。この事業により、これまでの研究の到達点や、本資産の世界的視野からの重要性、将来的な学術的課題が明らかとなった。これらの研究成果は『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ～Ⅲ（2011～2013 年、日・英）として刊行し、また、ホームページも公開しており、国内外の幅広い分野での本資産に関する調査、研究の進展を図っている。

6-2-2　調査、研究計画

本資産の整備は、事前の各種学術調査の成果に基づき着手している。調査を実施する場合は、顕著な普遍的価値の保護を前提とし、非破壊調査及び科学調査を含め適切な手法を選択している。

今後も、考古学、歴史学、民俗学、建築学など、資産の保存管理および公開、活用に必要な調査、研究を計画的に実施する（表 6-3）。特に、宗像大社所蔵の膨大な考古・歴史資料について、宗像大社と連携して調査、研究を行う。成果は研究紀要等の発行、展示等で情報発信し、インターネット上にデータベースを作成して公開する。

6-2-3　調査、研究の行政上の体制

福岡県、宗像市、福津市および宗像大社は専門職員を配置し、資産および関連する文化財の調査にあたっている。

今後、資産の保存管理及び公開、活用していくため、国内外の大学、研究機関、博物館、関係自治体との共同研究等、本資産の総合的な調査、研究を検討する。また、市民研究員、市民学芸員の育成や地域に根差した研究活動の助成など、本資産に関わる研究の裾野を広げていく。

表 6-3 調査、研究の目的と内容

目的	内容	
資産および周辺地域の価値の解明	・沖ノ島祭祀に関する調査、研究 ・宗像大社所蔵の考古遺物、文書の調査、研究 ・宗像神信仰に関する調査、研究 ・周辺地域の関連遺跡および文化財に関する調査、研究 ・周辺地域の古環境に関する調査、研究 ・宗像地域の民俗に関する調査、研究 ・海外の関連事例との比較研究	
資産の保存、整備、モニタリング	宗像大社沖津宮	・祭祀遺跡の出土遺物に関する調査 ・祭祀遺跡の保存科学調査 ・自然環境（原始林）および生態系に関する調査 ・祭祀遺跡の保存管理手法の検討
	宗像大社 沖津宮遙拝所	・発掘調査 ・歴史的建造物の調査
	宗像大社中津宮	・自然環境（社叢林）に関する調査
	宗像大社辺津宮	・文献、絵図等の史料調査
	新原・奴山古墳群	・発掘調査 ・墳丘等の測量調査 ・墳丘の植生調査 ・地中レーダー探査
	周辺環境	・歴史的環境に関する調査 ・自然環境に関する調査 ・景観に関する調査

第 7 章
体制の整備、運営

世界遺産の包括的な保存管理を効果的に実施するためには、資産の管理者関係機関、及び利害管理関係者との緊密な連携を図ることが重要である（作業指針第 117 段）。

本章では、本計画を推進するための保存管理体制について示す。関係者が連携して計画を推進する保存管理体制を構築するため、各自の担う役割を示す。

7-1 保存管理体制

7-1-1 管理体制

7-1-2 財源の確保

7-1-3 専門的知識及び研修

7-2 地域コミュニティの参画

7-2-1 行政と地域住民との連携

7-2-2 地域の人材育成及び技術支援

7-1 保存管理体制

本資産の保存管理には、国、福岡県、宗像市、福津市の関係法令を所管する行政機関内、所有者である宗像大社、地域住民、専門家、大学、研究機関等、様々な関係者の参画と利害関係の調整が必要不可欠である。また、本計画に関連する施策や事業は多岐にわたるため、その実現にあたっては関係者が共通認識のもと役割分担を行い、地域での一貫した施策を進める必要がある。

よって、本計画の推進を中心的に担う体制や外部組織との協力体制について整備し、関係者間での調整や意識の共有化を図る。本資産の保存管理体制は図 7-1 に示すとおりである。

7-1-1 管理体制

(1) 保存活用協議会

2009 年に暫定リスト記載以降、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表、宗像大社、及び地域コミュニティの代表からなる「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（以下、「推進会議」）を設立し、世界遺産登録活動を進めるとともに、資産の保存管理に取り組んできた。

世界遺産登録後は、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表（福岡県知事、宗像市長、福津市長、福岡県、宗像市、福津市の教育長）を構成員とする「保存活用協議会」を設立し、本資産を保存管理する。

保存活用協議会は所有者との連携のもと、包括的保存管理計画にもとづき資産の保護および周辺環境の保全及び公開活用に関する方針の意思決定と調整を行う。また、市民代表、事業者代表、地域コミュニティと連携した持続可能な資産の管理を進める。

(2) 宗像市、福津市

宗像市は、沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮の所有者である宗像大社と連携して資産を保存管理している。資産の保存管理に関して所有者に対して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的、技術的に支援をしている。福津市は、新原・奴山古墳群を保存管理している。資産のほとんどは公有地だが、一部の所有者である住民と密接に連携している。それぞれの市の世界遺産部局は、資産と緩衝地帯の保存管理の調整を担当し、特に庁内および関係機関との各種事業の横断的な調整を担う。文化財部局は、資産の調査及び整備、公開、活用を担当し、都市計画部局は、緩衝地帯の景観を管理する。これら部局が連携し資産と緩衝地帯の保存管理を推進する。

(3) 福岡県

福岡県は、世界遺産部局が保存活用協議会の事務局として宗像市、福津市の世界遺産部局と連携し、資産及び緩衝地帯の保存管理全般を総括し、行政組織間及び各庁内における各種事業の横断的な調整及び関係機関との連携を図る。特に、資産の保存、活用を所管する文化財部局と密に連携して資産の保存管理に関して所有者に対して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的、技術的に支援をしている。また、緩衝地帯海域の管理を行う港湾部局や自然保護部局と密接に連携して、資産および緩衝地帯の保存管理を行っている。

(4) 国（文化庁）

文化庁は、福岡県、宗像市、福津市と情報共有を密にし、資産の保存管理全般に関して助言し、必要に応じて財政的・技術的に支援する。文化庁は、国宝又は重要文化財、史跡を維持するための措置として修理又は復旧する場合には、事前の届出に基づき、適切な技術的指導を行う。さらに、国内外の世界遺産の保存管理に関する情報収集及び周知に努める。

(5) 専門家会議

専門家会議は大学研究機関及び日本イコモス国内委員会の研究者、専門家から構成され、2009 年より推薦書の学術的な検討を行う推進会議の諮問機関として設置され、資産の価値づけ及び保存管理に関与している。

2012 年より推薦書原案検討委員会及び包括的保存管理計画策定委員会の 2 つの小委員会を専門家会議の下に設置して登録に向け作業を進めてきた。さらに 2014 年より緩衝地帯の景観保全について景観デザイン会議を設置して検討している。

世界遺産登録後は専門家会議を再編する。推薦書及び包括的保存管理計画にもとづき、資産の顕著な普遍的価値を守るため、遺産影響評価を行い、その価値を効果的に伝えていくことを役割とする。委員は考古、歴史、建築、景観、世界遺産等の専門家により編成され、主に①資産の保護②緩衝地帯の管理③公開、活用の 3 分野について指導、助言する。①資産の保護では、顕著な普遍的価値および真実性、完全性の維持、向上を進める。②緩衝地帯の管理では、緩衝地帯における開発の適正な管理と特に景観の保全を誘導する。更に③公開・活用は、資産及び関連する調査研究を行い、来訪者の誘導や受入体制、観光対策、コミュニティとの連携を図り、顕著な普遍的価値をより適切に伝え、広める。

(6) 宗像大社

宗像大社は、沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮を保存管理し、沖ノ島から出土した 8 万点にのぼる出土遺物を神宝館で展示、収蔵、管理している。宗像大社所有の文化財の管理を行う部署を設置し、専任の専門職員を配置しており、国、福岡県、宗像市と連携を図りながら、現状変更等の取り扱いや整備事業等を円滑に進めている。

また、宗像大社には氏子総代会や氏子青年会の他、沖・中両宮奉賛会など地元住民を中心とする各種関係団体があり、信仰の対象である本資産の維持管理について深く関与している。

(7) 地域コミュニティ

地域住民と行政間で意識を共有するための定期的な情報交換、協議の場を設け、行政と市民の協働による世界遺産を活かした地域づくりに取り組むとともに、各種シンポジウム、講座、研修会などの各種事業を開催し、地域住民が資産の保護に積極的に参画できる仕組みや技術支援の体制を整備する。

また、地域住民やまちづくり団体と連携して、資産の保護を通じて伝統文化や信仰の継承、伝統産業の振興など、世界遺産の保護と地域社会の持続的な発展の両立を図る。

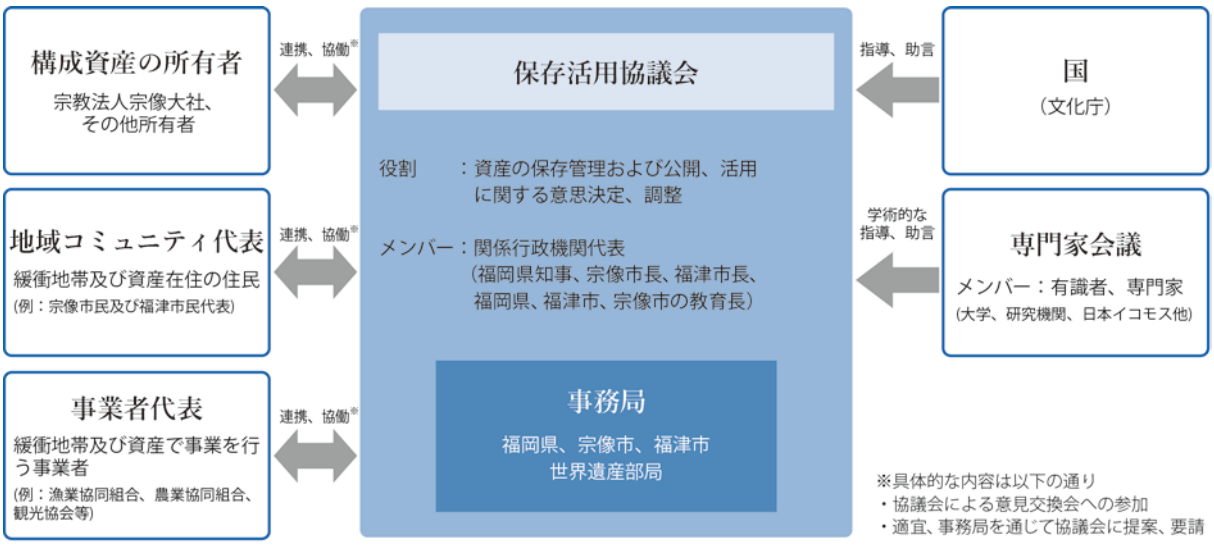

図 7-1 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 保存管理体制

7-1-2 財源の確保

構成資産である文化財の管理については、所有者である宗像大社、宗像市、福津市が行っている。国指定の史跡、天然記念物、重要文化財（建造物）について調査、修理、整備を実施する場合には、国が必要に応じて補助金を交付している。

史跡、天然記念物の発掘調査、修理、整備に関する事業を行う場合は、経費の 50%を、重要文化財に指定されている社殿など建造物の修理に関する事業を行う場合は、経費の 50～85%を国が補助している（特殊な場合や軽微な修理は除く）。これら国からの補助金の交付に合わせて、福岡県、宗像市、福津市も当該事業に対して補助金を交付している。また、防災施設等を設置する事業についても同様の比率で経費の補助を行っている。

上記補助金以外にも、世界遺産登録活動を契機として民間企業から寄付を受け入れている。今後、資産の保存管理活動を継続的に実施するために、民間の企業活動を通じた寄付、来訪者からの募金、協力金等の資金調達を拡充していくことを検討する。

表 7-1 資産の保存管理経費

単位：千円

予算項目／年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
資産の保護と維持管理	909	5, 552	6, 292	13, 324	42, 273	53, 277	169, 510	23, 795
緩衝地帯保全	0	47	3	4, 743	4, 298	6, 339	8, 469	15, 348
来訪者施設	0	58, 516	29, 977	343, 446	98, 344	125, 471	60, 032	66, 348
普及啓発	9, 766	13, 874	148, 390	46, 918	83, 369	86, 107	91, 906	80, 509
計	10, 675	77, 989	184, 662	408, 431	228, 284	271, 194	329, 917	186, 000

7-1-3 専門的知識及び研修

本資産の保存管理については、各種研究機関などから専門的観点からの技術支援や客観的な外部評価を受けつつ、保存活用協議会の構成員である福岡県、宗像市、福津市や資産の所有者である宗像大社が実施している。

福岡県、宗像市、福津市は、それぞれの組織内に文化財の保存管理技術を持つ専門職員および技術者を配置しており、文化庁や独立行政法人国立文化財機構、ICCROM(文化財保存修復センター)をはじめとする国内外の専門研修機関への派遣研修や九州国立博物館および九州歴史資料館との連携によって保存、修復に関する専門技術の向上に努めている。特に、文化庁や独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催しており、福岡県、宗像市、福津市は当該研修等に職員を積極的に参加させ、長期的な人材育成に努めている。

文化庁は、国宝又は重要文化財、史跡を維持するための措置として修理又は復旧を行う場合には、事前の届出に基づき、適切な技術的指導を行う。さらに、本資産の学術的諮問機関である専門家会議は専門的見地から指導、助言を行なう。こうした行政機関に対する指導体制は、今後も継続、強化が図られていく。

表 7-2 各組織における本資産の保存管理に関わる人員配置

		世界遺産部局	文化財部局
福岡県	事務職	4	1
	専門職	5 （考古１、歴史３、建築１）	7 （考古２、建築１、史跡整備１、造園１、民俗１、美術工芸１）
宗像市	事務職	7	1
	専門職	1 (考古)	5 (考古)
福津市	事務職	2	3
	専門職	1 (考古)	1 (考古)
宗像大社	事務職	—	3
	専門職	—	2 （考古１、歴史１）

7-2 地域コミュニティの参画

本資産を将来世代に継承していくためには、その保護の担い手である地域コミュニティの理解と協力が不可欠である。市民参加型の世界遺産の保護活動を展開するために、住民が資産の保護に積極的に参画できる仕組みや技術支援の体制を整備する。また、住民が地域で暮らし続けるために、伝統文化や信仰の継承、漁業や農業等の伝統産業の振興等、世界遺産の保護と地域社会の持続的な発展の両立を目指す。

7-2-1 行政と地域住民との連携

各構成資産では表 7-3 に示す地域住民を中心とした各種団体が活動している。

宗像市では、宗像市内の 21 の市民団体から構成される「宗像・沖ノ島世界遺産市民の会」をはじめ資産の保護、周辺環境の保全、公開・活用のための活動に取り組んでいる。

福津市は、地域住民と共同で墳丘や見学路等の草刈や、ごみの不法投棄の監視に取り組んでいる。

福岡県は、専門的知識をもつ地域住民を文化財保護指導委員として委嘱し、定期的に資産及び緩衝地帯を巡回、点検している。また、ボランティアガイドと協働で資産を一般来訪者に公開する事業を実施している。

今後、地域住民や各団体が世界遺産を活かしたまちづくりに取りくむために、意見交換会を通じて、地域住民の提案、要望を資産及び周辺環境の保存管理に関する施策に反映させる。各団体の資産保護に関わる取り組みを顕彰し、その活動を支援する。

7-2-2 地域の人材育成及び技術支援

福岡県、宗像市、福津市は、地域住民に本資産の顕著な普遍的価値を伝えるために、各種シンポジウムや講座、研修会等を開催している。さらに、資産の所有者である宗像大社や地域住民に対して、資産の保存管理に関する技術的支援をしている。

今後も、世界遺産の価値やその保護の関心を高めるために、地域住民等に対して本資産に関する講座、研修会などを継続する。また、子供達に資産の価値、歴史、文化的伝統を説明し、当事者意識を育むために学校教育と協力して学習プログラムや教材を提供する。これらの取り組みを通じて、資産の保護を担う将来の人材を育成し、世代から世代への資産の継承を後押しする。

表 7-3 宗像市・福津市の地域団体

No.	団体名・組織名	団体・会員数	活動内容
1	藍の家保存会	32人	国登録文化財「藍の家」保存活動、津屋崎の観光案内、まちづくり活動
2	大島地区コミュニティ運営協議会	700人	大島でのウォーキングイベント、海岸清掃活動等
3	大島を元気にする会	17人	大島八十八箇所の祠周辺の除草、枝打ち、参道の整備等
4	改革プロジェクト	30人	宗像市海岸の清掃活動、地域の防犯パトロール等
5	勝浦地域郷づくり推進協議会		新原・奴山古墳群でのアートイベント開催
6	環境地域づくり研究所	12人	環境教育等に関する講座の開催、環境学習の企画、運営
7	クリーンアップむなかた	261団体	宗像市内の企業、市民団体による釣川や海岸の清掃活動
8	玄海地区コミュニティ運営協議会	2960人	釣川のごみ拾いなどの清掃活動
9	元気な島づくり事業推進協議会	6団体	大島の観光資源を活かしたイベントの企画、運営、島内ガイド
10	恋の浦ウミガメの会	16人	海岸の清掃活動やアカウミガメの産卵調査、小学校環境教育プログラム講師
11	古墳群清掃作業隊	6団体	津屋崎古墳群の草刈り
12	さつき松原管理運営協議会	10団体	さつき松原の苗植え、除草、清掃などの保全活動
13	田熊石畑むらづくりの会	37人	田熊石畑遺跡歴史公園での市民参加による歴史公園整備、イベント開催
14	地域学芸員	75人	海の道むなかた館での展示解説や地域資源調査、啓発活動
15	津屋崎千軒海とまちなみの会	61人	津屋崎千軒の町並み保全、津屋崎のまちづくり活動
16	干潟みまもり隊	13人	津屋崎干潟の保全活動、自然観察会の開催
17	福津郷土史会	19人	福津市内の古文書目録作成、文化財調査
18	福津市観光協会ボランティアガイド会	32人	福津市内の観光ガイド
19	福津市市民吹奏楽団	40人	宗像三女神を題材とした演奏会の公演
20	福津民話劇団	13人	新原・奴山古墳群を題材とした創作劇の公演
21	松林保全活動	4団体	福津市域の松林の保全活動
22	「宗像・沖ノ島」世界遺産市民の会	21団体	本資産の世界遺産登録推進活動、まちづくり活動
23	宗像漁業共同組合大島支所	116人	大島の海岸清掃など
24	むなかた「水と緑の会」	70人	釣川や海岸の清掃活動や自然環境学習など、各種環境活動。
25	宗像歴史観光ボランティアの会	47人	宗像市内の歴史観光ボランティアガイド
26	むなかた歴史を学ぼう会	27人	宗像市内の文化財パトロール、歴史・文化財などの学習会

＊2015 年 5 月現在

第8章
経過観察

世界遺産の確実な保存管理には、資産の保全状況を把握するための経過観察が不可欠である。作業指針では、登録資産をより効果的に長期的に保全をするために、周辺状況及び資産の保全状況を記録し、定期的に報告することを求めている（作業指針第 96 項、第 169－176 項、第 199－207 項）。

本章では、本資産の定期観察と保存状況に係る情報収集に関する方針と経過観察の実施方法と負の影響に対する原因究明および除去又は影響を軽減するための対策について示す。

8-1 観察指標の設定と記録作成
8-2 負の影響を予防、除去するための対策

8-1 観察指標の設定と記録作成

本資産の顕著な普遍的価値を構成する諸要素は、絶えず環境圧力や自然災害等の自然的な要因、開発、観光利用等の人為的な要因により、毀損、劣化を生じる可能性がある。資産の顕著な普遍的価値の保護には、こうした負の影響を迅速かつ的確に把握し、対策を講じることが重要である。よって、様々な要因が本資産へ与える影響を把握するための経過観察を実施する。

(1) 観察指標の設定

経過観察にあたって、「第３章　資産に影響を与える要因」で整理した潜在的脅威に対し、以下、３点の観点の下、観察指標を設定する。経過観察と測定方法については表 8-1 に示すとおりである。

① 第２章「資産の価値と現況」に示した顕著な普遍的価値と真実性及び完全性が維持されているか。

② 第３章「資産に与える影響の要因」に記した潜在的脅威（開発圧力、環境圧力、自然災害、来訪者）が資産にどのような影響を与えているか。

③ 資産の保護、緩衝地帯の管理、資産の公開、活用に関する取り組みが適切に機能しているか。

(2) 記録作成

定期報告を含む経過観察については、主に構成資産の所有者及び管理者である宗像市、福津市、宗像大社が、福岡県を通じて文化庁の指導の下に行う（表 8-1）。『世界遺産条約の履行のための作業指針』に基づき、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果について６年ごとに保存管理状況の評価としてまとめ、世界遺産委員会に定期報告書（英文）を提出する。

8-2 負の影響を予防、除去するための対策

経過観察の結果、資産の顕著な普遍的価値に対する影響が懸念されると判断した場合、保存活用協議会は、専門家会議の助言を受け、資産に与える負の影響を予防、除去、最小化するための対策、必要な体制、予算の確保について検討する。

さらに、資産への負の影響が疑われる場合や緊急な対策が必要な場合には、適切な観察指標を新たに設定し、経過観察を行う。

表 8-1 観察指標と測定方法（1/2）

項目		指標	測定の内容･方法	周期	記録組織
1 構成資産の保護	1-1 考古遺跡の保護	a) 資産範囲における現状変更	文化財保護法関係の各種申請及び許可等について、件数及びその内容を記録する。	毎年	宗像市 福津市
		b) 遺構の状況	遺構の状況について、観察、写真撮影等により記録する。	毎年	宗像市 福津市
	1-2 建造物の保護	a) 建造物の修理、整備	建造物の修理、整備結果を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市
		b) 建造物防火施設及び保存施設の点検、整備、改修または修理結果(補助、自費)	防火施設及び保存施設の点検、整備、改修または修理結果を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市
		c) 建造物の現状変更	文化財保護法関係の各種申請及び許可等について、件数及びその内容を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市
	1-3 祭礼行事の保護	a) 祭礼行事の継承	祭礼行事の継承数及びその現状を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市
2 開発圧力		a) 緩衝地帯における開発の申請	各種法令に基づく申請許可の件数及びその内容を記録する。	毎年	宗像市 福津市
		b) 視点場からの景観を阻害する要因	視点場からの定点観測（写真撮影）により、阻害要素の状況を記録する。	毎年	宗像市 福津市
		c) 各種法令の違反物件	各種法令の違反物件の状況を記録する。	毎年	宗像市 福津市
3 環境圧力	3-1 気候変動	a) 気温の経年変化	大気の常時監視を行い、気温の変化を観測する。	毎年	宗像市 福津市
	3-2 酸性雨	b) 酸性雨の状況	降水時の酸性雨の状況を、pH検査により測定する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
	3-3 大気汚染	c) 大気汚染に係る環境基準達成率	大気の常時監視を行い、大気中の二酸化硫黄、SPM、PM2.5等の含有量を測定する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
	3-4 鳥類の営巣活動	d) 鳥類の営巣状況	沖ノ島祭祀遺跡におけるオオミズナギドリの営巣状況を記録する。	3年毎	宗像市
	3-5 樹木の繁殖	e) 植生の状況	構成資産における植生の状況（樹種、生育状況等）について、観察、記録する。	3年毎 ※	宗像市 福津市
	3-6 漂着ごみ	f) 漂着ごみの状況	沖ノ島及び沖津宮遙拝所周辺に打ちあがる漂着ごみの状況を記録する。	毎年	宗像市

表 8-1 観察指標と測定方法（2/2）

項目		指標	測定の内容・方法	周期	記録組織
4 自然災害	4-1 台風 4-2 大雨、洪水 4-3 地震 4-4 津波 4-5 火災（落雷・放火を含む）	a) 遺構・建造物等の状況	構成資産における遺構、歴史的建造物等の腐食、毀損状況、崩壊の有無を観察、写真撮影により記録する。	毎年 ※	宗像大社 宗像市 福津市
5 来訪者		a) 遺構・建造物等の状況	構成資産における遺構、建造物等の毀損状況（落書き、建造物の破壊等）を観察、写真撮影により記録する。	毎年	宗像大社 宗像市 福津市
		b) 来訪者数	来訪者施設の来訪者数、交通機関の利用状況を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市 福津市
		c) 沖ノ島への来訪者数	沖ノ島への参拝者等の来訪者数および沖の島漁港への来船数を記録する。	毎年	宗像大社
6 顕著な普遍的価値の解説		a) 来訪者施設と基盤施設の整備の進捗率	整備計画に沿った進捗状況を把握する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		b) 便益施設と収容能力の状況	構成資産やその周辺地域の便益施設の設置状況を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		c) 調査報告書、研究報告書等の刊行数	構成資産及びその周辺地域において、調査が実施された場合の調査報告書、研究報告書等の数を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		d) パンフレット、ホームページによる情報提供数	刊行されているパンフレット類及びホームページにより、情報提供の回数、状況を把握する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		e) 専門家による現地確認・指導会の開催数	専門家による現地確認、指導会の実施回数を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		f) 研修会・セミナー等の開催数	研修会、セミナー等の開催数を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市

（※）台風及び大雨、洪水、地震等の自然災害発生直後においても適宜観測を実施

第 9 章
行動計画

資産の効果的な管理には、資産の保護、保全、及び公開に関しての短期的、中期的、長期的な取組のサイクルがあり、顕著な普遍的価値のすべての側面を確実に維持していく上で、不可欠である（作業指針第 112 段）。

本章では、本資産の包括的保存管理を確実に行うため、第３章から第８章に示した計画内容を踏まえ、今後予定している具体的な取組を示す。

行動計画の事業主体、事業期間については表 9-１に示すとおりである。保存活用協議会は、行動計画に示された事業の実施状況を定期的に検証し、事業計画を適宜修正する。

＊＜事業期間＞
継続 ： 現在行っていて続けるもの
短期 ： 今後 1-2 年で(登録までに)実現
中期 ： 5 年程度
長期 ： それ以上

表 9-1　行動計画一覧（1/3）

事業内容			事業期間				関係組織			
No.	項目	概要	継続	短期	中期	長期	福岡県	宗像市	福津市	宗像大社
資産の保護										
1	宗像大社諸施設の整備	宗像大社社殿およびその他信仰上必要な施設の修復を進める。	○		○		○	○		○
2	沖ノ島治山法面の修景	沖ノ島港湾部の治山法面について、改修の際、景観に配慮した工法を検討する。				○	○	○		○
3	宗像大社辺津宮境内の浸水対策	宗像大社辺津宮境内の浸水の防止のため、排水路を整備する。	○		○			○		○
4	防火訓練の継続	宗像大社辺津宮の防火訓練を毎年継続して防火対策に努める。	○				○	○		○
5	防火対策の強化	御嶽山の山頂部に防火水槽を設置する。	○	○				○		
6	防犯対策の強化	沖ノ島に防犯カメラを設置する。		○			○	○		○
7	伝統的慣習の周知	沖ノ島の禁忌および神社でのマナー等、宗像大社の伝統的慣習を周知して資産の保護に努める。	○				○	○	○	○
8	伝統文化の継承	学校教育との連携により伝統文化の後継者の育成と地域の文化的行事への参加を促進する。	○				○	○		○
9	新原・奴山古墳群の公有化の推進	資産範囲内の民有地の段階的な公有化を進める。	○				○		○	
10	新原・奴山古墳群の墳丘の修復	毀損した墳丘を調査研究に基づいて計画的に修復を進める。	○				○		○	
11	大規模な農業施設の撤去	新原・奴山古墳群の資産範囲内に位置する農業施設について、関係者と撤去の協議を進め跡地整備を行う。	○		○			○	○	
12	国道の修景等	新原・奴山古墳群を縦断する国道 495 号の修景等を検討する。				○	○		○	
13	資産の巡視・監視の強化	遺跡の保全状況や盗掘等を監視するため、文化財パトロールの充実・強化を図り、連絡体制を整備する。			○		○	○	○	○
14	日常的な維持管理活動の推進	行政と所有者、地域コミュニティが連携し、資産の清掃や除草等の維持管理活動を継続的に行う。	○				○	○	○	○
緩衝地帯の管理										
15	緩衝地帯の規制の追加	緩衝地帯における開発、建築行為等に関する法規制について、必要に応じて追加を検討する。				○		○	○	
16	景観ガイドラインの策定	開発、建築行為等に対する景観ガイドライン等を策定し、緩衝地帯における景観形成の誘導を図る。	○		○			○	○	

表 9-1 行動計画一覧（2/3）

No.	項目	概要	事業期間				関係組織			
			継続	短期	中期	長期	福岡県	宗像市	福津市	宗像大社
緩衝地帯の管理										
17	資産周辺及び眺望景観の修景	構成資産周辺や視点場からの眺望景観に影響を及ぼす要素を改善する。				○	○	○	○	
18	主要動線の修景	駅や渡船場等の交通拠点から各構成資産をつなぐ主要動線について、道路付帯物の修景整備や沿道景観の保全、形成を図る。	○			○	○	○	○	
19	道路、河川、港湾等の公共施設の修景	景観重要公共施設に指定した道路、河川、漁港、海岸について、景観に配慮した整備を行う。	○				○	○	○	
20	沖の島漁港の修景	沖の島漁港について、改修の際に景観に配慮した工法を検討する。				○	○	○		
21	違反広告物の是正	屋外広告物を定期的に巡視し、違反広告物の設置事業者に対し改善や撤去等の指導をする。			○			○	○	
22	田園景観の保全	資産周辺の田園景観を保全するために、景観に配慮して農地整備（農道、用排水路、溜池等）する。	○					○	○	
23	資産周辺の清掃活動	沖ノ島や沖津宮遙拝所周辺の海岸、宗像大社辺津宮周辺の釣川等、資産周辺の海岸や河川等の清掃活動を推進、支援する。	○				○	○	○	○
24	歴史的な景観資源の保全	地域の歴史や文化を象徴する建造物や樹木等の景観資源の保全、活用を図る。	○					○	○	
25	景観まちづくり活動の支援	地域住民や各種団体、事業者等による景観に関する地域活動を支援する。	○					○	○	
26	景観に関する情報発信	景観講座の開催や景観に関する普及啓発冊子を作成し、住民や事業者の景観保全に対する理解を促進する。	○				○	○	○	
27	景観協議会の設立	景観法に基づく景観協議会の設置を検討し、緩衝地帯における景観行政の連携を図る。			○		○	○	○	
公開活用										
28	世界遺産センター（仮称）の整備	資産の総合的なガイダンス機能を担い、調査研究と公開活用を連携して行う拠点（世界遺産センター）を設置する。				○	○	○	○	
29	新原・奴山古墳群の展示施設の設置	新原・奴山古墳群を解説する施設を整備する。	○		○				○	
30	大島の展示施設の設置	大島の構成資産を解説する施設を島内に整備する。			○			○		
31	各種サインの設置	サインガイドラインに基づき、資産に関わる誘導や解説のためのサインを整備する。			○		○	○	○	
32	便益施設の設置	既存施設の利用状況に応じて、駐車場、トイレ、休憩所等を適切に設置する。			○		○	○	○	
33	視点場の整備	来訪者に資産の価値をより良く伝えるための展望所の設置や充実を図る。			○		○	○	○	○
34	散策路の整備	新原・奴山古墳群内を回遊しやすい散策路を整備する。		○			○	○	○	

表 9-1　行動計画一覧（3/3）

事業内容			事業期間				関係組織			
No.	項目	概要	継続	短期	中期	長期	福岡県	宗像市	福津市	宗像大社
公開活用										
35	公共交通の充実	来訪者の増加にあわせて、資産を訪問しやすいバスルートへの変更や、可能な限りバス、鉄道、渡船の乗り継ぎを考慮したダイヤの設定などの対策を講じる。			○		○	○	○	
36	自転車の安全確保	来訪する自転車の安全確保のためにルート情報を発信し、必要に応じて自転車歩行者道を整備する。				○	○	○	○	
37	来訪者による生活阻害の防止	地域住民の生活に対する悪影響を防止するために、資産の見学に際してのマナーをパンフレット等により啓発する。		○			○	○	○	
38	各種媒体の作成と活用	本資産の価値や保存管理の重要性について、パンフレット、ウェブサイトを作成し、国内外に周知する。	○				○	○	○	
39	情報発信の多言語化	パンフレット、ホームページ、ガイドなどを多言語で提供できる体制を整備する。	○		○		○	○	○	
40	資産に関する学術調査、研究の実施	構成資産の価値の保護と解説に関する学術調査、研究を進め、その成果を定期的に公開する。			○		○	○	○	○
41	宗像大社所蔵資料の調査	宗像大社神宝館が所蔵する考古遺物や古文書などの目録を作成する。	○				○	○		○
42	講演会とその他のイベントの開催	県内外で本資産の価値を広める講演会、シンポジウム等を開催する。	○				○	○	○	
43	企画展の開催	海の道むなかた館、宗像大社神宝館、九州歴史資料館、九州国立博物館などで本資産に関する企画展を開催する。	○				○	○	○	○
44	関係する地域や機関との連携	本資産との歴史的関係や研究上のつながりのある地域や機関と連携し、講演会や企画展、共同研究などを実施する。	○				○	○	○	○
体制の整備										
45	資金調達手段の確保	民間からの寄付の受け皿となる基金等の創設に取り組む。			○		○	○	○	
46	専門家による現地指導や研修	史跡、建造物、文化的景観等の各分野の専門家による現地指導や研修の機会を設ける。	○				○	○	○	○
47	保存管理を担う地域住民の育成	保存管理を担う地域住民を育成するため、管理手法、先進地事例などに関する研修会や体験イベントを開催する。	○					○	○	
48	ガイドの養成	来訪者に資産の価値を適切に解説できるガイドを養成する。	○	○			○	○	○	
49	地元の事業者に対する研修	観光業等の人々に対し、資産の価値と保存管理を含めた研修を行う。	○		○		○	○	○	
50	次世代への継承	郷土の歴史・文化や世界遺産に対する知識を深めるため、子ども向けガイドブックや副読本を作成し、学校教育と連携した学習機会を提供する。	○				○	○	○	

1-2 文化財保護法に基づく保存管理計画（抜粋）

a. 史跡 宗像神社境内保存管理計画

1. 保存管理の基本方針

宗像神社境内は、日本固有の信仰が発展していく過程を証する祭祀遺跡に加え、そこから社殿を構える神社境内が成立し、古代から現代に至るまでの重層的な歴史的変遷をもっている史跡である。これを踏まえ、信仰活動の継続を図りながら本質的な価値を確実に次の世代へ守り伝えるために、史跡「宗像神社境内」の保存管理の基本方針を以下のように定める。

① 史跡全体としての価値、現代に息づく信仰の場としての神域を守っていくため、指定地の範囲、地形、自然などの物的環境を保全するとともに、境内の神聖な雰囲気、境内内外の良好な景観などの現状の保存管理を行う。
② 現状に合わせた地区区分を設定し、史跡の特性、地域性に基づいた保存管理を行う。
③ 史跡に与える自然の脅威、人為の影響を想定し、保全方法を定める。
④ 確実な保存管理を行うために、適切な整備活用に関する方策を確立し、施策を進める。
⑤ 史跡の周辺環境を含め、一体的な保全に努める。
⑥ 所有者が文化財管理者としての役割、責任を果たすとともに、宗像市をはじめとする行政との密接な連携、協議を図り、適切な保存管理を行う。
⑦ 所有者と地域住民、市民団体などとの相互の意思疎通と連携を図り、地域に根ざした保存管理に取り組む。
⑧ 現状変更等の取扱い基準に従い保存管理を行う。

2. 保存管理の方針と方法

(1) 保存管理の方針

地理的に分かれている各境内について、その特性に応じた保存管理の方針を以下のように定める。

表 A1-1 境内別の保存管理の方針

境内	特性	保存管理の方針
沖ノ島（沖津宮）	古代祭祀遺跡が存在し、現在も宗像大社沖津宮として島全体が信仰の対象である。	島全体の景観保全とその一層の向上を図る。 天然記念物の保護について、関係者と協力し、適切に行う。 灯台、港湾について、関係機関と連携、調整を行い、適切な保存管理を図る。
	史跡地全体が天然記念物である。また、史跡の範囲は灯台を含み、港湾に接する。	
沖津宮遙拝所	通常渡島できない沖ノ島を遥拝する、近世以来の信仰の場である。 史跡の範囲は海岸、道路、集落、農地に隣接する。	史跡周辺の景観保全とその一層の向上を図る。 地域住民と協議、調整を行い、適切な保存管理を図る。
中津宮	古代祭祀遺跡が存在し、現在も宗像大社中津宮として信仰の場である。 史跡の範囲は山林（一部、保安林）を含み、道路に接する。	史跡周辺の景観保全とその一層の向上を図る。 保安林について、関係機関と連携、調整を行い、適切な保存管理を図る。
辺津宮	古代祭祀遺跡が存在し、現在も宗像大社辺津宮として信仰の場である。 史跡の範囲は護国神社や民家、山林、道路を含む。 上高宮、下高宮は、国定公園第三種特別地域である。	史跡周辺の景観保全とその一層の向上を図る。 護国神社、地域住民、所有者と協議、調整を行い、適切な維持管理を図る。 道路について、関係機関と連携、調整を行い、適切な保存管理を図る。

(2) 保存管理の方法

構成要素別の保存管理の方法は「表 構成要素の保存管理の方法」に示すとおりである。

表 A1-2 構成要素の保存管理の方法 (1/2)

分類			諸要素	保存管理の方法
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地下遺構	祭祀遺跡	・現状で保存する。 ・地表で発見した遺物については出土状況を記録し、保管する等適切な措置をとる。 ・保存状況に問題がないか定期的な巡回と点検を行う。 ・毀損の生じる恐れを発見した場合は、早急に対策を施す。 ・遺跡および周辺の法面保護、崩落防止対策を必要に応じて行う。 ・台風や豪雨の後は状況確認を行う。 ・木竹の適切な整理を行う。 ・保護及び信仰に関わる活動を除き、人の立入を禁じる。
			神社に関わる地下遺構	・地表で発見した遺物については出土状況を記録し、保管する等適切な措置をとる。 ・毀損の生じる恐れを発見した場合は、早急に対策を施す。
		建造物	本殿、拝殿など建築物	・歴史的に価値の高いものは現状保存する。 ・現状の建築物の配置は原則的に変更しない。 ・保存状況に問題がないか定期的な巡回と点検を行う。 ・毀損の生じる恐れを発見した場合は、早急に対策を施す。 ・修理などを行う場合は、史跡の本質的価値に影響を与えないようにする。 ・未指定の歴史的建築物については調査を行い、評価にもとづき文化財指定を進める。 ・防災設備は文化財の価値の保存に有効なように整備する。
			参道	・来訪者の安全に配慮し、日常的な維持管理を行う。 ・毀損の生じる恐れを発見した場合は、早急に対策を施す。 ・改修の際は景観に配慮する。
		自然的要素	社叢林	・草刈、整枝、剪定などの日常的な維持管理を行い、良好な社叢林を保つ。 ・伐採、植栽については、社叢林の全体の構成及び景観に配慮するものとする。
			植栽（神木を含む）	・価値に配慮の上、維持管理を行い、良好な景観を保つ。
			地形	・自然地形、歴史的に重要な人為的地形を保存する。

表 A1-2 構成要素の保存管理の方法 (2/2)

分類			諸要素	保存管理の方法
史跡を構成する諸要素	本質的価値と異なる諸要素	神社の信仰上、必要な要素	信仰上必要な建築物、工作物等	・歴史的に価値の高いものは現状保存する。 ・神社境内の建物の配置は歴史的変遷の検討に基づいて適切な措置を行う。 ・未指定の歴史的建築物については調査を行い、その評価により指定等の手続きを進める。
			灯篭、石碑	・本来の位置から移動しているものについては、歴史的な検討を行った上での再設置を妨げない。
			信仰の維持管理に必要な施設	・史跡等の景観、雰囲気など空間的価値を損なわないよう配慮しつつ、機能的に配置する。 ・文化財保存の機能面、宗像大社が行う信仰に関わる機能、境内の景観などを考慮し、適正に改修、再配置を検討する。
			その他建築物、工作物等	・改修、建替、新築等に際しては、必要最小限のものを行う。 ・周辺の景観と調和を図る。
		神社の維持管理上必要な要素	防災施設、防犯施設	・建替等に際しては、必要最小限のものを行う。また、配置については特に注意し、周囲の景観と調和をはかる。
			看板類	・注意、案内、表示、説明などの機能および景観などに配慮し、適正に改修再配置する。
			駐車場	・改修等に際しては、周囲の景観と調和を図る。
		歴史的な要素	神社に関わらない地下遺構	・地表で発見した遺物については出土状況を記録し、保管する等適切な措置をとる。 ・調査を行い、その評価により指定等の手続きを進める。
		史跡の保護管理上、調整の必要な要素	個人住宅	・現所有者による適切な保存管理が行われるよう、所有者に対する協力要請、指導などを行う。
			道路付帯物	・建替等に際しては、必要最小限のものを行う。また、周囲の景観と調和をはかる。

3. 現状変更等の取扱方針および基準

(1) 現状変更の取扱について

1）現状変更行為にかかる許可および申請等

史跡指定地内で現状変更行為をしようとするときは、申請、事前協議を行い、許可を受ける必要がある。その基本的事項は以下のとおりである。

① 史跡地の現状変更をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。
② 農地の耕作や作物の栽培等通常の農作業、森林の日常管理等については、現状変更の許可を必要としない。
③ 現状変更もしくは日常の維持管理の判断に苦慮する場合は、事前に市教育委員会に連絡し協議する。
④ 指定地周辺については、将来的に追加指定の可能性があるので、取扱いについては注意を要する。
⑤ 市等の行政機関が行う発掘調査、防災、保存修理、史跡整備等及び博物館、大学等の研究機関が行う発掘調査等についても現状変更の行為となるため、文化庁長官の許可を得る必要がある。

2）現状変更行為の取扱手順

宗像神社境内での現状変更行為に関する手続きは、下図に示すとおりとする。

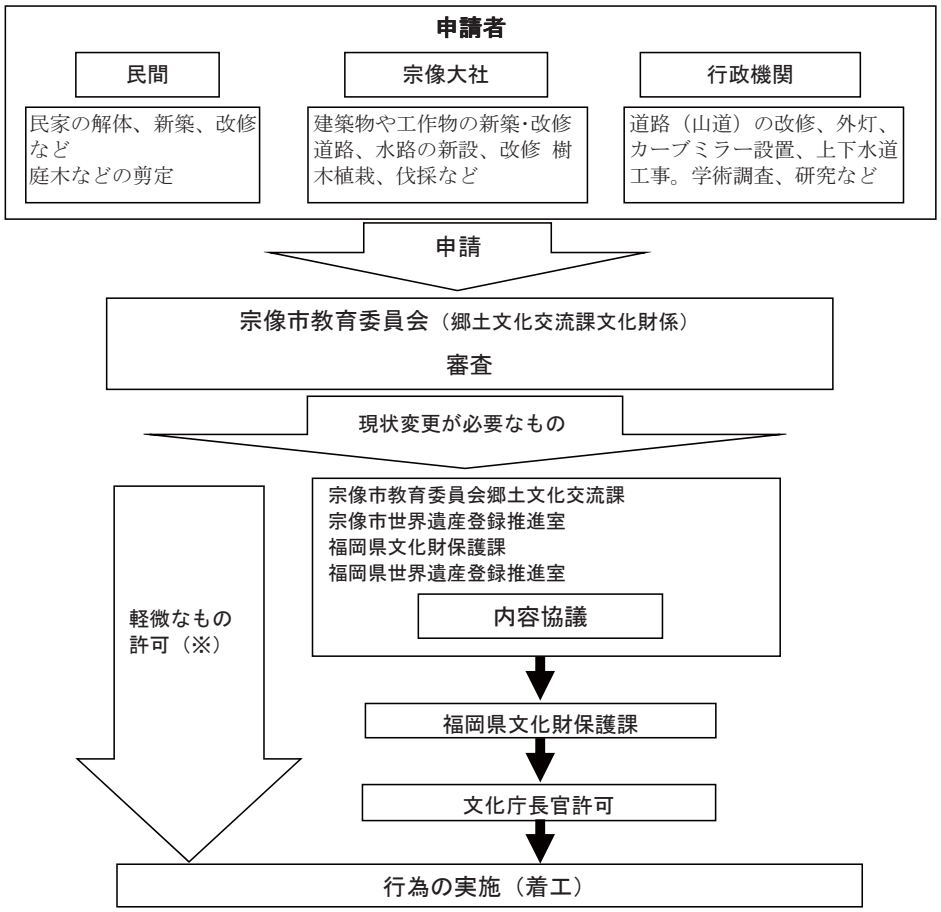

図 A1-1 境内での現状変更行為の手続き

3）現状変更等の取扱方針

① 地下遺構に影響を及ぼす行為は認めない。

② 現状の景観に悪影響を及ぼす行為は認めない。

③ 信仰活動の継続を図る。

4）区域の種別

上記の方針に基づき、史跡の特性、地域性に基づいた保存、管理を行っていくため、境内の土地としての変遷、過去の利用状況の分析から、以下の表に示すように土地の歴史的重要性に基づいて指定地を第1種地域から第3種地域の3種に区分し、保存管理の方針を定める。

表 A1-3 区域区分と現状変更取扱の方針

区域の種別	区域区分	現状変更取扱の方針
第1種区域	特に本質的価値を有しているとみなされる範囲	原則として現状変更を認めない。ただし、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
第2種区域	第1種区域に準じる範囲	文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
第3種区域	現時点では本質的価値は確認されていないが、史跡の保護に必要な範囲	文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、必要最小限の現状変更は認める。

5）地区区分

前記の分類による、史跡の本質的価値に基づいた境内別の地区区分を下表に示す。また、境内別の地区区分図を次頁以降に示す。

表 A1-4 地区区分と現状 (1/2)

境内	区分の種別	概要	現状
沖ノ島（沖津宮）	第1種区域	港湾部及び法面を除く全島	巨岩と原生林が一体となった神聖な信仰の場
	第2種区域	港湾部及び法面	港湾から史跡地への導入口
沖津宮遙拝所	第1種区域	沖津宮遙拝所の建つ平地	遙拝所社殿と神事を行う平場
	第2種区域	上記以外の周囲で参道および傾斜地	信仰を持続させるための一体的な区域

表 A1-4 地区区分と現状 (2/2)

境内	区分の種別	概要	現状
中津宮	第1種区域	大島御嶽山遺跡及び御嶽神社を含む範囲 御垣内（本殿、拝殿、末社）の範囲	周辺の自然林が一体となった祭祀遺跡及び御嶽神社、中津宮御垣内を含めた信仰の場
	第2種区域	参道 御垣内以外の境内 御嶽神社境内 社叢林（天の川） 社務所周辺	信仰を持続させるための一体的な区域
辺津宮	第1種区域	上高宮（宗像山） 下高宮祭祀遺跡 御垣内（本殿、拝殿、末社）	周辺の自然林と祭祀遺跡、祠及び祭場が一体となる区域と御垣内が一体となった信仰の場
	第2種区域	御垣内以外の境内 第二宮、第三宮境内 護国神社境内 釣川へ向かう旧参道 社叢林 民地 地域内に介在する公共用道路敷と水路敷	信仰を持続させるための一体的な区域
	第3種区域	第二駐車場、神宝館及びそれに介在する水路敷 第三駐車場地域内及びそれに介在する公共用道路敷	便益施設 駐車場

6）現状変更取扱基準

現状変更取扱基準は表 現状変更等の取扱基準に示すとおりとする。なお、ここでは、以下の定義、分類に従う。

新 築　：新たな場所に建築を行うことを指す
改 築　：同一場所での建替を含む
建 築 物　：本殿、拝殿、末社（祠）、付属建物（社務所、神饌所など）、神門、瑞垣（廻廊）、夜警室、民家、倉庫、トイレ、消火エンジン室 等
工 作 物　：鳥居、塀、透垣、狛犬、手水石、灯篭、石柱、石碑（芳名板）、記念碑、立札、案内板、看板、神池、橋、相撲場、駐車場上屋、藤棚、照明柱、電柱、スピーカー柱、道路付帯物（カーブミラー、ガードレール、車止め）、門柱、井戸、消火栓、水槽、下水処理施設 等
土木構造物　：駐車場、水路、階段、法面 等

表 A1-5 現状変更等の取扱基準 (1/4)

現状変更＼区域区分		第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
建築物	新築	認めない。	遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。	
	増改築	遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。その場合景観に配慮する。	遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。また景観に配慮する。	
	除去、撤去	原則認めない。ただし遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の本質的価値に影響のないものに限り認める。その場合景観に配慮する。	遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。また景観に配慮する。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。	
	社殿建築物の改修	認める。ただし、地下遺構および史跡の本質的価値に配慮する。		
	倉庫の設置	認めない。	必要最小限とし景観に配慮し、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。	
	民有地における新、増改築	認めない。	新築は認めない。除去撤去を認める。増築、改築は景観に配慮し地下遺構がある場合は遺構保存を優先する。	認めない。
	海上保安庁施設、漁協施設の新改築等	認めない。	新築は認めない。除去撤去を認める。増築、改築は景観に配慮し地下遺構がある場合は遺構保存を優先する。	
	トイレの設置	認めない。	新築･増改築は認めない(除去、撤去は認める)。	改築、除去、撤去を認めるが、必要最小限とする。

表 A1-5 現状変更等の取扱基準 (2/4)

現状変更＼区域区分		第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
工作物	新築、改造	原則認めない。ただし史跡の保護に資する場合は認める。その場合景観に配慮し、地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。	遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。	
	除去、撤去	原則認めない。ただし遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の本質的価値に影響のないものに限り認める。その場合景観に配慮する。	遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。	
	防災施設、設備の整備	必要に応じて設置する。ただし景観に配慮し、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。		
	看板（案内板、説明板、由緒板、立札）の設置	必要最小限の設置とする。ただし景観に配慮し、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。		
	防護柵の設置	人命にかかわる危険な場所や遺跡、文化財の保護に必要な場合は認める。ただし景観に配慮し、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。		
	電柱、照明柱、スピーカー柱等の設置	必要最小限の設置とする。ただし景観に配慮し、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。		
	道路付帯物の設置	認めない。	必要最小限とし修景に努める。ただし景観に配慮し、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。	
	ごみ置場の設置	認めない。	既存の場所を定め来訪者から見えない場所にする。	
	下水処理施設の設置	認めない。	必要最小限とし修景に努め、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。	
	水槽、受水槽の設置	認めない。	必要最小限とし修景に努め、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。	

表 A1-5 現状変更等の取扱基準 (3/4)

現状変更＼区域区分		第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
土木構造物	新設	原則認めない。ただし史跡の保護に資する場合は、遺構保存に影響を及ぼさない範囲で認める。景観に配慮する。	遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし必要最小限の範囲で行うものとし、境内の配置構成や景観に配慮する。	
	改修	遺構保存に影響を及ぼさない場合は認める。特に景観に配慮する。		
	除去、撤去	原則認めない。ただし史跡の本質的価値に影響のないものは認める。その場合景観に配慮し、地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。	遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮し、地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。	
	参道、登山道の修復、整備	史跡の保護管理上、必要な場合は新設、改修を認める。ただし地下遺構がある場合は、遺構保存を優先し、景観に配慮する。		
	境内、および周辺の道路、水路の改修	管理上必要な場合は、史跡の本質的価値に影響のない必要最小限の範囲での改修を認める。ただし地下遺構がある場合は、遺構保存を優先し、景観に配慮する。		
	治山施設の整備	認めない。	景観に配慮し、地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。	
	駐車場の新設、改修、除去、撤去	認めない。	新設は認めない。改修は景観に配慮するものとする。除去、撤去は認める。	景観に配慮し、地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。
地形の改変行為、防災工事		原則認めない。ただし史跡の本質的価値を保護する上で必要な場合は認める。	史跡の保護管理上、必要な場合は本質的価値に影響のない範囲で認める。ただし景観に配慮し、地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。	
民有地における増改築に伴う土地の整備		認めない。	史跡の本質的価値に影響のない範囲で認める。景観に配慮し、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。	認めない。

表 A1-5 現状変更等の取扱基準（4/4）

区域区分 / 現状変更	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
民有地の土地の形質変更	認めない。	史跡の本質的価値に影響のない範囲で認める。景観に配慮し、地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。	認めない。
仮設物（テント等、掲示物等）の設置	原則認めない。ただし信仰活動に関わり遺構保存に影響を及ぼさない場合は認める。	遺構保存に影響を及ぼさない場合は認める。	
境内における樹木の植栽	原則認めない。ただし、史跡の保護に資する場合は認める。その場合境内の配置構成や景観に配慮し、地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。また、日常行う維持管理の範囲の剪定については認める。	遺構保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮し、地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。また、日常行う維持管理の範囲の剪定については認める。	
境内における竹木の伐採、剪定			
発掘調査	文化財の保存管理に伴う調査や学術調査など必要な調査のみ認める。		

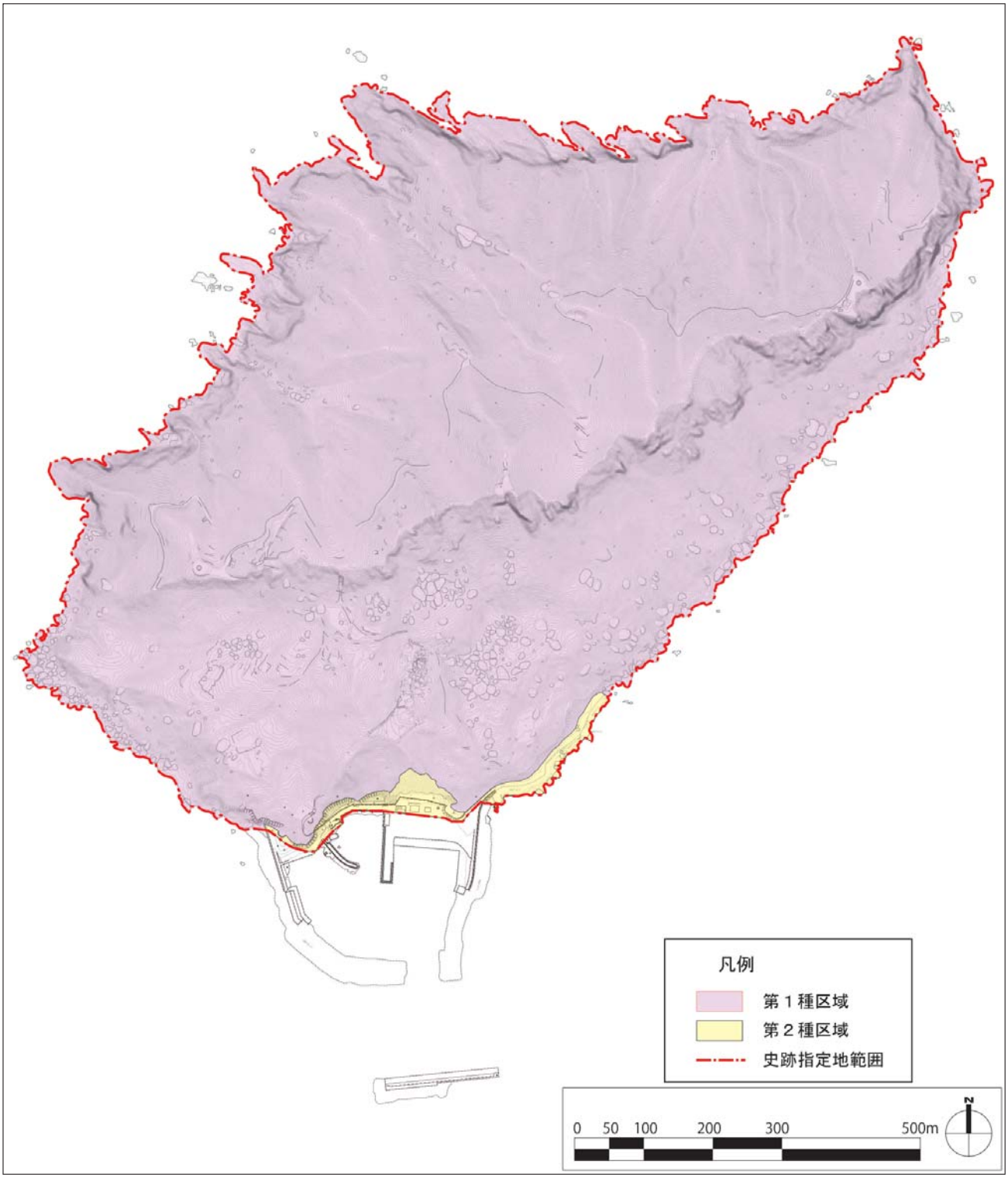

図 A1-2 地区区分図（沖ノ島）

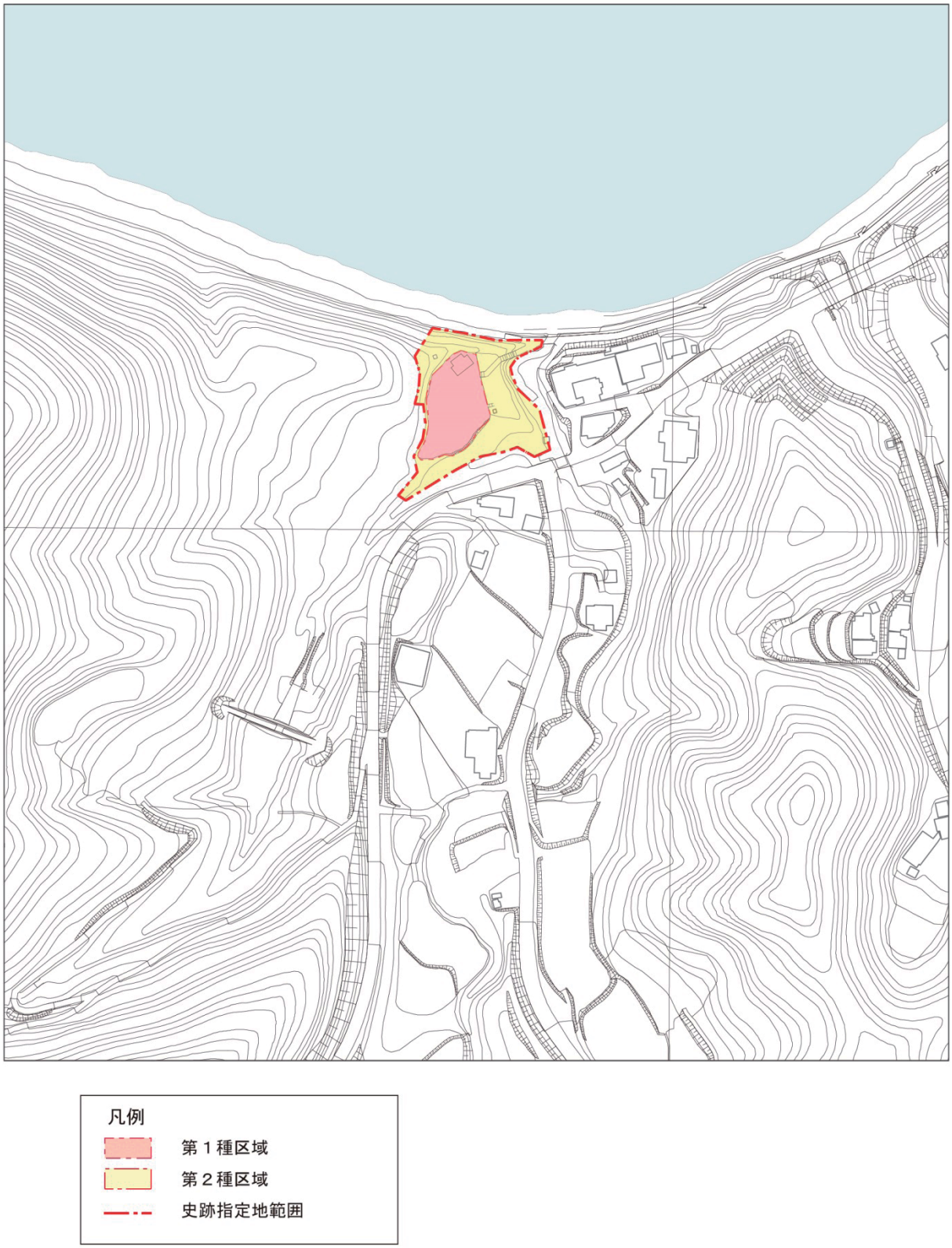

図 A1-3 地区区分図（沖津宮遙拝所）

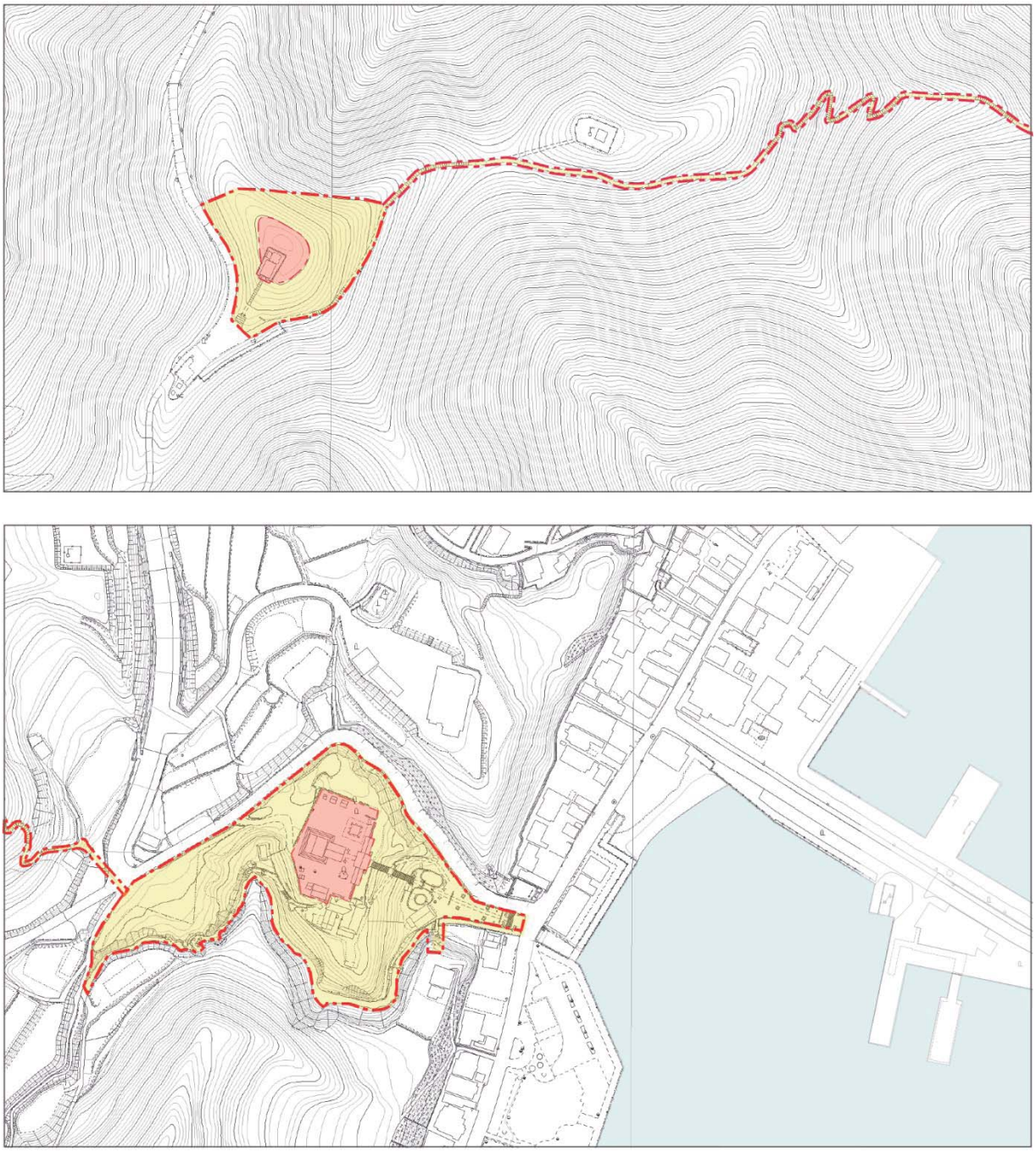

図 A1-4 地区区分図（中津宮）

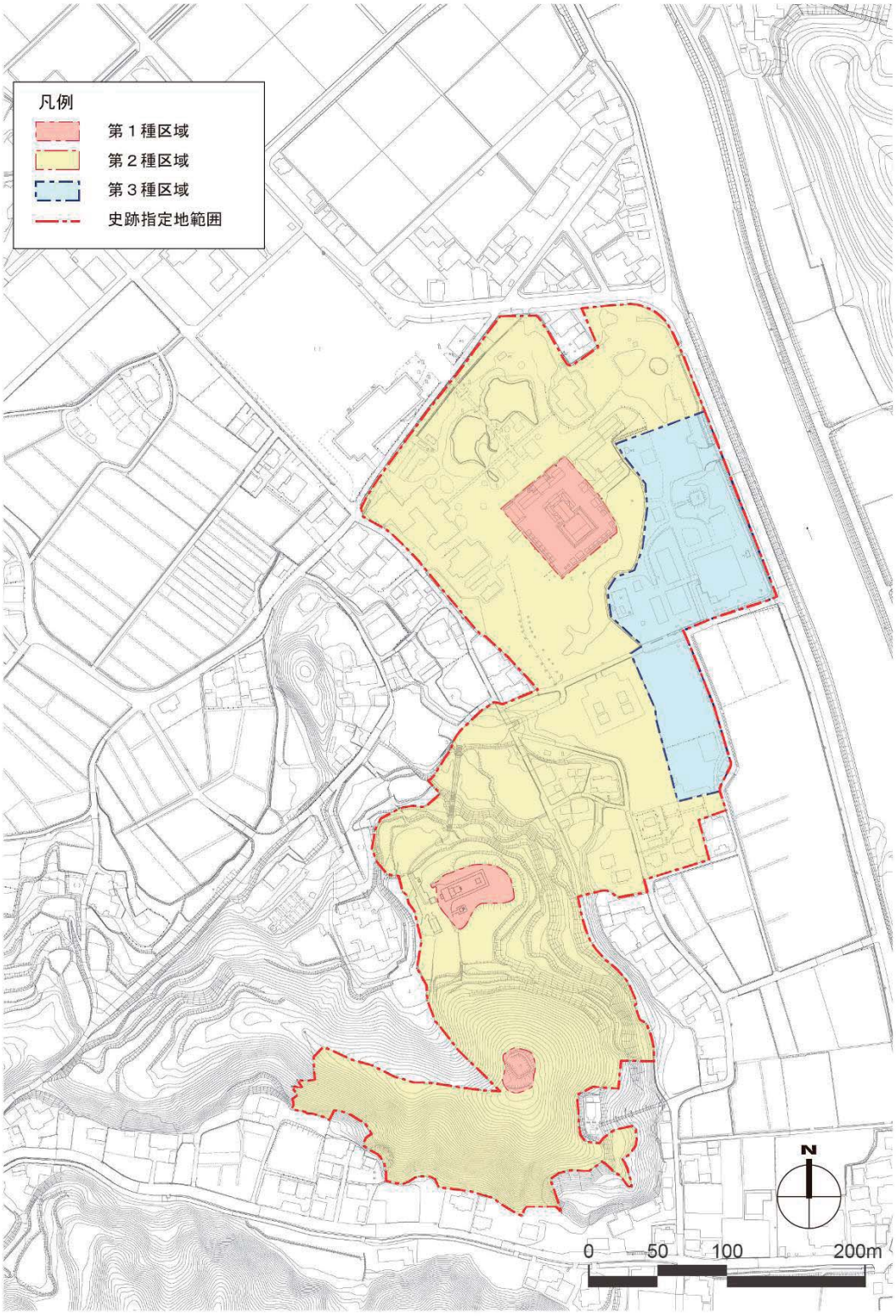

図 A1-5 地区区分図（辺津宮）

b. 天然記念物 沖の島原始林保存管理計画（抜粋）

1. 保存管理の基本方針

(1) 保存管理の目標

指定地の保護、管理に当たっては、上記のような地理的条件と信仰に基づく伝統により守られてきた原生的な沖ノ島の生態系の価値を損ねることなく、優れた自然環境、自然景観を健全な状態で将来世代に確実に引き継いでいくことが重要である。

このため、自然状態における遷移に委ねることを基本とし、各種制度に基づき厳正な保護を図るとともに、必要に応じて科学的知見に基づく順応的な管理を行うこととする。

(2) 基本方針

1）保存管理に関する基本方針

独特な立地と禁忌などによって守られてきた沖ノ島の自然環境の価値を損なうことなく維持していくための計画や対策を定める。

① 学術的価値の高い独自の生態系、植物群集、希少種などの自然状態での保護。
② 外来種による影響など、想定される脅威への対応。
③ 適切なモニタリングと情報の活用、科学的評価と継続的対策など、生態系の順応的保全・管理の実施。
④ 専門家でなくてもモニタリングできる仕組みや有事のときの連絡体制を整える。

2）整備、活用に関する基本方針

① 新たな整備は原則として行わない。
ただし、保護のために必要最低限の整備を許容。事業実施の際の環境への配慮。
② 新たな公開、活用は行わない。
ただし、神事や学術調査における限定的な入島許可は認める。

3）管理及び運営体制に関する基本方針

① 自然環境保全法、文化財保護法等、保護制度の適切な運用。
② 禁忌による立ち入り制限、行為の制限。
③ 宗教法人宗像大社による神域としての保全管理。
④ その他関係者、関係機関の連携による保護体制の構築。

2. 保存管理の方針と方法

(1) 保存管理の方針

天然記念物「沖の島原始林」について、本質的価値を構成する諸要素および本質的価値と異なる諸要素の別に、それぞれの特性に応じた保存管理の方針を以下のように定める。

表 A1-6 天然記念物「沖の島原始林」の構成要素ごとの保存管理の方針

構成要素		特性	保存管理の方針
本質的価値を構成する諸要素	全島（一ノ岳、港湾部および法面を除く）	原生林に覆われ、南方系の植物や希少種などが繁殖する。	原生林として永久的に保護する。
本質的価値と異なる諸要素	一ノ岳（灯台周辺の人工物のある範囲）	海上保安庁の灯台および通信施設が設置されている。	原生林と一体のものとして価値を損ねないようにする。
	港湾部および法面	港湾から天然記念物への導入口。	天然記念物への導入口として価値を損ねないようにする。

(2) 保存管理の方法

保存管理の方法は、構成要素ごとの方針を基本とし、下表に示すとおりとする。

表 A1-7 天然記念物「沖の島原始林」の構成要素ごとの保存管理の方針

分類	保存管理の方法
本質的価値を構成する諸要素	・貴重な自然環境を現状のまま保存するため、自然環境保全法等に基づく規制を継続する。 ・沖ノ島への入島は、原則として禁止する。ただし、常駐する神官、宗像大社現地大祭時に選ばれた人はこの限りとしない。 ・灯台や通信施設の保守などでやむを得ず入島する場合は、従前どおり宗像大社の許可を得るものとし、天然記念物としての自然環境の価値を損なう行為は一切禁止する。 ・禁忌その他の文化的伝統により、切らない、持ち出さない、持ち込まないなどの行為制限を徹底する。 ・継続的な監視によるモニタリングとフィードバック管理を実施する。 ・大雨洪水、波浪、大風（竜巻）、地震、火災などの脅威により、史跡「宗像神社境内」の構成要素が著しい被害を受け、やむを得ず修復、復元が必要な場合に限り、自然への影響が最小限となる現状変更等の対応を講じることができるものとする。 ・ムサシアブミータブノキ群集、着生植物など希少種は、すべて現状のまま手を付けずに保存する。このため伐採などを禁止する。 ・その他すべての植生についても、立入、伐採などの禁止により、現状を保存する。 ・戦時遺構に伴う軍道や砲台、弾薬庫跡などは、自然の摂理に任せ、手を加えない。 ・マダケの拡大をモニタリングする。 ・参道は、維持管理に伴う軽微な伐採を行えるものとする。 ・管理道の擬木製階段について崩落防止などの具体策を検討する。 ・自然の摂理に任せ極力人の手を加えない。 ・史跡として重要な場所は、史跡との調整を図りながら、しかるべき保護措置を行う。
本質的価値と異なる諸要素	・コンクリート治山法面の改修、修景については、崩落防止と景観保全との調和の観点から、沖ノ島に生育している植物を緑化の主体とし対策を検討する。 ・灯台や通信施設については、必要最小限の整備に留め、景観改善に努める。

3. 現状変更等の取扱方針および基準

(1) 現状変更等の取扱いの基本的な考え方・方針

沖ノ島全島が貴重な自然を有する天然記念物であるとともに、宗像大社沖津宮境内であることにかんがみ、指定地内における現状変更行為は、すべて認めない。

祭祀遺跡については、史跡の価値を優先する。

天然記念物指定地内で、既存の施設の保守、管理などのため、やむを得ず改修、整備を行うなど、現状を変更し、天然記念物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その価値を適切に保存するため、文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、現状変更などの許可を必要とする。

本節においては、指定地内において想定される行為について、その現状変更などに関する取り扱いの基本的方針を定める。

(2) 天然記念物「沖の島原始林」の区域区分

天然記念物「沖の島原始林」は、全島を、天然記念物としての価値を損なわないよう、次表および次図のように区域区分する。

第1種区域は、希少種や原生林の自然を厳正に保存する区域とする。

ただし、その中で、史跡「宗像神社境内」の本質的な価値を構成する、祭祀遺跡およびそれに至る参道については、史跡の価値の保存を優先する区域とし、天然記念物としての価値を保存しつつ、史跡の本質的な価値に多大の影響を与える自然の営みについて、適切な対策を講じることができる区域とする。

表 A1-8 天然記念物「沖の島原始林」の保存管理の区域区分

区域	構成要素	場の現状
第1種区域	・天然記念物の本質的価値を構成するもの	・原生林に覆われ、南方系の植物や希少種などが繁殖する。
第2種区域	・天然記念物の本質的価値を構成する構成要素以外のもの	・一ノ岳山頂部に海上保安庁の灯台及び通信施設が設置されている。 ・港湾から天然記念物への導入口。

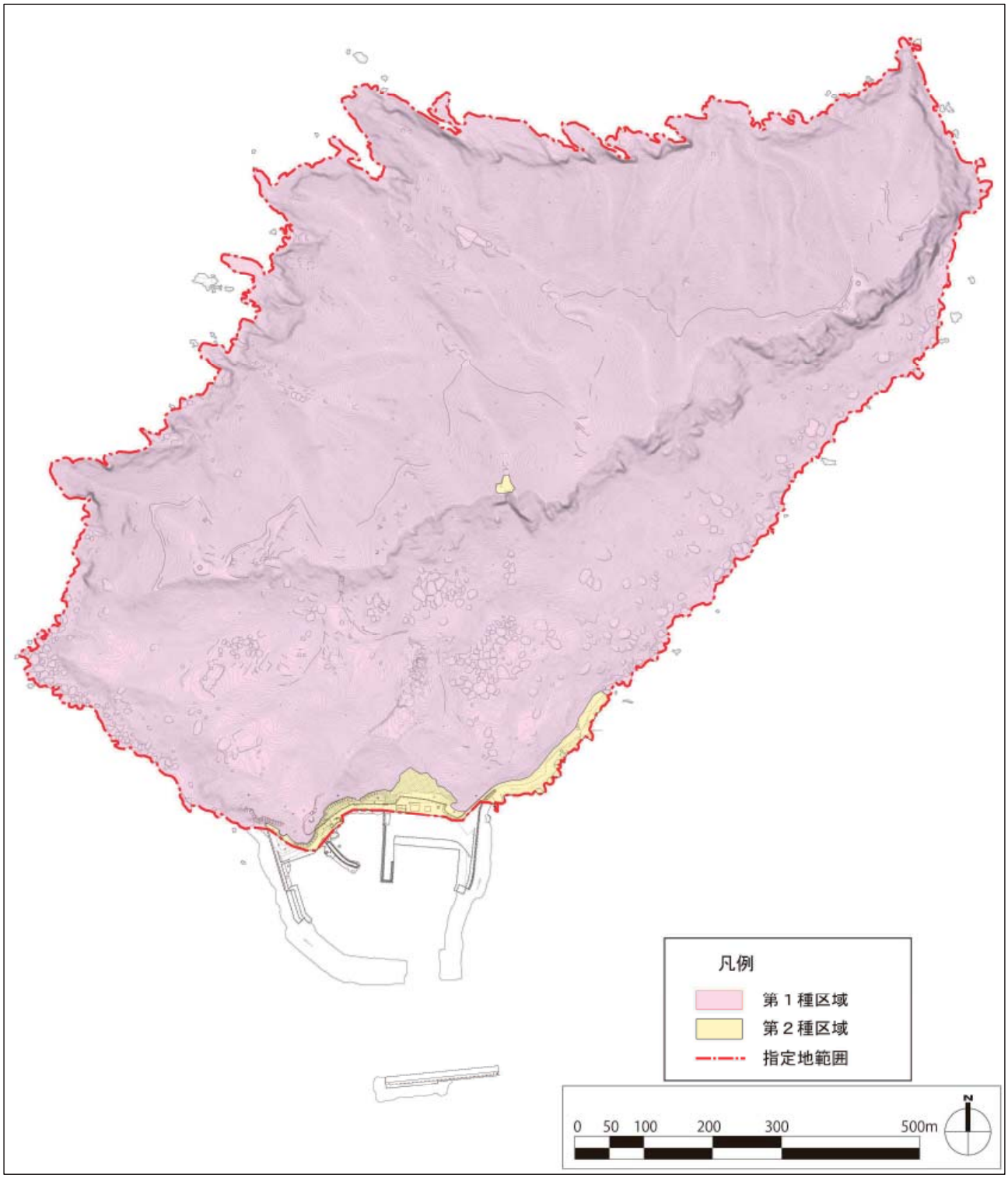

図 A1-6 地区区分図（沖ノ島原始林）

(3) 区域区分ごとの保存管理の方針

独特な立地と禁忌などによって守られてきた沖ノ島の自然環境の価値を損なうことなく確実に維持していくための計画や対策を定める。

表 A1-9 天然記念物「沖の島原始林」の区域区分ごとの保存管理の方針

区域	地区区分	方針
第1種区域	・一ノ岳、港湾部および法面を除く全島	・原生林として永久的に保護する。
第2種区域	・一ノ岳山頂部の灯台周辺の人工物のある範囲 ・港湾部および法面	・原生林と一体のものとして価値を損ねないようにする。 ・天然記念物への導入口として価値を損ねないようにする。

(4) 現状変更等の行為の取扱基準

天然記念物「沖の島原始林」の現状変更等の行為の取扱基準は、次のように定める。

表 A1-10 天然記念物「沖の島原始林」の区域区分ごとの取扱基準 (1/3)

現状変更 ＼ 地区区分		第1種区域	第2種区域
建築物	新築	認めない。	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。
	増築、改築	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。	
	除去、撤去	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。	
	海上保安庁施設、漁協施設の改築等	認めない。	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。
	トイレの設置	認めない。	
工作物	新築	原則認めない。ただし、参道の部分は、境内の配置構成や景観に配慮したうえで、天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。
	改造	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。	
工作物	除去、撤去	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。	

表 A1-10 天然記念物「沖の島原始林」の区域区分ごとの取扱基準 (2/3)

現状変更＼地区区分		第 1 種区域	第 2 種区域
	防災施設、設備の整備	必要に応じて設置する。ただし景観に配慮し、地上及び地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。	
	案内板、説明板、由緒板、看板、立札の設置	認めない。	必要最小限の設置とする。ただし景観に配慮し、地上及び地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。
	防護柵の設置	人命にかかわる危険な場所や地上及び地下遺構の保護に必要な場合は認める。ただし景観に配慮し、設置場所に地上及び地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。	
	照明柱、スピーカー柱、電柱の設置	必要最小限の設置とする。ただし景観に配慮し、地上及び地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。	
	ごみ置場の設置	認めない。	
	ソーラーパネルの設置	認めない。	必要最小限の設置とする。ただし景観に配慮し、地上及び地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。
土木工作物	新設	認めない。	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし境内の配置構成や景観に配慮する。
	改修	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし、境内の配置構成や景観に配慮する。	
	除去、撤去	天然記念物の保存に影響を及ぼさずかつ史跡の保護に資する場合は認める。ただし、境内の配置構成や景観に配慮する。	
	参道、管理道の新設、改修	天然記念物の保護管理上、必要な場合は新設、改修を認める。ただし地下遺構がある場合は、遺構保存を優先し、景観に配慮する。	

表 A1-10 天然記念物「沖の島原始林」の区域区分ごとの取扱基準 (3/3)

現状変更＼地区区分		第 1 種区域	第 2 種区域
土木構造物	水槽、受水槽の新設	認めない。	新設は認めない。既存の改修は認める。ただし景観に配慮し、地上及び地下遺構がある場合は、遺構保存を優先する。
	治山施設の整備	認めない。	景観に配慮し、地上及び地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。
地形の改変行為、防災工事		原則認めない。ただし天然記念物の本質的価値を保護する上で必要な場合は認める。	天然記念物の保護管理上、必要な場合は本質的価値に影響のない範囲で認める。ただし景観に配慮し、地下遺構に影響がある場合は遺構保存を優先する。
戦時遺構、軍道		現状維持で手を加えない。	
樹木	植栽	認めない (自生による再生力による)。	
	伐採、剪定	原則認めない。ただし、参道の部分は、信仰活動および維持管理上必要な場合は認める。	
動植物調査		文化財の保存管理に伴う調査や学術調査など必要な調査のみ認める。	
発掘調査		文化財の保存管理に伴う調査や学術調査など必要な調査のみ認める。	

(5) 許可を受けることを要しない行為

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書きおよび特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更などの許可申請などに関する規則第 4 条により、現状変更または保存に影響を及ぼす行為のうち、次の各項に該当するものについては許可を要しないものとする。

ただし、これらの行為を行い得るものは管理者を原則とし、管理者以外のものが行う場合は、管理者の承認を必要とする。

1) 維持の措置

ア 天然記念物がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく現状に復するとき。

イ 天然記念物がき損し、または衰亡している場合において、き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。

ウ 天然記念物の一部がき損し、または衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、その部分を除去するとき。

なお、これらの措置を実施する場合は、管理者は、速やかに文化財のき損届けを提出する必要がある。

2）非常災害のために必要な応急措置をとる場合

現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予想される急迫の事態の場合、あるいは二次災害の発生を防止する場合に執る応急的な措置。
ただし、災害復旧にかかる、恒常的な施設の設置などはここに含まない。

3）天然記念物の保存への影響が軽微な場合

管理者である宗像大社が日常的に実施している維持管理に関する行為。

c. 重要文化財 宗像神社辺津宮本殿、拝殿保存活用計画（抜粋）

1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

本殿は昭和 46 年（1971）の解体修理、拝殿は大正 7 年（1918）の解体修理をへて、現在屋根葺替を含む部分修理がおこなわれており（平成 26 年（2014）12 月竣工予定）、本殿拝殿ともに良好な保存状態である。

本殿と拝殿は多くの修理をへて今日にいたる。軸部等は当初材であるが、屋根材の定期的葺替、塗装等の定期的修理のほか、文政 3 年（1820）の修理、大正 11 年（1922）および昭和 46 年の解体修理により、小屋組、縁まわり、木階まわり、扉まわりなどが取り替えられた。最大の被害は蟻害と考えられ、多数記録にのこる。昭和 46 年の解体修理は蟻害が記され、大正 11 年および文政 3 年の大修理も蟻害の大きさが推測できる。

表 A1-11　宗像神社辺津宮本殿と拝殿の保存状況

部位	本殿	拝殿
基礎	良好	良好
軸部	良好	修理中
組物	良好	良好
軸まわり	良好	良好
妻飾	良好	良好
小屋組	良好	良好
屋根	葺替中	葺替中
縁まわり	修理中	
壁まわり	修理中	修理中
天井、化粧小屋裏まわり	良好	良好
建具等	良好	
塗装、錺金具等	修理中	修理中

(2) 管理状況

- 本殿および拝殿は、所有者である宗像大社が管理する。
- 本殿まわりおよび拝殿の内外部は、神職により日常清掃、目視点検がおこなわれている。
- 本殿は、毎朝 6 時 30 分に神職が東側の扉から内部に入り、蔀戸を開け、外陣を掃除し、夕方 16 時に再び蔀戸を閉める。
- 内々陣には宮司しか入ることができないために、蟻害や腐朽の発見が遅れる可能性がある。

2. 保護の方針

以下、重要文化財（建造物）について部分および部位を設定し、保護の方針を定める。

【部分】　文化財（建造物）の屋根、外装、各部屋を単位とする区分。
【部位】　部材等（室内の壁面、床面、天上面、窓および窓枠等）を単位とする区分。
【保存部分】文化財としての価値を特に有する部分。主に基準 1 または 2 に該当する部位。
【保全部分】維持および保全することが必要な部分。改造により文化財の原状が損なわれている部分。
保存活用において原状に復する部分。活用および補強等のために改造が不可欠な部分。
主に基準 3、4 に該当する部位。
【その他の部分】活用または安全性向上のために改修等を行う部分。主に基準 4 または 5 に該当する部位。
【基準 1】　材料自体を保存する部位。主要な構造にかかわる材、当初の部材等。
【基準 2】　材料の形状、形質、仕上、色彩を保存する部位。定期的に材料を取り替える部位。
【基準 3】　主たる形状および色彩を保存する部位。活用または補強等のための変更が必要な部位。
【基準 4】　意匠上の配慮を必要とする部位。
【基準 5】　所有者等の自由裁量にゆだねられる部位。

(1) 部分の設定と保護の方針（図 3-1 ～ 4）

- 本殿：すべて保存部分（基準 1 または 2）
- 拝殿：すべて保存部分（基準 1 または 2）

(2) 部位の設定と保護の方針

1) 外部（本殿・拝殿）

- 軸部　基準 1
- 縁まわり（本殿）　基準 1
- 外壁（漆喰塗壁）　基準 2
- 屋根、軒まわり　基準 2
- 棟まわり　基準 2
- 塗装　基準 2
- 石階（拝殿）　基準 2

2) 内部（本殿・拝殿）

- 軸部　基準 1
- 床（拭板）　基準 1
- 壁（板壁）　基準 1
- 天井板（本殿）　基準 1
- 蔀戸等建具　基準 1
- 塗装　基準 2
- 畳（本殿外陣と内々陣）　基準 2

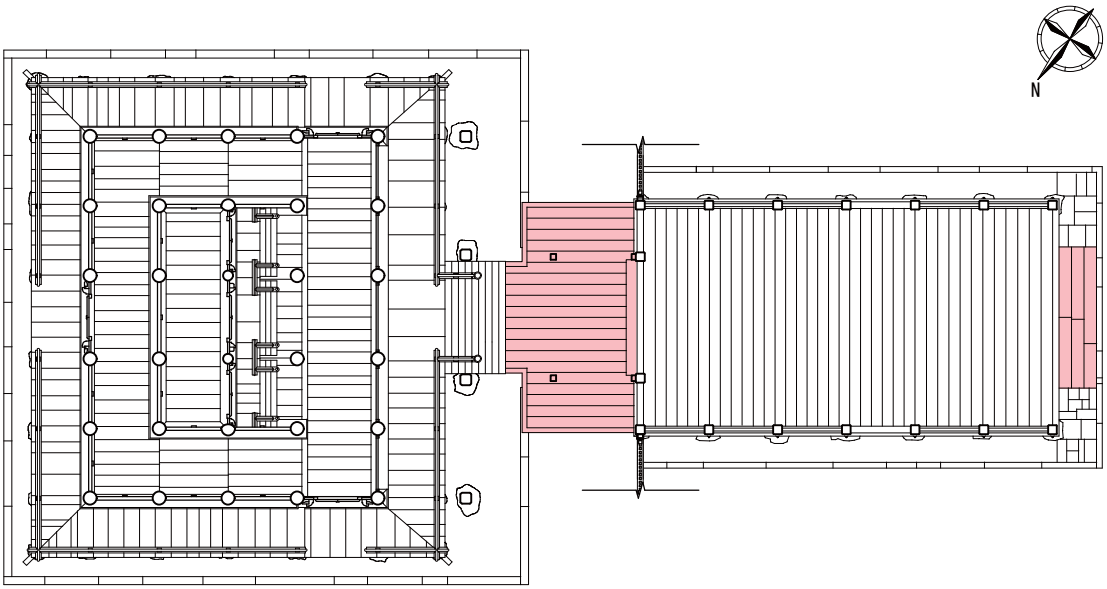

本殿、渡殿、拝殿　平面図

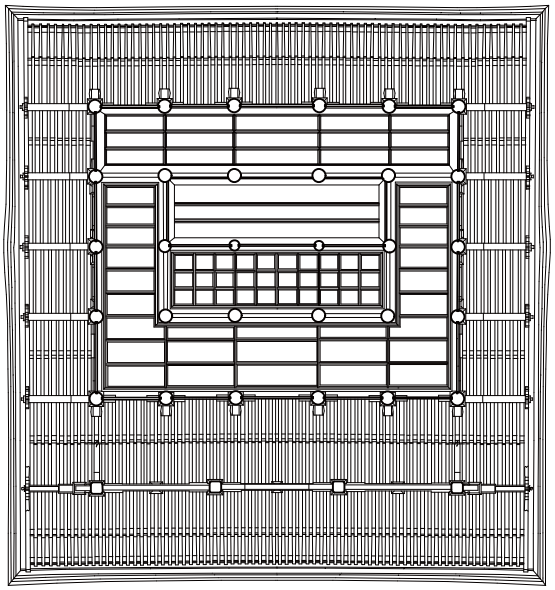

本殿軒、天井見上図

0 2 4 6 8 10 12 14尺
0 1 2 3 4m

：保存する部分
：保全する部分

図 A1-7　宗像大社辺津宮本殿、拝殿口部分の設定その1

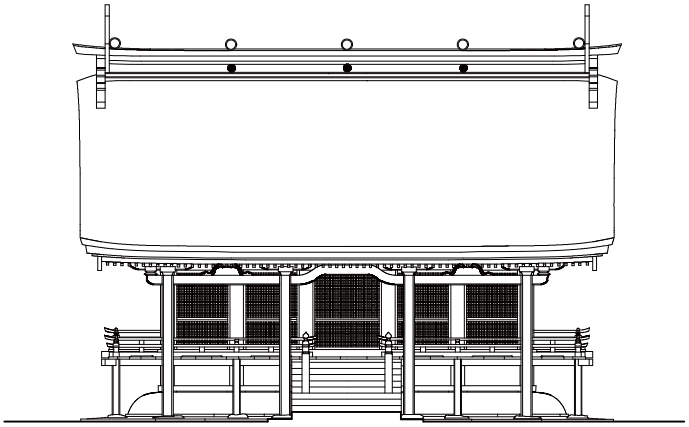

本殿　正面図

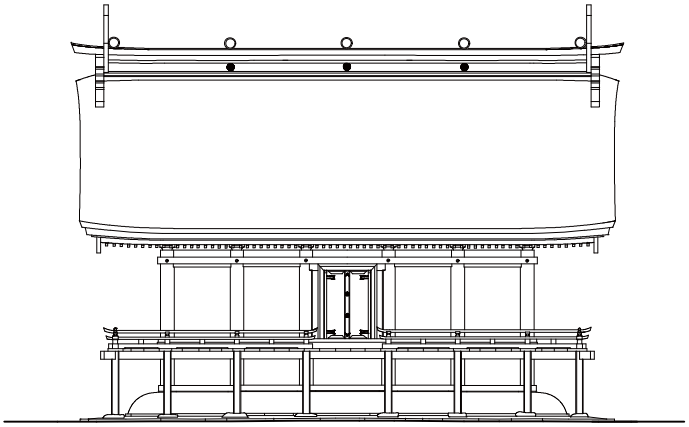

本殿　背面図

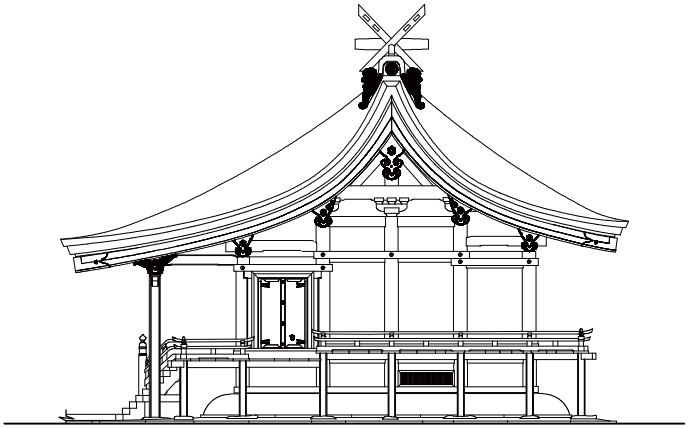

本殿　側面図

図 A1-8　宗像大社辺津宮本殿、拝殿　部分の設定その 2

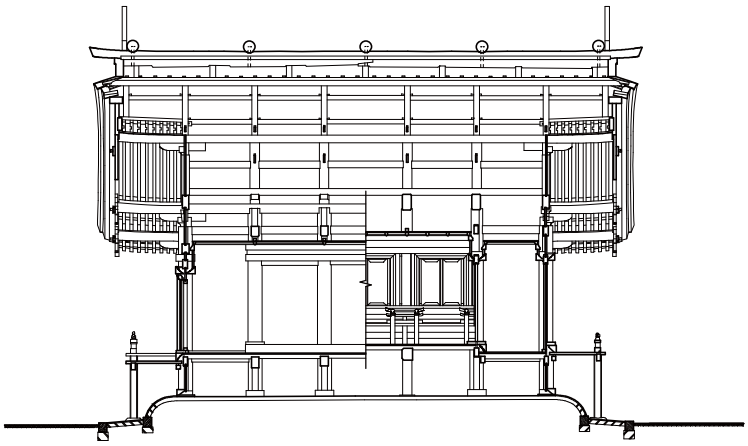

本殿　桁行断面図

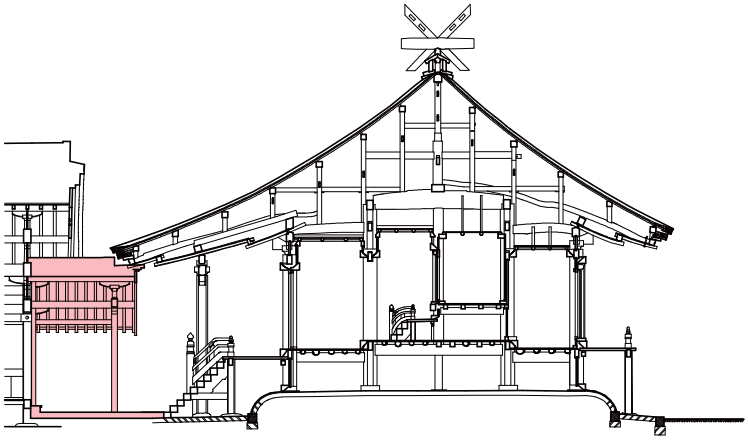

本殿　梁間断面図

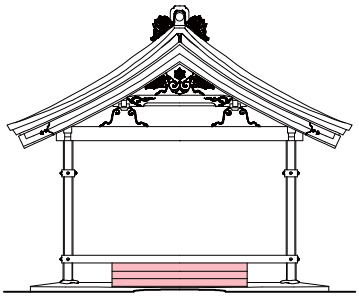

拝殿　正面図

図 A1-9 宗像大社辺津宮本殿、拝殿　部分の設定その 3

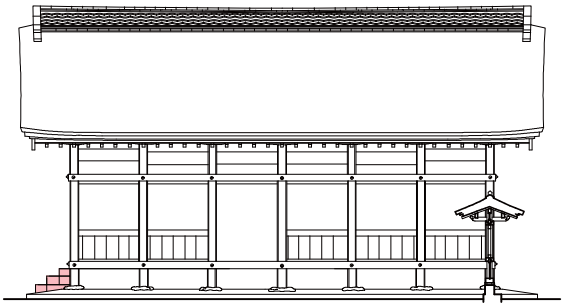

拝殿　側面図

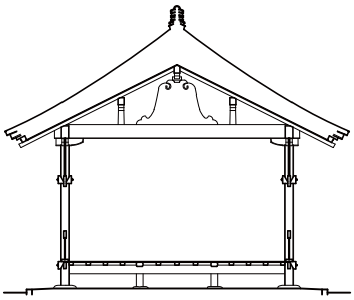

拝殿　梁間断面図

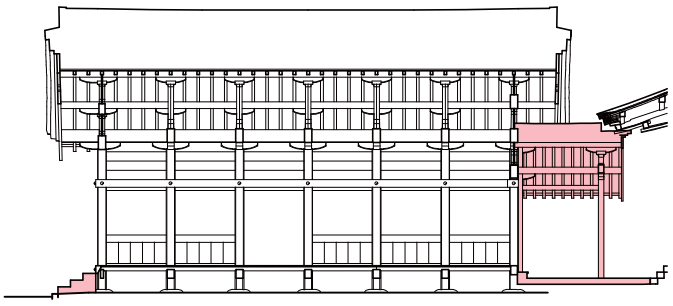

拝殿　桁行断面図

図 A1-10　宗像大社辺津宮本殿、拝殿　部分の設定その 4

3. 管理計画

(1) 管理体制

1) 管理者

宗教法人　宗像大社　代表役員 (宮司) 高向正秀、庶務部長　禰宜　葦津幹之
電話番号　0940-62-1311

2) 関係機関

宗像市郷土文化交流課、福岡県教育庁文化財保護課、文化庁、宗像地区消防本部

3) 緊急の管理体制

ア 管理者は毀損を発見次第、調書 (年月日、場所、毀損状況、写真) を作成し、速やかに宗像市郷土文化交流課に連絡する。
イ 宗像市郷土文化交流課は状況確認をおこない、軽微な場合は課内で処理し、福岡県教育庁文化財保護課に状況および初期対応を報告する。
ウ 福岡県教育庁文化財保護課は管理者、宗像市と協議し、必要に応じて現地の確認、専門家との協議をへて、文化庁へ状況、初期対応、協議内容の報告をおこなう。

(2) 管理方法

1) 保存環境の管理

ア 清掃、整頓、点検に関する事項
・ 正月前の年末、大祭前の年 2 回大掃除をおこなっており、今後も継続する。
・ 本殿と拝殿は、毎日神職が内部の清掃、整頓 (本殿の内々陣を除く)、本殿内部は、外陣のみならず脇陣､後陣も清掃および点検をおこなう｡本殿外部の点検､本殿と瑞垣の間の点検をおこなっており、今後も継続する。
イ 日照、通風に関する事項
・ 本殿は毎日蔀戸を開け、通風を確保する。拝殿は吹き放ちのために問題はない。
・ 本殿と瑞垣の間に実生の樹木、拝殿の西隣に大楠があり、通風を阻害し、雨水が跳ね返らないように、必要に応じて伐採または枝打ちを適宜おこなう。
ウ 蟻害、虫害、腐朽に関する事項
・ 神職および管理員が巡回点検し、異常があれば関係機関および専門家に報告する。
・ 専門家による定期的な点検および処理をおこなう。
エ 風水雪害に関する事項
・ 神職および管理員が巡回点検し、異常があれば関係機関および専門家に報告する。
オ 毀損、盗難、失火等の事故防止に関する事項

・御垣内では、神門の扉を午前 5 時 30 分に開けて午後 6 時 30 分に閉じ、また東西両側の出入口を午前 6 時 30 分に開けて午後 6 時 30 分に閉じる。
・昼間は、本殿と拝殿を中心に境内を神職、巫女、管理員が 3 回巡回する。そのほか随時管理員が巡回し、不審者の有無、火災発生の有無、消火設備の確認をおこなっており、今後も継続する。午後 5 時以降は当直神職 2 名、管理員 1 名、夜警員 1 名（隔日）が 6 回巡回し、当直者が祈願殿の火災受信盤室、儀式殿、齋館、神宝館脇の夜警室に待機し、防犯、防火に備えており、今後も継続する。

2) 建造物（本殿、拝殿）の維持管理

ア 基礎
・本殿まわりの落葉等の清掃および点検する。
・樹木等の手入（剪定、消毒、枝打ち）する。
イ 縁まわりおよび床下
・縁下に物を置かない。
・縁まわりが風雨にさらされた時は雨水を除去する。
ウ 外壁
・漆喰塗壁（本殿）の亀裂、破損、剥離箇所の発見および補修する。
エ 屋根および雨樋
・台風後は異常の有無を点検する
・雨樋を適宜掃除し、雨樋から雨水が溢れた時には早急に対処する。
オ 床
・本殿の外陣および内々陣の畳は湿気を帯びないように注意をはらい、適宜表替をおこなう。
拝殿は丁寧に扱われ、清掃も行き届く。拝殿の拭板は十分に乾燥し割れ等のおそれはない。
カ 内壁（本殿、拝殿）
・割れやカビを発見し、補修する。
キ 天井（本殿、拝殿）
・雨漏および虫害の有無の点検し、次回の修理に備える。
ク 建具（本殿）
・開閉時の取り扱いを注意する。
・丁番、軸摺金物類を手入れする。
ケ 金具（本殿、拝殿）
・唄金物の汚れや水分を除去する。
コ 塗りおよび彩色（本殿、拝殿）
・漆の割れ、丹塗および胡粉塗りの退色等を点検し、今後の修理に備える。

3) 棟札の維持管理

附指定の棟札は、国宝の沖ノ島での祭祀遺物約 80,000 点、重要文化財の中世文書や阿弥陀経石、石造狛犬等とともに、神宝館に収蔵されており、今後とも継続する。

d. 史跡 新原・奴山古墳群保存管理計画（抜粋）

1. 保存管理の基本方針

- 史跡を構成する古墳としての諸要素を明確にし、津屋崎古墳群に適した保存管理の方針と方法を示す。
- 津屋崎古墳群築造の歴史的背景と関わりが深い、海への眺望または海からの眺望を守るため、史跡地のみならず背後の山並みや海岸部を含む周辺環境の一体的な保全に取り組む。
- 整備、活用、公開に関する施策を推進し、生涯学習、観光、環境、農政、道路管理部局等の関係諸機関との連携を図り確実な保存管理を行う。
- 所有者、地域住民と協議、調整を図り、市民組織等と共働で地域に根差した保存管理の取り組みを進める。

2. 構成要素

新原・奴山古墳群が有する要素を把握し、整理した結果を以下の表に示す。

表 A1-12　構成要素の整理

分類	史跡を構成する諸要素					史跡の周辺環境を構成する諸要素
	本質的価値を構成する古墳としての要素		本質的価値を構成する諸要素と異なる要素			
			古墳以外の遺構、遺物等の要素	史跡の保護に有効な要素	史跡の保存管理上調整の必要な要素	
新原・奴山古墳群	地上	墳丘、墳丘群 周溝 周堤 基壇 葺石 石室石材	中世の板碑群（新原の百塔板碑）と玉砂利	解説看板	国道 495 号 大規模農業施設住宅 産業廃棄物中間処理施設 井戸 市道 里道 水路 月花池の一部 竹林	玄界灘への眺望 原田池 月花池 新原池 招池 樹林 農地
	地下	埋葬施設 周溝 葺石 埴輪 副葬品				

3. 保存管理の方針と方法

(1) 保存管理の方針

本古墳群の土地利用状況を概観すると、主に道路、農地、宅地、寺社境内地がみられる。また、各古墳（群）を含む周辺環境では、集落、農地、住宅地、樹林等により共通点や類似点がみられる。以下に各古墳（群）及び周辺環境において捉えられた共通点等による分類を行い、その特性に応じた保存管理の方針を定めることとする。

なお、各古墳群の保存管理において、保存整備事業を行うに当たっては発掘調査を実施し、その成果に基づいた適切な措置を執ることとする。

表 A1-13 保存管理の方針

古墳（群）名	共通点等	保存管理の方針
新原・奴山古墳群	・ 道路敷等を含む台地全体を史跡指定する。	・ 道路敷等を含む台地全体の景観保全とその一層の向上を図る。 ・ 墳丘法面の安定化を含め、早期の保存整備事業に着手する。

(2) 保存管理の方法

前項では、土地利用状況等を踏まえ各古墳群の保存管理の方針を定めた。ここでは史跡を構成する個別の諸要素に対し、構成要素の分類に従い具体的な保存管理の方法を示す。

表 A1-14 保存管理の方法 (1/3)

分類	諸要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する古墳としての要素	墳丘、墳丘群、周溝、周堤、基壇	・ 崩れがないか定期的な巡回と点検を行う。 ・ 台風や豪雨の前後は状況確認を行う。 ・ 史跡地及び隣接地に崖面が存在する場合は定期的に状態を点検する。 ・ 崩れ等の生じるおそれを発見した時は早急に対策を施す。 ・ 台地、丘陵縁辺の法面保護、墳丘法面や裾部の崩落防止対策を行う。 ・ 墳丘盛土の流出が見られるものは、状態の定期的点検とともに対策を検討する。 ・ 木竹の適切な管理を行う。 ・ 整備計画に必要な史跡の内容確認等の発掘調査を実施する。 ・ 地表で発見した遺物（土器、埴輪等）については、出土状況等を記録し保管する等、適切な措置を執る。
	埋葬施設（石室等と副葬された遺物）	・ 現状で保存するが、近年開口し応急的に埋め戻したものや、将来の保存に問題が指摘されているものについては早期に適切な対策を検討する。 ・ 崩れや盗掘がないか定期的な巡回と点検を行う。 ・ 雨水が墳丘を通じて石室内へ浸水するものは、防止策を検討するとともに、定期的な点検や経過観察を行う。 ・ 発掘調査は保存対策を講じるために必要最小限度に留める。

表 A1-14 保存管理の方法 (2/3)

分類		諸要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する古墳としての要素		地表に露出した石材（石室、葺石等）	・定期的な巡回と点検を行う。 ・崩落等を生じるおそれがある場合は、早急に対応を行う。 ・公開と活用に際しては、保存上問題のある場所に来訪者が立ち入らないようにする。
		通路、空間、古墳造営に伴う遺構等	・古墳群との関わりを評価できる遺構は、史跡を構成する要素として適切に取扱う。
		今後調査等によって確認される未確認の遺構等	
本質的価値を構成する諸要素以外の要素	古墳以外の遺構、遺物等の要素	弥生時代の遺構等 古墳時代の古墳以外の遺構等	・古墳に先行する時代の遺構など古墳遺構下に埋蔵されるものは現状で保存する。
		中世の板碑、石造物等	・古墳と一体的な保護を図る。 ・損傷の有無や状態の変化について、定期的な巡回と点検を行う。
		近世墓	・年代や文化財としての評価を行った後、適切に取扱う。
		今後調査等によって確認される未確認の遺構	
	史跡の保護に有効な要素	史跡の活用のための看板、解説板等	・史跡の保護を妨げない限り活用する。 ・史跡整備の進捗に伴い改修、移転または撤去する。
		保安林	・定期的な草刈り等の管理を行う。 ・史跡整備に向けて、森林管理担当部局や周辺営農者と協議を行う。
		寺社施設	・史跡保護について所有者の理解を得るとともに、定期的な連絡調整を図る。

表 A1-14 保存管理の方法 (3/3)

分類		諸要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する諸要素以外の要素	史跡の保存管理上調整の必要な要素	地盤保護擁壁、石材	・ 史跡の保護を妨げない限り利用する。 ・ 将来、史跡地に相応しい工法で改修する。
		道路敷	・ 道路管理者や利用者と協議を行い、保存管理を図る。
		住宅、付属施設	・ 史跡保護について所有者の理解を得るとともに、定期的な連絡調整を図る。 ・ 所有者と協議を行い、将来の移転を働きかける。
		電柱	・ 利用状況を把握し、将来の移転を検討する。 ・ 史跡地に相応しい工法による計画的な改修を働きかける。
		コンクリート舗装、法面	・ 所有者や利用者と協議を行い、史跡地に相応しい工法で計画的な改修を行う。
		現代の石祠、石祠基礎等	・ 所有者と協議を行い、将来の移転を働きかける。
		改装された墓の石材	・ 所有者を把握し、将来の移転を働きかける。 ・ 所有者が不明なものは移転又は撤去し、草刈り等日常管理の安全面の向上を図る。
		大規模農業施設、ゴミ集積施設、産業廃棄物中間処理施設等	・ 所有者や利用者と協議を行い、将来の移転等を働きかける。
		鑑賞樹、果樹	・ 計画的な伐採を行う。
		農業用ため池	・ 農政部局及び利用者と史跡保護に係る協議を行い、遺構保存に必要な措置を執る。
		農業用水路	・ 史跡保護について利用者の理解を得るとともに、遺構に影響を与えない工法で補修や改修等を行う。 ・ 利用状況等を把握し、将来の振り替えや廃止を検討する。
		利用されていない寺社施設等	・ 所有者と協議を行い、撤去を働きかける。
		井戸	・ 所有者を把握し、構造物の撤去を行う。 ・ 安全管理に必要な措置を執る。
		現代設置の石碑等	・ 所有者を把握し、移転等を働きかける。
		竹林	・ 計画的な伐採を行う。
		スギ、ヒノキの人工林	・ 段階的に伐採し、管理する。

4. 現状変更の取扱

(1) 現状変更の取扱について

①史跡地の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

②農地の耕作や作物の栽培等通常の農作業、森林の日常管理等については、現状変更等の許可を必要としない。

③現状変更等については、その規模に関わらず、事前に市教育委員会に連絡し協議すること。

④追加指定対象地（未指定地）については、文化財保護法第 93 条、94 条の規定により取り扱う。

⑤市等の行政機関が行う発掘調査、防災、保存修理、史跡整備等及び博物館、大学等の研究機関が行う発掘調査等についても現状変更の行為となるため、文化庁長官の許可を得る必要がある。

(2) 現状変更等の取扱方針

現状変更等の取扱い基準を定めるに当たり、各古墳（群）及び周辺環境において捉えられた共通点等による分類に基づき、以下に各古墳群の現状変更等の取扱い方針を示す。

表 A1-15 現状変更等の取扱方針

古墳（群）名	共通点等	現状変更等の取り扱い方針
新原・奴山古墳群	・ 道路敷等を含む台地全体を史跡指定する。	・ 台地を分断する道路敷を含め、遺構及び景観に影響を与える現状変更等は認めない。

(3) 区域の種別

前項では現状変更等の取扱い方針を定めた。次に具体的な現状変更等の取扱い基準を定めるため、史跡の本質的価値に基づいた区域を設定する。以下に史跡地における区域の種別を示す。

表 A1-16 史跡地における区域の種別

区域の種別	分類	古墳としての遺構	備考
第１種区域	本質的価値を構成する古墳としての要素が存在する、若しくはその存在が推定できる範囲	墳丘、周溝、周堤、基壇、葺石、埋葬施設、墓道等	－
第２種区域	現時点で上記の要素は確認されていないが古墳の保護に必要な範囲	－	今後の調査等によって遺構が確認された場合、古墳群との関わりが評価できる遺構が存在する範囲は第１種区域に変更する。

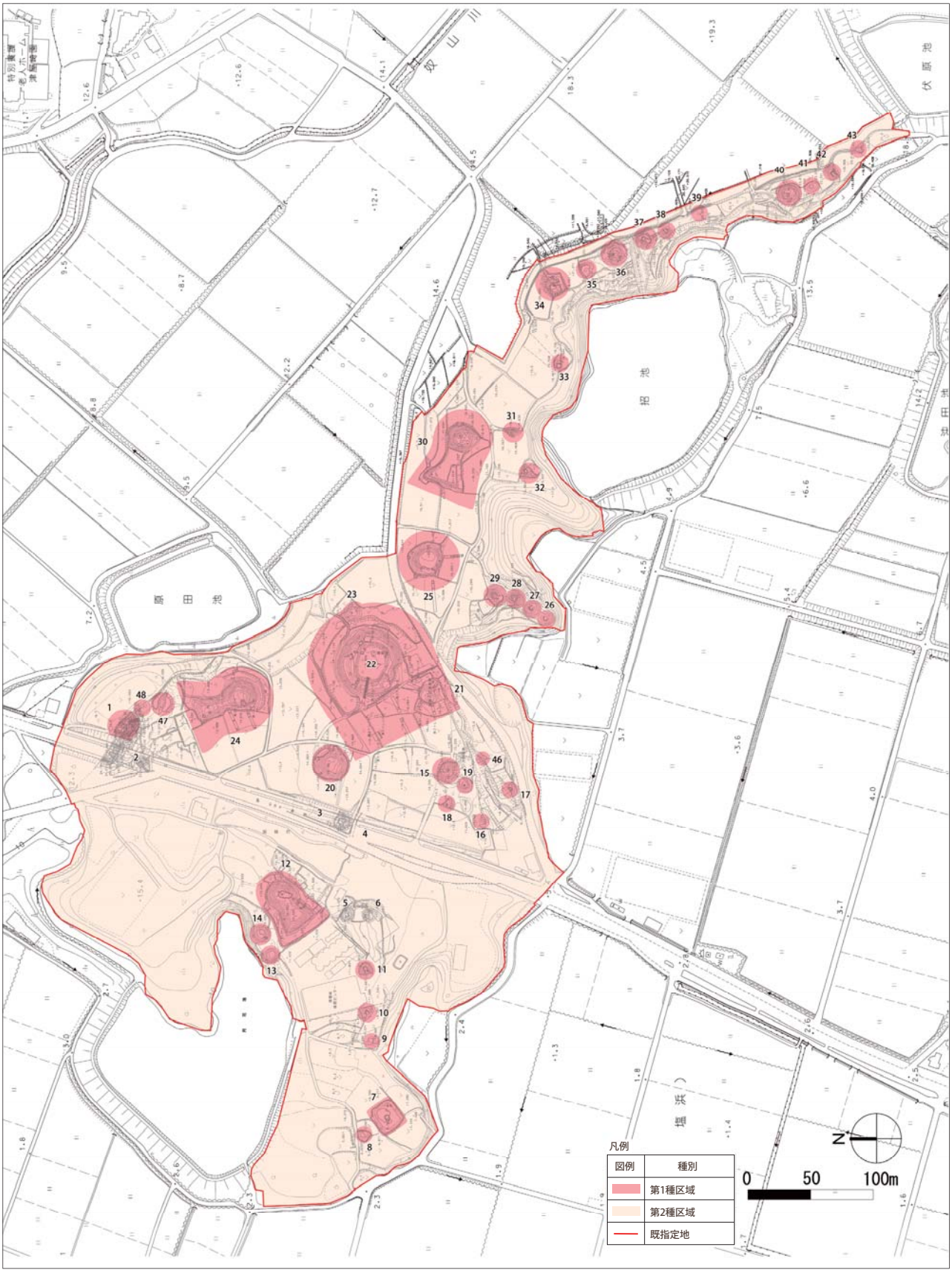

図 A1-11 新原・奴山古墳群の地区区分図

(4) 現状変更等の取扱基準

保存管理の方法に基づき、史跡地で予想される各種の現状変更等に対して具体的な取扱い基準を示す。但し、下表に合致しない特殊な事例が生じた際は、表「現状変更等の取扱い方針」を参考に適切な取扱いを古墳（群）ごとに判断する。なお、現状変更等の許可に係る事務については、文化財保護法施行令第五条第四項第一号及びその処理基準による区分に基づき適切に行うこととする。

表 A1-17 現状変更等の取扱基準 (1/3)

現状変更等の種類		取扱基準	
		第 1 種区域	第 2 種区域
住宅（寺社を含む）	建築物（外構等付属施設を含む）の新築	認めない。	原則認めないが、遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	建築物（外構等付属施設を含む）の増築、改築	原則認めないが、遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	建築物の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	電柱（鉄塔）の新設	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の改修	第 1 種区域外への移設を前提とするため、原則認めない。但し、電柱本体の軽微な修理については認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	電線、ガス管、水管又は下水道管の新規埋設、改修、除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
道路	道路新設	認めない。	原則認めないが、史跡の保存活用に資する場合については認める。
	既設の未舗装の道路の舗装	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものあって、史跡の保存活用に資する場合は認める。
	既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	

表 A1-17 現状変更等の取扱基準 (2/3)

現状変更等の種類		取扱基準	
		第 1 種区域	第 2 種区域
道路	電柱（鉄塔）の新設	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の改修	第 1 種区域外への移設を前提とするため、原則認めないが、周辺の状況等に鑑みてやむを得ないと判断される場合は遺構への影響を与えない範囲において認めることがある。但し、電柱本体の軽微な修理については認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	電線、ガス管、水管又は下水道管の新規埋設	原則認めないが、遺構に影響を与えないものについては認める。	遺構に影響を与えないものについては認める。
	埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修、除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	信号機、ガードレール、標識などの新設	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	信号機、ガードレール、標識などの改修	第 1 種区域外への移設を前提とするため、原則認めないが、周辺の状況等に鑑みてやむを得ないと判断される場合は遺構への影響を与えない範囲において認めることがある。但し、電柱本体の軽微な修理については認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	信号機、ガードレール、標識などの除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	

表 A1-17 現状変更等の取扱基準 (3/3)

現状変更等の種類		取扱基準	
		第 1 種区域	第 2 種区域
その他構造物	史跡の保存活用において必要となる施設（園路、東屋、便所等）	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	
	史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さく等の設置、改修、又は除却	文化財保護法第 115 条第 1 項に記される内容について、遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で設置する標識等については認める。	
	電柱（鉄塔）の新設	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の改修	第 1 種区域外への移設を前提とするため、原則認めないが、周辺の状況等に鑑みてやむを得ないと判断される場合は遺構への影響を与えない範囲において認めることがある。但し、電柱本体の軽微な修理については認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	水路、ため池の改修	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	墓石、石祠等の設置	原則認めないが、遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の墓石、石祠等の改修	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	
	既設の墓石、石祠等の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
木竹の伐採等	伐採	史跡景観を向上させるもの又は史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	
	抜根	史跡保存に資するなど特別な場合を除き、遺構に影響を与える可能性がある場合は認めない。	
	植栽	原則認めないが、保安林の維持に必要なものは認めることがある。	原則認めないが、史跡の保存活用に資する場合及び保安林の維持に必要なものについては認めることがある。

(5) 現状変更許可申請の必要のない行為

現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない（法第百二十五条第一項ただし書）とされている。ここでは史跡地で予想される現状変更許可申請の必要のない行為について以下に示す。なお、維持の措置の範囲は文部科学省令で定められているため、その内容に関わらず事前に市教育委員会に連絡し了承を得ること。

- 既存の農地の耕作。
- 草刈り。
- 枯損木の伐採。
- 史跡地内の通行等の安全管理のための枝の除伐。
- 樹林の日常管理における枝の除伐。
- テント等、掲示物等の史跡地活用を目的とした短期間の仮設物の設置。但し、遺構への影響を与えないものに限る。
- その他。